

国内肥料資源利用拡大対策事業実施要領

制 定：令和 4 年 12 月 21 日付け 4 農産第 3509 号、4 畜産第 1954 号
一部改正：令和 5 年 12 月 1 日付け 5 農産第 2945 号、5 畜産第 1875 号
農林水産省農産局長、畜産局長通知

第 1 事業内容

国内肥料資源利用拡大対策事業の実施については、国内肥料資源利用拡大対策事業費補助金交付等要綱（令和 4 年 12 月 21 日付け 4 農産第 3508 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）の定めによるほか、本事業の事業内容は以下のとおりとし、詳細は別紙 1 及び別紙 2 のとおりとする。

1 国内肥料資源活用総合支援事業

（1）国内肥料資源活用施設総合整備支援

海外からの輸入原料に依存した肥料から、堆肥や下水汚泥資源等の国内資源を活用した肥料（以下「国内資源由来肥料」という。）への転換を進めるため、事業実施主体がこれら国内資源を活用する際に必要となる施設等の整備を支援する。

（2）国内肥料資源活用総合推進支援

海外からの輸入原料に依存した肥料から、国内資源由来肥料への転換を進めるため、事業実施主体がこれら肥料やその原料の供給又は利用を拡大する取組を支援する。

（3）国内肥料資源活用推進事業

（1）又は（2）の事業の適切かつ円滑な実施を図るとともに、事業効果を十分に発揮させるため、都道府県協議会による（1）又は（2）の事業実施主体への助言や各種手続の事務、取組の実施確認等、当該事業の適切かつ円滑な実施に必要な取組を支援する。また、都道府県協議会による施肥基準の見直しに向けた調査や関係事業者間の連携づくり等の国内資源由来肥料への転換を進める取組を支援する。

（4）国内肥料資源流通促進支援

国内資源由来肥料の流通を促進するため、事業実施主体による肥料原料供給事業者、肥料製造事業者、肥料利用者間のマッチング等、全国的な取組推進に必要な取組を支援する。

（5）国内外の肥料原料価格の動向等調査

国際市況や原料産出国の輸出に係る動向の影響を把握するため、国内外の肥料原料価格の動向調査等の取組を支援する。

2 畜産環境対策総合支援事業

（1）畜産堆肥流通体制支援事業

畜産農家等における好気性強制発酵による堆肥の高品質化など環境負荷低減の取組に対する理解醸成を図るための検討会の開催、情報発信、畜産農家等が高品質堆肥の流通等に取り組むに当たっての現状や課題を分析・把握するためのコンサルタントによる改善指導等の取組を支援する。

（2）畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援事業

ア 耕種農家における堆肥・液肥ニーズの把握や生産方法の検討、広域流通等の促進を図るための協議会の開催、堆肥・液肥の成分分析、堆肥造粒機等の導入等を支援する。

イ 堆肥のクロピラリド検査体制の構築に必要な研修、クロピラリド検査機器の導入等を支援する。

(3) 畜産・土づくり施設等導入支援事業

好気性強制発酵による堆肥・液肥の高品質化、堆肥のペレット化等に係る施設等の整備又は補改修等を支援する。

(4) 畜産環境関連施設等導入支援事業

高度な畜産環境対策を実施するための施設等の整備又は補改修及び併せて実施する畜産に由来する臭気の測定又は排水の水質検査等を支援する。

附 則（令和4年12月21日付け4農産第3509号、4畜産第1954号）

- 1 この要領は、令和4年12月21日から施行する。
- 2 本要領の施行に伴い、「畜産環境対策総合支援事業補助対象事業事務及び補助対象事業費の取扱いについて」（令和2年3月17日付け元生畜第1842号農林水産省生産局長通知。以下「旧事務取扱い」という。）は、廃止する。ただし、本要領による廃止前の旧事務取扱いに基づき実施する事業については、なお従前の例による。

附 則（令和5年12月1日付け5農産第2945号、5畜産1875号）

- 1 この要領は、令和5年12月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の国内肥料資源利用拡大対策事業実施要領の規定に基づき実施している事業に対する同要領の規定の適用については、なお従前の例による。

別紙 1（第 1 の 1 関係）

国内肥料資源活用総合支援事業

第 1 事業実施主体

事業実施主体は、別表 1 の区分の欄に掲げる者のいずれかとし、交付等要綱第 4 の農林水産省農産局長及び農林水産省畜産局長（以下「農産局長等」という。）が別に定める要件は、別表 1 の要件の欄のとおりとする。

第 2 都道府県協議会

実施要領第 1 の 1 の（3）の事業を実施する都道府県協議会（以下「都道府県協議会」という。）の要件は、以下のとおりとする。

- （1）代表者が定められていること。
- （2）構成員に都道府県が含まれていること。
- （3）組織の意思決定の方法、事務及び会計の処理方法並びにその責任者、財産管理の方法、内部監査の方法等を明確にした規約その他の規程が定められていること。
- （4）事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

第 3 都道府県協議会の承認等手続

都道府県協議会は、（1）に掲げる都道府県協議会の運営等に係る規約その他の規程（以下「規約等」という。）を作成し、地方農政局長等（北海道に所在する協議会においては北海道農政事務所長、沖縄県に所在する協議会においては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県に所在する協議会においては所在地を管轄する地方農政局長をいう。以下第 3 において同じ。）に提出して、その承認を受けるものとする。

- （1）以下に掲げる規約等を定めるとともに、会員となる予定の者で構成する設立総会を招集し、その議決を得て、都道府県協議会を設置するものとする。

なお、既存の協議会を活用する場合には、必要に応じて規約等を改正するとともに、当該都道府県協議会の総会の議決を得るものとする。

- ア 都道府県協議会規約
- イ 事務処理規程
- ウ 会計処理規程
- エ 文書取扱規程
- オ 内部監査実施規程

- （2）都道府県協議会は、本事業の実施に当たり業務方法書を定めるものとする。業務方法書には、本事業に係る申請、補助金の管理、支払、実績の報告及び補助金の返還に係る事項並びにその他業務運営に必要な事項を記載するものとする。
- （3）都道府県協議会長は、地方農政局長等に会員名簿、規約等及び業務方法書を添えて、別記様式第 1 号により承認を申請しなければならない。ただし、過去に地方農政局長等から承認を受けた

協議会を存置させ、都道府県協議会規約が過去の承認時から変更されていない場合に限っては、第8の1の(1)の事業実施計画書の提出と併せて会員名簿、規約等及び業務方法書を提出することにより承認手続を省略できるものとする。

- (4) 地方農政局長等は、(3)の申請の内容を審査し、第2並びに第3の(1)及び(2)の内容を満たすものであると認められる場合には、申請を受けた日から速やかにこれを承認し、都道府県協議会長に通知しなければならない。
- (5) 都道府県協議会長は、本事業の事業実施期間において、本事業に係る都道府県協議会規約を変更しようとするときは、地方農政局長等に別記様式第2号により変更の承認を申請しなければならない。この場合において、地方農政局長等が行う審査から承認の通知までの手続は(4)に準ずるものとする。
- (6) 都道府県協議会長は、本事業の事業実施期間において、(1)のイからオまでの規程及び業務方法書を変更したときは、速やかに地方農政局長等に別記様式第3号により届け出なければならない。
- (7) 地方農政局長等は、都道府県協議会が第2並びに(1)及び(2)の内容を満たさないと認めた場合又は本事業の執行に当たって不正を行い、これを是正する措置をとらなかったと認めた場合であって、(4)の承認を取り消そうとするときは、あらかじめ農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）からとるべき措置についての指示を受けなければならない。また、承認を取り消したときは、承認を取り消した理由を書面により都道府県協議会長に通知しなければならない。

第4 事業の内容

実施要領第1の1の(1)から(5)までの事業の実施は、以下によるものとする。

- (1) 国内肥料資源活用施設総合整備支援
別紙1-1に定めるとおりとする。
- (2) 国内肥料資源活用総合推進支援
別紙1-2に定めるとおりとする。
- (3) 国内肥料資源活用推進事業
別紙1-3に定めるとおりとする。
- (4) 国内肥料資源流通促進支援
別紙1-4に定めるとおりとする。
- (5) 国内外の肥料原料価格の動向等調査
別紙1-5に定めるとおりとする。

第5 補助対象経費

- 1 本事業の補助対象経費及び補助率は、別紙1-1から別紙1-5までに掲げるとおりとする。
- 2 事業実施主体は、本事業の会計について、他の事業等の会計と明確に区分し、費目ごとに金額が確認できる証拠書類等を整理すること。
- 3 交付決定額は、補助対象経費等の精査により交付申請額から減額することがある。

第6 補助対象としない経費

本事業の実施に必要な経費であっても、以下に掲げる経費は、補助対象としない。

- (1) 事業実施主体の運営に係る経費
- (2) パソコン、デジタルカメラ等の汎用性のある備品の購入費
- (3) 本事業により農産物の収量及び品質が低下した場合の補てんに要する経費
- (4) 本事業を実施するために雇用した者に対して支払う経費のうち、実働に応じた対価として支払う賃金以外の経費
- (5) 事業実施期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- (6) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額）
- (7) 飲食費
- (8) 既存の施設、機械の代替として同種・同能力のものを再整備する取組に要する経費（別表2において補助対象としているものを除く。）
- (9) 施設等の整備に伴う用地の買収又は造成に要する経費、貸借に要する経費又は補償に要する経費
- (10) 事業実施主体が、自己資金又は助成により事業を現に実施し、又は既に終了している取組（第7の1の複数年度に渡る事業実施計画書に基づく取組を除く。）に要する経費
- (11) 補助金の交付決定前に支出される経費（第10の2に定める交付決定前着手届を提出している場合及び別紙1－2の第3の3に該当する取組を除く。）
- (12) 本事業以外の事業に要する経費と区分できない経費
- (13) 国が補助する他の事業と重複する経費
- (14) その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要したものとして証明できない経費

第7 事業実施計画書の作成

- 1 事業実施主体は、第4の（1）又は（2）の事業を実施しようとする場合、交付等要綱第6第1項の農産局長等が別に定める事業実施計画書（以下「事業実施計画書」という。）を別記様式第4号及び別記様式第5－1号により作成し、第8の1に定める方法で提出する。なお、第4の（1）の事業に限っては、総事業費が20億円を超え、かつ、工程上、単年度での事業完了が不可能である場合には、複数年度に渡る事業実施計画書を作成できるものとする。ただし、交付等要綱第11の交付決定に当たっては、次年度以降の交付決定を保証するものでないものとする。
- 2 都道府県協議会は、第4の（3）の事業を実施しようとする場合、事業実施計画書を別記様式第4号及び別記様式第5－2号により作成し、第8の2に定める方法で提出する。
- 3 事業実施主体は、第4の（4）又は（5）の事業を実施しようとする場合、事業実施計画書を別記様式第4号及び別記様式第5－3号により作成し、第8の3に定める方法で提出する。

第8 事業実施計画書の提出

- 1 事業実施主体が第4の(1)又は(2)の事業を実施しようとする場合、交付等要綱第6第2項の農産局長等が別に定める事業実施計画書の提出は、別表1の区分欄の1の者については、本事業の実施場所が都道府県域を超えない場合は(1)の方法により、補助事業の実施場所が都道府県域を超える場合は(1)又は(2)のいずれかの方法により提出するものとする。また、別表1の区分欄の2から4までの者については、別紙1-1の第2又は別紙1-2の第2の計画に位置付けられた取組範囲が都道府県域を超えない場合は(1)の方法により、取組範囲が都道府県域を超える場合は(1)又は(2)のいずれかの方法により提出するものとする。

(1) 都道府県協議会への提出

ア 事業実施主体は、事業実施計画書を都道府県協議会長（補助事業の主たる実施場所が所在する都道府県の都道府県協議会長をいう。）へ提出するものとする。

イ 都道府県協議会長は、アの事業実施計画書について次の観点から確認を行い、内容が適切と認められるときは、事業実施計画書を取りまとめ、地方農政局長等（補助事業の主たる実施場所が北海道に所在する場合にあっては北海道農政事務所長、沖縄県に所在する場合にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県に所在する場合にあっては所在地を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）へ提出するものとする。

（ア）事業実施主体が別表1の要件を満たしていること。

（イ）別紙1-1から別紙1-2-1までに定められている要件や補助対象経費等を踏まえた事業実施計画書となっていること。

（ウ）必要な書類が漏れなく作成、添付されていること。

ウ 地方農政局長等は、イの事業実施計画書について別紙1-6の第1に基づき審査を行うものとする。

エ 農産局長は、予算の範囲内で事業実施主体となり得る候補者（以下「補助金交付候補者」という。）を選定し、選定後、地方農政局長等は、都道府県協議会長に対し、速やかに補助金交付候補者を別記様式第6号により通知するものとする。

オ 都道府県協議会長は、地方農政局長等から補助金交付候補者の通知を受け取り次第、速やかに事業実施主体に対し、別記様式第7号により採択された旨を通知するものとする。

(2) 地方農政局長等への提出

ア 事業実施主体は、事業実施計画書を地方農政局長等へ提出するものとする。

イ 地方農政局長等は、事業実施計画書について次の観点から確認を行うとともに、別紙1-6の第1に基づき審査を行うものとする。

（ア）事業実施主体が別表1の要件を満たしていること。

（イ）別紙1-1から別紙1-2-1までに定められている要件や補助対象経費等を踏まえた事業実施計画書となっていること。

（ウ）必要な書類が漏れなく作成、添付されていること。

ウ 農産局長は、予算の範囲内で補助金交付候補者を選定し、選定後、地方農政局長等は、補助金交付候補者に対し、別記様式第7号により採択された旨を通知するものとする。

- 2 都道府県協議会が第4の(3)の事業を実施しようとする場合、交付等要綱第6第2項の農産局長等が別に定める事業実施計画書の提出は、以下の方法により行うものとする。
 - (1) 都道府県協議会は、事業実施計画書を地方農政局長等へ提出するものとする。
 - (2) 地方農政局長等は、次の観点から確認を行うとともに、別紙1－6の第2に基づき審査を行うものとする。
 - ア 事業目的に沿った内容になっていること。
 - イ 別紙1－3に定められている補助対象経費等を踏まえた事業実施計画書となっていること。
 - ウ 必要な書類が漏れなく作成、添付されていること。
 - (3) 農産局長は、予算の範囲内で補助金交付候補者を選定し、選定後、地方農政局長等は、都道府県協議会長に対し、1の(1)のエの通知と併せて別記様式第6号により採択された旨を通知するものとする。
- 3 事業実施主体が第4の(4)又は(5)の事業を実施しようとする場合、交付等要綱第6第2項の農産局長等が別に定める事業実施計画書の提出は、以下の方法により行うものとする。
 - (1) 事業実施主体は、事業実施計画書を農産局長へ提出するものとする。
 - (2) 農産局長は、別紙1－6の第3に基づき審査の上、補助金交付候補者を選定し、事業実施主体に対し、別記様式第7号により採択された旨を通知するものとする。

第9 事業実施計画書の変更

事業実施主体は、事業実施計画書の重要な変更（交付等要綱別表の重要な変更の欄に限る。以下同じ。）については、交付等要綱第15第1項の規定により変更等承認申請書を交付等要綱別表の交付決定者の欄に掲げる者に提出し、その承認を受けなければならない。なお、事業実施計画書が第8の1の(1)により提出されている場合、事業実施主体は都道府県協議会を通じて変更等承認申請書を提出するものとし、都道府県協議会は当該変更が適切に行われるよう、事業実施主体に対して適切な指導等を行うものとする。

第10 事業の着手

- 1 補助金交付候補者は、交付等要綱第11第1項の規定による交付決定の通知を受けた後に補助事業に着手するものとする。
- 2 ただし、補助事業の効果的な実施を図る上でやむを得ない事情により交付決定前に事業の着手を行う場合にあっては、補助金交付候補者は、あらかじめ交付等要綱別表の交付決定者の欄に掲げる者（ただし、交付決定者が農林水産大臣の場合にあっては農産局長とする。以下「交付決定者」という。）の適正な指導を受け、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第8号により交付決定者（第8の1の(1)により事業実施計画書を提出した場合は都道府県協議会を通じて提出するものとする。）に提出するものとする。
- 3 前項又は別紙1－2の第3の3の規定により交付等要綱第11第1項の規定による交付決定の通知を受ける前に補助事業を実施する補助金交付候補者は、交付決定の通知を受けるまでに実施する補助事業に関して、理由を問わず交付決定を受けられなかった場合は自らの負担となること及び不可抗力を含むあらゆる事由によって生じた損失は自らの責任とすることを了知の上で実施するものと

する。

- 4 交付決定者は、補助金交付候補者が2に基づいて交付決定前に補助事業に着手する場合には、事前にその理由等を十分に検討して交付決定前に着手する範囲を必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、補助事業が適正に行われるようにするものとする。

第11 概算払の手続

第8の1の(1)により事業実施計画書を提出した事業実施主体に交付等要綱第19の概算払を行う際は、以下のとおり行うものとする。

- (1) 都道府県協議会長は、概算払を受けようとする事業実施主体から別記様式第9号により概算払請求書の提出を受けるものとする。
- (2) 都道府県協議会長は、提出された概算払請求書の内容を確認し、適正であると認めた場合には、事業実施主体への交付予定額の範囲内で、当該事業実施主体に補助金を交付するとともに、交付額を通知するものとする。

第12 事業実績の報告

第8の1の(1)により事業実施計画書を提出した事業実施主体が交付等要綱第20第1項に定める実績報告書を作成する際は、以下のとおり行うものとする。

- (1) 都道府県協議会長は、事業実施主体に対し、別記様式第10号により実績報告書を提出させるものとする。
- (2) 都道府県協議会長は、提出された実績報告書について、内容が適切か、添付資料等により取組が確実に実施されたかを確認し、必要に応じて現地確認を行った上で、事業実施主体に対して交付額を通知し、補助金を交付するものとする。

第13 補助金の返還

第8の1の(1)により事業実施計画書を提出した事業実施主体に交付等要綱第21第2項又は交付等要綱第23第2項の返還を求める際は、以下のとおり行うものとする。

- (1) 都道府県協議会長は、事業実施主体が補助金を返還する必要がある場合には、地方農政局長等に速やかに報告するとともに、地方農政局長等の指示の下、当該事業実施主体に速やかに通知し、補助金の返還を求めるものとする。
- (2) (1)により補助金の返還があった場合は、都道府県協議会長は当該返還額を国に返還するものとする。
- (3) 都道府県協議会長は、(1)により返還を求める場合には、その請求に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、法定利率で計算した加算金を請求するものとする。
- (4) (3)により返還を求められた金額を支払わない事業実施主体があるときは、都道府県協議会長は、期限を指定してこれを督促するものとする。
- (5) 地方農政局長等は、必要に応じて事業実施主体に対し直接補助金の返還を求めることができるものとする。

第14 事業の評価等

- 1 第4の(1)又は(2)を実施した事業実施主体が事業の評価の報告をしようとする場合、以下のとおり行うものとする。
 - (1) 事業実施主体は、別紙1-1又は別紙1-2に定める成果目標の達成状況について評価を行い、別記様式第11-1号により評価報告書を作成し、都道府県協議会長の定める期日までに都道府県協議会長に報告するものとする。都道府県協議会は、当該報告が適切に行われるよう、事業実施主体に対して適切な指導等を行った上で評価報告書を取りまとめて7月末日までに地方農政局長等に報告する。ただし、事業実施計画書が第8の1の(2)により提出されている場合、事業実施主体は、7月末日までに地方農政局長等に直接評価報告書を提出する。
 - (2) 地方農政局長等は、(1)の事業評価の報告を受けた場合、事業実施主体による事業評価が適正になされているかについて点検を行い、遅滞なく関係部局で構成する検討会を開催して評価を行うものとする。
 - (3) 地方農政局長等は、評価の結果、事業評価が適正になされていないと判断する場合には、都道府県協議会又は事業実施主体に対し、再度適切に評価を実施するよう指導する。
 - (4) 地方農政局長等は、本事業の実施効果等について、必要があると判断した場合には調査を実施できるものとする。この際、都道府県協議会及び事業実施主体は、地方農政局長等の求めに応じ、調査に協力するものとする。
 - (5) 地方農政局長等は、事業実施計画書に掲げた目標が達成されていない場合にあっては、事業実施主体の責に帰さない社会情勢の変化等による場合を除き、事業実施主体に対し、都道府県協議会を通じて引き続き目標達成に取り組むよう指導するとともに、改善計画を提出させるものとする。ただし、事業実施計画書が第8の1の(2)により提出されている場合、地方農政局長等は事業実施主体に直接指導を行うものとする。
- 2 第4の(3)(別紙1-3の第2の(4)又は(5)の取組に限る。)を実施した都道府県協議会長が事業の評価の報告をしようとする場合、以下のとおり行うものとする。
 - (1) 都道府県協議会長は、別紙1-3に定める成果目標の達成状況について評価を行い、別記様式第11-2号により評価報告書を作成し、成果目標の目標年度の翌年度の7月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。
 - (2) 地方農政局長等は、(1)の事業評価の報告を受けた場合、都道府県協議会長による事業評価が適正になされているかについて点検を行い、遅滞なく関係部局で構成する検討会を開催して評価を行うものとする。
 - (3) 地方農政局長等は、評価の結果、事業評価が適正になされていないと判断する場合には、都道府県協議会長に対し、再度適切に評価を実施するよう指導する。
 - (4) 地方農政局長等は、本事業の実施効果等について、必要があると判断した場合には調査を実施できるものとする。この際、都道府県協議会長は、地方農政局長等の求めに応じ、調査に協力するものとする。
 - (5) 地方農政局長等は、事業実施計画書に掲げた目標が達成されていない場合にあっては、都道府県協議会長の責に帰さない社会情勢の変化等による場合を除き、都道府県協議会長に対し、

引き続き目標達成に取り組むよう指導するとともに、改善計画を提出させるものとする。

3 第4の(4)又は(5)を実施した事業実施主体が事業の評価の報告をしようとする場合、以下のとおり行うものとする。

- (1) 事業実施主体は、別紙1－4又は別紙1－5に定める成果目標の達成状況について評価を行い、別記様式第11－3号により評価報告書を作成し、成果目標の目標年度の翌年度の7月末日までに農産局長に報告するものとする。
- (2) 農産局長は、(1)の事業評価の報告を受けた場合、事業実施主体による事業評価が適正になされているかについて評価を行うものとする。
- (3) 農産局長は、評価の結果、事業評価が適正になされていないと判断する場合には、事業実施主体に対し、再度適切に評価を実施するよう指導する。
- (4) 農産局長は、本事業の実施効果等について、必要があると判断した場合には調査を実施できるものとする。この際、事業実施主体は、農産局長の求めに応じ、調査に協力するものとする。
- (5) 農産局長は、事業実施計画書に掲げた目標が達成されていない場合にあっては、事業実施主体の責に帰さない社会情勢の変化等による場合を除き、事業実施主体に対し、引き続き目標達成に取り組むよう指導するとともに、改善計画を提出させるものとする。

第15 証拠書類の保管

補助事業者は、事業の支出内容の帳簿及び証拠書類又は証拠物を整備して、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管するとともに、交付決定者から求めがあった場合には、その書類又はその書類の写しを提出しなければならない。

第16 他施策との関連

配合飼料を購入している畜産業を営む者が、事業実施主体になる場合には、配合飼料価格安定対策事業補助金交付等要綱（昭和50年2月13日付け50畜B第303号農林事務次官依命通知）に定める配合飼料価格安定基金の業務方法書に基づく配合飼料の価格差補てんに関する基本契約及び配合飼料の価格差補てんに関する毎年度行われる数量契約の締結を継続するものとする。ただし、事業実施年度の前年度にこれらの契約を締結していない者及び自給飼料への転換等の合理的な理由がある者については、この限りではない。

別紙 1－1（別紙 1 の第 4 の（1）関係）

国内肥料資源活用施設総合整備支援

第 1 事業の目的

海外からの輸入原料に依存した肥料から、国内資源由来肥料への転換を進めるため、事業実施主体がこれら国内資源を活用する際に必要となる施設等の整備を支援する。

第 2 事業要件

本事業の実施に当たっては、別記様式第 12 号により肥料原料供給者、肥料製造業者及び肥料利用者の連携を位置付けた計画（以下「連携計画」という。）を作成すること。

第 3 事業内容及び補助対象経費

- 1 本事業の事業内容は、以下の取組とし、補助対象経費は、事業に必要な経費とする。
 - （1）国内資源由来肥料の製造のための国内資源供給施設等の整備
 - （2）国内資源由来肥料の製造施設等の整備
 - （3）国内資源由来肥料の流通保管施設等の整備
- 2 整備する施設等については、別表 2 に定める区分ごとの補助対象基準を満たすものとする。また、施設等の整備に当たり必要となる既存の施設等の撤去費についても、補助の対象とする。
- 3 本事業に関する補助対象事業事務及び補助対象事業費の取扱いについては、別紙 1－1－1 のとおりとする。

第 4 補助率

- 1 本事業の補助率は、2 分の 1 以内とする。
- 2 国内肥料資源活用施設総合整備支援に係る 1 事業実施計画書当たりの単年度の補助金の上限額は、20 億円とする。

第 5 成果目標

成果目標については、以下のとおりとする。

- （1）第 3 の 1 の（1）又は（2）の取組を実施する場合にあっては、国内資源由来肥料原料又は肥料を生産又は製造し、肥料製造事業者又は肥料利用者に対する供給数量の増加を図ることとし、目標年度は事業実施年度の翌々年度とする。
- （2）第 3 の 1 の（3）の取組を実施する場合にあっては、国内資源由来肥料の取扱数量の増加を図ることとし、目標年度は事業実施年度の翌々年度とする。
- （3）複数年度に渡る事業実施計画書を作成する場合の目標年度は、事業完了年度の翌々年度とする。
- （4）過年度に本事業において事業を実施した事業実施主体にあっては、過年度事業における成果目標を上回る成果目標を設定しなければならない。

第6 事業の実施に係る留意点

- 1 本事業において対象とする国内資源由来肥料は、原則として、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和 25 年法律第 127 号。以下「肥料法」という。）第 4 条に基づき登録がなされたもの（ただし、同条第 4 項に定める場合を除く。）のほか、肥料法第 16 条の 2 に基づき届出がなされたもの（ただし、輸入業者の届出を除く。）若しくは肥料法第 22 条に基づき特殊肥料として届出がなされたもの（ただし、輸入業者の届出を除く。）又はこれらの登録若しくは届出がなされることが見込まれるものとする。
- 2 国内資源由来肥料の標準的な施用量等を記載した施肥マニュアルを作成し、当該肥料の利用拡大に向けて取り組むこととする。
- 3 補助対象とする事業費は、本事業の実施地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとし、事業の規模については、事業の目的に合致するものでなければならないものとする。また、事業費の積算等については、補助事業の効率的な実施について（昭和 55 年 4 月 19 日付け 55 構改 A 第 503 号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び過大積算等の不当実態の防止について（昭和 56 年 5 月 19 日付け 56 経第 897 号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。
- 4 本事業で整備する施設等は、新品、新築又は新設のほか、既存の施設等の改修（耐震化工事、内部設備の撤去及び改修する中古施設（土地は含めないものとする。）の取得を含む。以下「改修等」という。）も対象にする（内部設備を含まない施設のみの整備を含む。）。その際、既存の施設等の再編合理化を検討するものとする。
- 5 既存の施設等の改修等については、以下の条件を全て満たす場合に助成対象とする。
 - ア 同種・同規模・同能力の施設の新設価格及び耐用年数を勘案し、中古施設の改修等の方が経済的に優れていること。
 - イ 改修等を行う前の施設等の法定耐用年数が 10 年以上、かつ、内部設備の法定耐用年数以上であること。
 - ウ 補助により取得した財産の改修等を実施する場合は、あらかじめ補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準（平成 20 年 5 月 23 日付け 20 経第 385 号農林水産省大臣官房経理課長通知）により財産処分申請を行い、財産処分の承認を受けている、又は承認を受ける見込みであること。
- 6 既存の施設等及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、本事業の実施地域の実情に照らし適当な場合には、古品・古材若しくは間伐材の利用、増築・併設等、合体施行又は直営施行を推進するものとする。なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。このほか、資材の選定に当たっては、森林・林業基本計画（令和 3 年 6 月 15 日閣議決定）の趣旨を踏まえた木材利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする。
- 7 本事業により施設等を整備する場合にあっては、天災等により被災した際に円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう、民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。）に確実に加入するものとし、当該施設等の処分制限期間において加入が継続されるものとする。

- 8 施設等の整備又は補改修等に当たっては、次の要件を全て満たすものとする。
- ア 原則として、補助対象となる施設等の整備後の耐用年数が5年以上であること。
 - イ 原料となる堆肥や下水汚泥資源等の国内資源の調達方法や調達量、生産された肥料の需要のほか、既存の肥料生産施設等の設置、生産能力、稼働状況等を十分配慮するものとする。
 - ウ 施設等の整備に当たっては、環境汚染、騒音等の公害・衛生問題等に留意するものとする。
また、立地場所の選定や当該施設等のデザイン、塗装、事業名の表示等について、周辺景観との調和に十分配慮するものとする。
 - エ 資源循環型社会の形成や大気、水等の環境保全に資するため、家畜排せつ物等の適正な管理や臭気及び排水等の経営体外への排出等に際して、関連する環境法令を遵守すること。
 - オ 周辺住民からの理解を得られる適正な規模及び処理能力を備えるものであり、再生可能エネルギーの固定価格買取制度を活用して売電のための発電に要する施設として利用しないこと。
 - カ 肥料成分等について分析を行い、耕種農家等の需用者のニーズに合うものを製造すること。
 - キ 下水汚泥資源を原料として使用する場合にあっては、農用地の土壌の重金属による汚染を未然に防ぐ観点から、農林水産省「下水汚泥肥料中の重金属管理手引書（平成27年3月）」に従って、適正な品質管理を行うこと。
- 9 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的とした施設等を整備する場合については、貸付けの方法、貸付けの対象となる者等をあらかじめ事業実施計画書において明らかにするものとする。なお、貸付けの方法、貸付けの対象となる者等について変更する場合にあっては、地方農政局長等と協議するものとする。また、事業実施主体は、貸借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないように留意するものとする。
- 10 本事業により整備した施設等には、本事業名を表示するものとする。

別紙 1－1－1（別紙 1－1 の第 3 の 3 関係）

国内肥料資源活用施設総合整備支援に関する補助対象事業事務及び補助対象事業費の取扱い

第 1 事業の実施

1 実施設計書の作成

- （１）事業実施主体は、国内肥料資源活用総合整備支援に係る事業（以下「整備事業」という。）を実施しようとするときは、あらかじめ総会等の議決等所要の手続を行って事業の施行方法等を決定した上で、実施設計書（設計図面、仕様書及び工事費明細書等の工事の実施に必要な設計図書をいう。以下同じ。）を作成し、工事の着工までに事業実施計画書を提出した都道府県協議会長又は地方農政局長等に提出するものとする。

なお、複数年度に渡り事業を実施する場合は、年度ごとの事業量及び事業費の区分を、事業内容に補助対象とならない内容がある場合は、補助対象範囲の区分を、それぞれ実施設計書において明確にするものとする。

- （２）事業実施主体は、実施設計書を作成する能力がない場合には、設計事務所等に委託し、又は請け負わせてこれを作成するものとする。

この場合、事業実施主体における総会等の議決等所要の手続を行った上で、原則として、一般競争入札（一般競争入札に付しがたい場合にあっては、その理由を明確にし、指名競争入札によることができるものとする。）により受注者を選定し、当該受注者に実施設計書を提出させ、これを調整することにより作成するものとする。

ただし、必要性が明確である場合に限っては、随意契約により受注者を選定することができるものとする。

2 予算の計上

事業実施主体は、予算案及び事業計画案を作成し総会等の議決等を得るものとする。

なお、予算案及び事業計画案の作成に当たっては、予算科目等において補助対象経費である旨を明示するとともに、補助対象外経費と一括計上する必要があるときは、明細等において補助対象経費を明確に区分しておくものとする。

3 その他関係法規に基づく許認可

整備事業の実施に当たり、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）等に基づく確認又は農地法（昭和 27 年法律第 229 号）に基づく転用の許可等を必要とするときは、事業実施主体等は、関係法規の定めるところにより、当該許認可等を得るものとする。

4 事業の施行

（１）施行方法

整備事業は、次のアからエまでに掲げる直営施行、請負施行、委託施行又は代行施行のいずれかの施行方法によって実施するものとし、1つの事業については1つの施行方法により実施することを原則とする。

ただし、事業費の低減を図るため適切と認められる場合には、1つの事業について工種又は施設等の区分を明確にして2つ以上の施行方法により施行することができるものとする。

ア 直営施行

直営施行においては、事業実施主体は、実施設計書に基づき、直接、材料の購入、現場雇用労働者の雇用等を行い、所定の期間内に事業を施行するとともに、現場主任等を選任し、現場の事務の一切の処理に当たらせることにより、工事の適正な実施を図るものとする。

選任された現場主任等は、適正な工事の実施を図るため、工事材料の検収、受払、現場雇用労働者の出役の確認等を行うほか、主要工事及び埋設又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現場写真の撮影、工事日誌の記録等により工事の実施状況を明確にするものとし、併せて、工事期間中の事故防止等について、細心の注意を払うものとする。

イ 請負施行

請負施行においては、事業実施主体は、工事請負人を定め、実施設計書に基づき、かつ、所定の請負代金をもって、所定の期間内に工事を完了させるものとし、工事の請負方法、指導監督及び検査等は、次により行い、適正を期するものとする。

(ア) 請負方法

工事の請負契約は、原則として、一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難い場合にあっては、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとする。ただし、次のいずれかに掲げる場合にあっては、随意契約によることができるものとする。

なお、b又はcに掲げる場合にあっては、契約保証金及び履行期限を除き、競争入札に付すときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとする。

a 競争入札に付し難い事情があり、かつ、当該事業実施主体の総会等の同意を得る等の手続を行う場合

b 一般競争入札に付して落札に至らなかった場合

c 指名競争入札に付して落札に至らなかった場合

事業実施主体は、契約手続の透明性を確保するため、交付対象事業費に係る契約に関し、競争契約については入札者及び入札金額を、随意契約については契約の相手方及び契約金額を原則公表するものとする。

また、事業実施主体は、入札終了後、速やかにその結果を別記様式第13号により、事業実施計画書を提出した都道府県協議会長又は地方農政局長等に報告するものとする。

(イ) 工事の指導監督

事業実施主体は、請負契約と同時に、請負人から工程表等を提出させるとともに、請負人に現場代理人等を定めさせ、当該現場代理人等に工事の施工・施工管理に関する一切の事項を処理させるものとする。

また、事業実施主体は、現場監督員等を選任し、請負契約書、実施設計書に定められた事項について、工程表のとおり工事が実施されるよう指導監督等に当たらせるほか、主要工事及び埋設又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現場写真を撮影させ、工事の記録等を行わせるものとする。

(ウ) 工事の検査及び引渡し

事業実施主体は、請負人が工事を完了したときは、当該請負人から工事完了届を提出させるとともに、請負契約書に定められた期間内にしゅん功検査を行った上で、引渡しを受ける

ものとする。この場合において、しゅん功検査に合格しないときは、期間を定めて請負人に手直し工事を行わせ、再度検査を行った後に、引渡しを受けるものとする。また、当該検査に合格した工事については、請負人に引取証を交付するものとする。

ウ 委託施行

委託施行においては、事業実施主体は、工事の委託先を定め、受託者に実施設計書に基づき、かつ、所定の委託金額をもって、所定の期間内に工事を完成させるとともに、工事に要した経費の明細書の提出を受けて、工事費の精算を行うものとする。また、委託施行とする場合は、第1の1の(1)に定める総会等の議決等所要の手続を行うほか、請負施行との比較検討を行い、委託施行によることとした理由を明確にしておくものとする。

委託先の選定に当たっては、イの(ア)の方法に準じて行い、事業実施主体は、入札終了後、速やかにその結果を別記様式第13号により、事業実施計画書を提出した都道府県協議会長又は地方農政局長等に報告するものとする。

なお、委託施行における工事の指導監督、検査及び引渡し等については、請負施行に準じて適正に行うものとする。

エ 代行施行

代行施行においては、事業実施主体が、事業の施行管理能力を有する設計事務所等（以下「代行者」という。）との間で、実施設計書の作成又は検討、工事の施行、施工管理（工事の監理を含む。）等を一括して委託する代行施行契約を締結するものとし、これに基づき、委託を受けた代行者（以下「受託代行者」という。）は、完了予定期日までに実施設計書に基づく工事を完了して事業実施主体に引き渡すとともに、施行の責任を負うものとする。

また、事業実施主体及び受託代行者は、事業の実施に当たっては、次により適正を期するものとする。

(ア) 代行施行の選択

事業実施主体は、代行施行を選択する場合は、別表3により、代行施行によることの理由を明確にし、総会等の議決等所要の手続を行うものとする。

(イ) 代行者の選択

代行施行契約は、原則として、一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難しい場合にあっては、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとする。ただし、次のいずれかに掲げる場合にあっては、随意契約によることができるものとする。なお、a又はbに掲げる場合にあっては、契約保証金及び履行期限を除き、競争入札に付すときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとする。

a 一般競争入札に付して落札に至らなかった場合

b 指名競争入札に付して落札に至らなかった場合

事業実施主体は、契約手続の透明性を確保するため、補助対象事業費に係る契約に関し、競争契約については入札者及び入札金額を、随意契約については契約の相手方及び契約金額を原則公表するものとする。

また、事業実施主体は、入札終了後、速やかにその結果を別記様式第13号により、事業実施計画書を提出した都道府県協議会長又は地方農政局長等に報告するものとする。

(ウ) 建設委員会の設置等

代行施行においては、事業実施主体及び受託代行者の連携を緊密にし、補助対象事業の目的に即して適正に工事等を実施する必要があることから、事業実施主体及び受託代行者は、建設委員会等を設置し、適宜、協議を行うものとする。

また、受託代行者は、当該工事等の施工管理担当者を定め、これを事業実施主体に通知するものとし、事業実施主体及び受託代行者は、当該施工管理担当者を建設委員会等の委員に加えること等により、工事等の施行体制を整備するものとする。

(エ) 施工業者の選定

建築施工業者及び機械・施設の製造請負人の選定は、事業実施主体及び受託代行者の協議により入札参加申請のあった者について、資格要件を審査し、その結果を当該申請者に通知するとともに、公正な競争入札を行わせること等により、適正を期するものとする。

また、事業実施主体は、施工業者選定後、速やかにその結果を別記様式第 13 号により、事業実施計画書を提出した都道府県協議会長又は地方農政局等に報告するものとする。

事業実施主体は、契約手続の透明性を確保するため、補助対象事業費に係る契約に関し、競争契約については入札者及び入札金額を、随意契約にあつては契約の相手方及び契約金額を原則公表するものとする。

(オ) 支給品の取扱い

受託代行者が施工業者に工事材料を支給する場合には、実施設計書の作成の段階のみならず、施工業者が選定され、受託代行者と施工業者の間で請負契約を行う段階においても、再度見直しを行い、工事材料を支給品とすることの適否を十分に検討することにより、事業実施の適正を期するものとする。

また、受託代行者は、工事材料を支給品とすることについては、あらかじめ、事業実施主体と協議するとともに、補助対象事業の目的に即した優良な工事材料が適正価格をもって使用されることにより事業費の低減を図ることを旨として、決定するものとする。

(カ) 工事監督

受託代行者は、(エ) により施工業者を選定し、請負契約を締結すると同時に、当該施工業者から工程表等を提出させるとともに、現場代理人等を定めさせるものとする。

また、(ウ) の施工管理担当者は、実施設計書、工程表等に即した工事材料の検収及び工事の指導監督に当たるとともに、工事監督の記録、主要工事及び埋設又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現場写真の撮影等により工事の実施状況を記録するものとする。

(キ) 工事の検査及び引渡し

受託代行者は、施工業者が工事を完了したときは、当該施工業者から工事完了届を提出させるとともに、必要な場合には試運転等を行わせ、請負契約書に定められた期間内にしゅん功検査を行った上で、引渡しを受け、これを事業実施主体に引き渡すものとする。この場合において、しゅん功検査に合格しないときは、期間を定めて当該施工業者に手直し工事を行わせ、再度検査を行った後に引渡しを受けるものとする。

(ク) 精算

事業実施主体は、受託代行者から施設等の引渡しを受けるに当たっては、同時に、受託代行者から工事に要した経費の明細書、必要な証拠書類の写し、出来高設計書等の提出を求め、内容を確認した上で、受託代行者と締結した契約書に基づく期間内に代行施行管理料及び製造請負管理料の支払いを含む精算を行うものとする。

(2) 契約の適正化

ア 整備事業に係る契約については、(1)に定めるもののほか次の事項により、契約の手続等の一層の公平性、透明性等を図るものとする。

(ア) 契約者の選定に当たっては、その公正性が確保されるよう、契約規模、契約内容、関係者との協議等について基準を定めるなどの措置を図ること。

(イ) 工事に関する契約において、一括下請負の禁止についての契約条項を明記すること。

(ウ) 一般競争入札については、公告期間は10日間以上(土日祝祭日を含まない。)を確保するものとし、公告は当該事業実施主体のホームページ、掲示その他の方法により行い、広く周知に努めるものとする。

イ 整備事業において、補助対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達分(工事を含む。)がある場合、補助対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益相当分が含まれることは、調達先の選定方法いかんにかかわらず、補助金の交付の目的上ふさわしくないと考えられるため、以下の(ア)から(ウ)までに掲げる場合には、それぞれに定める利益等排除の方法に従い、適正に利益等排除するものとする。

利益等排除の対象範囲は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用いて判断するものとする。

(ア) 事業実施主体の自社調達の場合

当該調達品の製造原価をもって補助対象額とする。

(イ) 100%同一の資本に属するグループ会社からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とする。これによりがたい場合には、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する売上総利益の割合(マイナスの場合は、0とする。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

(ウ) 事業実施主体の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する営業利益の割合(マイナスの場合は、0とする。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行うものとする。

(注)「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、関係資料等によりそれが当該調達品に対する経費であることが証明されることを要するものとする。

5 会計経理

会計経理は、次に掲げる事項に留意して適正に処理するものとする。

- (1) 補助対象事業費の経理は、独立の帳簿を設定する等の方法により、他の経理と区分して行うものとする（補助対象外事業費を含む全事業費を一括して経理する場合にも、補助対象事業費については区分を明確にしておくこと。）。
- (2) 事業費の支払は、工事請負人等からの支払い請求に基づき、出来高を確認の上行うものとし、その都度領収書を受領しておくこと。
- (3) 金銭の出納は、金銭出納簿等及び金融機関の預金口座等を設けて行うこと。
- (4) 領収書等金銭の出納に関する書類は、日付順に整理し処理のてん末を明らかにしておくこと。

6 未しゅん功工事の防止

事業実施主体は、「未しゅん功工事について」（昭和 49 年 10 月 21 日付け 49 経第 2083 号農林事務次官依命通知）、「未しゅん功工事の防止について」（昭和 55 年 3 月 1 日付け 55 経第 312 号農林水産大臣官房長通知）及び「未しゅん功工事の防止について」（昭和 55 年 10 月 30 日付け 55 経第 1995 号農林水産事務次官依命通知）により、未しゅん功工事の防止に努めるものとし、必要に応じて予算の繰越し等の手続を行うものとする。

第 2 事業完了に伴う手続

1 しゅん功届

事業実施主体は、工事が完了したときは、速やかにその旨を別記様式第 14 号により、事業実施計画書を提出した都道府県協議会長又は地方農政局長等に届け出るものとする。

2 事業の実績報告

事業実施主体は、補助対象事業が完了したときは、実績報告書に出来高設計書等を添付して事業実施計画書を提出した都道府県協議会長又は地方農政局長等に報告するものとする。

なお、都道府県協議会長又は地方農政局長等は、当該報告がなされた場合、交付決定に基づく補助対象事業が適正に完了したことを確認するものとする。

3 その他関係法規に基づく手続

事業完了に伴って、建築基準法に基づく使用承認等を必要とするときは、事業実施主体は、関係法規の定めるところにより、それぞれ所要の手続を行うものとする。

第 3 関係書類の整備

事業実施主体は、補助対象事業の実施に係る次に掲げる関係書類等を整理保存しておくものとする。

(1) 予算関係書類

- ア 事業実施に関する総会等の議事録及び代行施行を選択した場合にあっては代行施行の選択理由
- イ 予算書及び決算書
- ウ その他予算関係の事項を示した書類

(2) 工事施工関係書類

- ア 直営施行の場合
 - (ア) 実施設計書及び出来高設計書

- (イ) 工事材料検収簿及び同受払簿
- (ウ) 賃金台帳及び労務者出面簿
- (エ) 工事日誌及び現場写真
- (オ) その他工事関係の事項を示した書類
- イ 請負施行、委託施行及び代行施行の場合
 - (ア) 実施設計書及び出来高設計書
 - (イ) 入札てん末書
 - (ウ) 契約書
 - (エ) 工事完了届及び現場写真
 - (オ) その他工事関係の事項を示した書類
- (3) 経理関係書類
 - ア 金銭出納簿
 - イ 証拠書類（見積書、請求書、入出金伝票、領収書及び借用証書等）
 - ウ その他経理関係の事項を示した書類
- (4) 往復文書
 - 交付申請から実績報告に至るまでの申請書類等
- (5) 施設管理関係書類
 - ア 管理規程又は利用規程
 - イ 財産管理台帳
 - ウ その他施設管理関係の事項を示した書類

第4 補助対象事業費の内容、構成及び積算

1 補助対象事業費の内容

工事費（建設工事費、製造請負工事費及び機械器具費を含む。）、実施設計費（実施設計に必要な測量費及び調査費を含む。）及び工事雑費を補助対象事業費とする。

2 補助対象事業費の構成

補助対象事業費の構成は、別表4を標準とする。

3 補助対象事業費の積算及び取扱い

補助対象事業費は、それぞれの施行方法に応じ、次により積算するものとする。また、1つの事業が2つ以上の施行方法により施行される場合には、それぞれの施行方法別に区分して積算するものとする。なお、直営施行については、交付対象事業費の構成・積算等に当たり、諸経費（現場管理費、一般管理費等）を計上しないものとする。

その他の工事費の積算等については、請負施行に準ずるものとする。

建築工事を伴うものについては、工事費、実施設計費及び工事雑費に区分して積算するものとする。

機械器具のみの購入に係るものについては、本機、附属作業機等の機械器具費及び工事雑費に区分して積算するものとする。

(1) 工事費

ア 積算の方法

工事費は、当該都道府県において使用されている単価及び歩掛りを基準として、現地の実情に即した適正な現地実行価格によるものとし、建設工事費は、直接工事費、共通費及び消費税等相当額に、製造請負工事費は、機械器具・機材費、運搬費及び組立・据付工事費に、機械器具は、本機、附属作業機等に区分して積算するものとする。

さらに、直接工事費は、実施設計書の表示に従って種目ごとに建築工事、電気設備及び機械設備工事等に区分し、共通費は、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等に区分してそれぞれ積算するものとする。

この場合、各費目の積算に使用する材料等の価格等には、消費税及び地方消費税に相当する分を含まないものとし、また、製造請負工事費及び機械器具費の積算は、必要性が明確である場合に限り、性能の比較検討等を行った上、機種等を選定して行うことができるものとする。

イ 支給品費

(ア) 支給品費は、請負施行及び委託施行にあつては事業実施主体が、代行施行にあつては受託代行者が、請負人等に、原則として無償で支給する工事材料費とし、請負施行等に係る工事費部分と区分して工事費に計上するものとする。

(イ) 支給品費の積算は、支給材料の仕入価格に支給材料の保管、運搬、管理等に必要な経費を加えた額とする。

(ウ) 事業実施主体又は受託代行者が、請負人等に対し、工事材料費の支給に代えて工事材料を支給する場合であつて、工事材料を支給することが工事費の低減になるときは、原則として、支給した工事材料を支給品費として積算するものとする。

ウ 共通仮設費

共通仮設費は、建物、工作物の各種の直接工事に共通して必要な別表 5 に掲げる費用とし、その積算は、当該直接工事の規模、工事期間等の実情に応じて適正に行うものとする。

エ 諸経費

(ア) 諸経費は、請負施行、委託施行及び代行施行においては請負人等が、直営施行においては事業実施主体が必要とする、別表 5 に掲げる現場管理費及び別表 5 に掲げる一般管理費等とする。

(イ) 諸経費は、原則として、現場管理費、一般管理費等に区分して積算するものとし、それぞれ直接工事費に対して適切な率以内とする。

オ 消費税等相当額

消費税等相当額は、消費税及び地方消費税に相当する分を積算するものとし、その積算は、工事価格等に消費税及び地方消費税の税率を乗じたものとする。

(2) 測量試験費

測量試験費は、工事のための測量、試験、設計等に必要な雇用賃金、機械器具、消耗品及び委託費又は請負費とする。

(3) 実施設計費

実施設計費は、設計に必要な調査費（地質、水質その他施設の規模、構造、能力等設計に必要な諸条件を調査するために必要な費用をいう。）及び設計費（設計に必要な費用をいう。）とし、当該実施設計を委託し、又は請け負わせる場合に限り、交付対象とするものとする。

なお、当該実施設計と併せて工事の施工監理を建築士事務所等に委託し、又は請け負わせる場合においては、当該監理料を実施設計費に含めることができるものとする。

ただし、代行施行にあつては、当該監理料を実施設計費に含めないものとする。

（４）工事雑費

工事雑費は、事業実施主体が事業を実施するに伴い、現地事務所等において、直接必要とする別表５に掲げる使途基準を満たす経費とし、事業の施行態様に応じて積算するものとする。その額は、原則として、工事費、測量試験費及び実施設計費の合計額の３．５パーセントに相当する額以内とする。

（５）代行施行の製造請負工事に係る製造請負管理料

代行施行の製造請負工事に係る製造請負管理料の額は、機械器具・機材費、運搬費及び組立・据付工事費の５パーセントに相当する額以内とする。

また、その上限額は２，０００万円とし、施設全体の製造請負工事を単位として適用するものとする。

ただし、以下のアからウまでの要件をすべて満たす場合には、同一施設の製造請負工事であっても、設備ごとに区分した契約を単位として適用することができるものとする。

なお、特許権に係る設備の場合は、次の要件に関わりなく区分できるものとする。

ア 交付決定された施設の事業費のうち、製造請負工事費が１０億円を超えること。

イ 施設の中の機能が、設備ごとに大きく異なり各々独立して稼働すること。

ウ 各設備の技術の専門性が高いため、一請負業者が統括して施工することが困難であること。

第５ 補助対象事業により整備した施設等の管理運営等について

事業実施主体は、整備事業により整備した施設等（以下「施設等」という。）を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕、改築等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図り適正に管理運営するものとする。

（１）財産処分等の手続

事業実施主体は、施設等について、その処分制限期間（都道府県が事業実施主体である場合にあっては農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和３１年農林省令第１８号）別表に規定する処分制限期間、その他のものが事業実施主体である場合にあっては減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）に規定する耐用年数に相当する期間をいう。以下同じ。）内に当初の交付目的に即した利用が期待し得ないことが明らかになり、適正化法第２２条に基づく財産処分として、当該施設等を当該交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊そうとするとき等は、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」（平成２０年５月２３日付け２０経第３８５号農林水産省大臣官房経理課長通知。以下「承認基準」という。）の定めるところにより、交付決定者の承認を受けなければならない。

(2) 災害の報告

ア 事業実施主体は、天災その他の災害により、補助対象事業が予定の期間内に完了せず、又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその旨を事業実施計画書を提出した都道府県協議会長又は地方農政局長等に報告し、その指示を受けるものとする。

なお、報告に当たっては、災害の種類、被災年月日、被災時の工事進捗度、被災程度、復旧見込額及び防災、復旧措置等を明らかにした上で被災写真を添付するものとする。

また、都道府県協議会長又は地方農政局長等は、必要がある場合、現地調査等を実施し、報告事項の確認を行うものとする。

イ 事業実施主体は、施設等について、処分制限期間内に天災その他の災害による被害が発生したときは、直ちに、事業実施計画書を提出した都道府県協議会長又は地方農政局長等に報告するものとする。

都道府県協議会長又は地方農政局長等は、当該報告を受けたときは、当該施設等の被害状況を調査確認するものとする。その上で、都道府県協議会長は、遅滞なく、調査の概要、対応措置等を付し地方農政局長等に報告するものとする。

ウ 前号の報告の後、当該施設等の復旧が不可能であると判断した場合にあっては、承認基準の定めるところにより、農林水産大臣等に報告を行い、その確認を受けるものとする。

(3) 増築等に伴う手続

ア 事業実施主体は、施設等の移転、更新、生産能力、利用規模若しくは利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等（以下「増築等」という。）を当該施設等の処分制限期間内に行うときは、あらかじめ、別記様式第 15 号により、事業実施計画書を提出した都道府県協議会長又は地方農政局等に届け出るものとする。

イ 都道府県協議会長は、アによる届出があった場合、当該増築等の必要性を検討するとともに、あらかじめ、別記様式第 15 号により、地方農政局長等に届け出て、必要に応じその指示を受けるものとする。

別紙 1－2（別紙 1 の第 4 の（2）関係）

国内肥料資源活用総合推進支援

第 1 事業の目的

海外からの輸入原料に依存した肥料から、国内資源由来肥料への転換を進めるため、事業実施主体がこれら国内資源を活用した肥料の利用を拡大する取組を支援する。

第 2 事業要件

本事業の実施に当たっては、別記様式第 12 号より連携計画を作成すること。

第 3 事業内容及び補助対象経費

- 1 本事業の事業内容は、以下の取組とし、補助対象経費は、別表 6 に掲げるもののうち事業に必要な経費とする。
 - （1）国内資源由来肥料若しくはその原料の成分分析、原料の収集又は国内資源由来肥料の運搬等の実証
 - （2）国内資源由来肥料の試作
 - （3）国内資源由来肥料の肥培効果若しくは散布効率に関する栽培実証又は土壌、水質若しくは作物体に関する分析
 - （4）国内資源由来肥料若しくはその原料の収集・運搬・加工（焼却を含む。）・散布等に必要な機械又は国内資源由来肥料の原料若しくは土壌等の分析に必要な分析機器の導入
 - （5）事業の効率的な取組に必要な調査
 - （6）取組拡大のための情報発信
- 2 本事業における補助対象経費のうち第 3 の 1 の（1）の取組に係る資材運搬費、第 3 の 1 の（3）の取組に係る資材購入費、燃料費及び役務費並びに第 3 の 1 の（4）の取組に係る機械器具費については、事業実施計画書に位置付けられた中心的な取組主体（機械器具費については、農業の常時従事者（原則年間 150 日以上）に限る。）が行う場合も補助対象とする。
- 3 本事業における補助対象経費のうち第 3 の 1 の（3）の取組に係る資材購入費については、別紙 1 の第 6 の（11）の規定に関わらず、予算成立日以降に購入した資材について支援の対象とする。

第 4 補助率

- 1 第 3 の 1 の（4）の取組に対する補助率は 2 分の 1 以内とし、それ以外の取組に対する補助率は定額とする。
- 2 国内肥料資源活用総合推進支援に係る 1 事業実施計画書当たりの補助金の上限額は、第 3 の 1 の（4）の取組に係る補助金を除き 3 千万円とする。

第 5 成果目標

- 1 成果目標については、国内資源由来肥料の施用面積を増加させることとし、目標年度は事業実施年度の翌々年度とする。
- 2 過年度に本事業において事業を実施した事業実施主体にあつては、過年度事業における成果目標を上回る目標としなければならない。

第6 事業の実施に係る留意点

- 1 本事業において対象とする国内資源由来肥料は、原則として、肥料法第4条に基づき登録がなされたもの（ただし、同条第4項に定める場合を除く。）のほか、肥料法第16条の2に基づき届出がなされたもの（ただし、輸入業者の届出を除く）、若しくは肥料法第22条に基づき特殊肥料として届出がなされたもの（ただし、輸入業者の届出を除く。）又はこれらの登録若しくは届出がなされることが見込まれるものとする。
- 2 本事業の実施後、国内資源由来肥料の標準的な施用量等を記載した施肥マニュアルを作成し、当該肥料の利用拡大に向けて取り組むこととする。
- 3 国内資源由来肥料の施用に当たっては、「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年8月23日環境庁告示第46号）及び「農用地における土壌中の重金属等の蓄積防止に係る管理基準」（昭和59年11月8日付け環水土第149号環境庁水質保全局長通知）（土壌1kgにつき亜鉛120mg以下）に留意するものとする。
- 4 事業実施主体が自社製品の調達を行う場合、事業実施主体の利益等相当分を補助することは、補助の目的上ふさわしくないため、原価（自社製品の製造原価等）をもって補助対象経費を計上するものとする。なお、製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な理由をもって原価と認める場合がある。
- 5 第3の1の（4）の取組に当たり遵守すべき事項は、別紙1－2－1のとおりとする。
- 6 第5の成果目標について、試作や栽培実証等の結果、作物の生育に支障をきたす等、本事業において対象とする国内資源由来肥料を導入することが困難であることが判明した場合は、別紙1の第14の1の（1）の評価報告書に代え、当該肥料の導入が困難な要因を分析した資料を作成し、提出するものとする。

別紙 1－2－1（別紙 1－2 の第 6 の 5 関係）

機械・機器の導入、リース導入又は改良に当たっての遵守事項

第 1 機械・機器（以下「機械等」という。）の導入、リース導入又は改良に当たっての共通の遵守事項

- 1 原則、新品であること。ただし、中古機械等（法定耐用年数（原価償却資産の耐用年数当に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、1 年未満の端数は切り捨てる。）が 3 年以上の機械等をいう。）も対象とすることができるものとする。
- 2 導入する機械等の能力・規模が適正であること。
- 3 事業実施計画書の作成段階において、複数の業者（原則 2 者以上）から見積もりを提出させること等により、実勢価格から乖離しないよう補助対象経費を算定するとともに、事業実施計画書に複数の業者からの見積もり結果等を添付すること。また、交付決定後の機械等の調達先の選定段階において、一般競争入札の実施又は複数の業者から見積りを提出させること等により、事業費の低減を図るとともに、実績報告書には一般競争入札又は複数の業者からの見積り結果等を添付すること。
- 4 導入する機械等について、動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。）に加入すること。
- 5 事業実施主体が、国庫補助事業により機械等の導入又はリース導入に対する支援を受けていた実績がある場合は、当該機械等の法定耐用年数の期間内における当該補助事業の成果目標の達成状況等を十分に考慮するものとする。

第 2 機械等の導入又は改良に当たっての遵守事項

- 1 機械等の利用期間は、法定耐用年数以上とする。
- 2 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として農業機械等を導入する場合については、次によるものとする。
 - ア 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等をあらかじめ事業実施計画書において明らかにするものとする。なお、貸付けの方法、貸付けの対象となる者等について変更する場合にあっては、地方農政局長等と協議するものとする。また、事業実施主体は、貸借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないように留意するものとする。
 - イ 事業実施主体が賃借料を徴収する場合、年間の賃借料は、原則として、次の算式により算出される額以内であることとする。

年間の賃借料＝（事業実施主体負担額（事業費－補助金））÷当該機械等の耐用年数＋年間管理費

- ウ 賃借契約は、書面をもって行うこととする。なお、事業実施主体は、賃借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。
- 3 本事業により導入した機械等には、本事業名を表示するものとする。

第3 機械等のリース導入に当たっての留意事項

- 1 機械等のリース期間は、2年（年単位とし、1年未満は端数を切り捨てる。）以上で法定耐用年数以内とする。
- 2 リースによる導入に対する補助金額（以下「リース料補助金額」という、）については、次の算式によるものとする。

$$\text{リース料補助金額} = \text{リース物件購入価格（消費税抜き）} \times \text{補助率（1/2以内）}$$

ただし、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合又はリース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料補助金額については、それぞれ次の算式によるものとする。また、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料補助金額については、それぞれ次の算式により算出した値のいずれか小さい方とする。

（リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合）

リース料補助金額＝

$$\text{リース物件購入価格（消費税抜き）} \times (\text{リース期間} \div \text{法定耐用年数}) \times \text{補助率（1/2以内）}$$

（リース物件のリース期間満了時に残存価格を設定する場合）

リース料補助金額＝

$$(\text{リース物件購入価格（消費税抜き）} - \text{残存価格}) \times \text{補助率（1/2以内）}$$

- 3 事業実施主体は、借受証を実績報告書に添付するものとする。
- 4 リース料助成金は、事業実施主体に対して支払うものとする。

別紙 1－3（別紙 1 の第 4 の（3）関係）

国内肥料資源活用推進事業

第 1 事業の目的

別紙 1－1 及び 1－2 の事業の適切かつ円滑な実施を図るとともに、事業効果を十分に発揮させるため、都道府県協議会による事業実施主体への助言や各種手続の事務、取組の実施確認等の取組を支援する。また、都道府県協議会による施肥基準の見直しに向けた調査等の国内資源由来肥料への転換を進める取組を支援する。

第 2 事業内容及び補助対象経費

本事業の事業内容は、以下の取組とし、補助対象経費は、別表 6 に掲げるもののうち事業に必要な経費とする。

（1）推進及び指導

都道府県協議会は、対策事業の概要及び対策事業の実施等に必要な事項について周知徹底を図るとともに、当該事業の適切な実施に向け、事業実施主体に対し、指導や助言等を行う。

（2）交付事務

都道府県協議会は、事業実施主体から提出された申請書等の確認や事業実施主体に対する補助金の交付等に係る事務を行う。

（3）実施確認

都道府県協議会は、補助金の対象となる取組について、事業実施主体から提出された書類により実施確認を行うとともに、必要に応じて現地確認を行う。

（4）国内資源由来肥料の活用促進のための調査等

都道府県協議会は、国内資源由来肥料の利用拡大に向け、施肥基準等の見直しに向けた調査、関係事業者間の連携づくりや生産現場への普及啓発の取組等を行う。

（5）その他必要な事項

（1）から（4）までの取組のほかに、対策事業の推進に必要な取組を行う。

第 3 補助率

本事業の補助率は、定額とする。

第 4 成果目標

第 2 の（4）又は（5）の取組を実施する場合は、国内資源由来肥料の取組拡大に向けた検証可能な成果目標を定めるものとする。目標年度は事業実施年度の翌々年度とする。

別紙 1－4（別紙 1 の第 4 の（4）関係）

国内肥料資源流通促進支援

第 1 事業の目的

海外からの輸入原料に依存した肥料から、国内資源由来肥料への転換を進めるため、事業実施主体が国内資源由来肥料の流通促進に向け肥料原料供給事業者、肥料製造事業者、肥料利用者のマッチング等の全国的な取組推進に必要な活動を支援する。

第 2 事業内容及び補助対象経費

本事業の事業内容は、以下の全国的な取組とし、補助対象経費は、別表 6 に掲げるもののうち事業に必要な経費とする。

- （1）国内資源由来肥料の流通促進に必要な検討会やマッチング会合等の開催
- （2）国内資源由来肥料の流通促進に必要な調査の実施
- （3）国内資源由来肥料の流通促進に必要な情報発信や相談窓口の設置
- （4）その他必要な事項

第 3 補助率

本事業の補助率は、定額とする。

第 4 成果目標

全国段階において、検討会・マッチング会合等の開催数、調査、情報発信、相談受付件数等、国内資源由来肥料の流通促進に資する取組を検証可能な成果目標を定めるものとする。目標年度は事業実施年度とする。

別紙１－５（別紙１の第４の（５）関係）

国内外の肥料原料価格の動向等調査

第１ 事業の目的

国際市況や原料産出国の輸出に係る動向の影響を把握するため、肥料原料の輸入価格の動向等に関する調査の取組を支援する。

第２ 事業内容及び補助対象経費

本事業の事業内容は、以下の取組とし、補助対象経費は、別表６に掲げるもののうち事業に必要な経費とする。

- （１）肥料原料の輸入価格の動向及びその要因に関する調査
- （２）国内における肥料の販売価格の動向及びその要因に関する調査
- （３）その他国内外の肥料価格の動向把握に必要な調査

第３ 補助率

本事業の補助率は、定額とする。

第４ 成果目標

年間を通じて調査できる体制を構築し、調査結果を定期的に公表することとする。目標年度は事業実施年度とする。

別紙 1－6（別紙 1 の第 8 関係）

事業実施計画書に対する審査基準

事業実施主体から提出された事業実施計画書については、下記の審査基準に基づき、評価する。

第 1 国内肥料資源活用施設総合整備支援及び国内肥料資源活用総合推進支援に係る審査基準

- 1 下表に基づき、事業実施計画書ごとに評価・ポイント付けし、ポイントの合計値の高い事業実施計画書から採択優先順位を定め、予算の範囲内で補助金交付候補者を選定する。なお、事業実施期間が複数年に渡る事業の 2 年目以降の事業に係る事業実施計画書が含まれる場合には、まず、これらの事業実施計画書を採択優先順位の上位に位置付けた上で、その他の事業実施計画書の採択優先順位を定めるものとする。
- 2 必須項目において一つでも不採択がある場合又はポイントの合計値が 8 点に満たない場合は、補助金交付候補者として選定しないものとする。
- 3 ポイントの合計値が同じ場合には、補助金額が低い事業実施計画書を上位として順位を定める。
- 4 複数の成果目標を設定している事業実施計画書に対する成果目標に係る評価に当たっては、最も高いポイントのみ合計する。

審査項目			評価 ポイント
必須項目	事業実施計画書の妥当性	① 成果目標が過大に見積もられることなく適切に設定されているか。 ア 適切に設定されている イ 適切に設定されているとはいえない	－ 不採択
		② 事業費は適正に算定されているか。 ア 適正に算定されている イ 適正に算定されているとはいえない	－ 不採択
		③ 取組内容や実施スケジュールに無理がなく、実現性はあるか。 ア 取組内容や実施スケジュールに無理がなく、実現性がある イ 取組内容や実施スケジュールに無理があり、実現可能とはいえない	－ 不採択
	事業実施主体の適格性	④ 別表 1 に定める事業実施主体の要件を満たしているか。 ア 満たしている イ 満たしていない	－ 不採択
		⑤ 事業の取組内容を的確に遂行するために必要な実施体制を有し、役割分担、責任体制が明確になっているか。 ア 事業実施体制が整備されている イ 事業実施体制が整備されていない	－ 不採択

		⑥ 肥料原料供給者、肥料製造業者及び肥料利用者の連携を位置付けた実現可能な計画（連携計画）を有しているか。 ア 実現可能な計画を有している イ 実現可能な計画を有していない	— 不採択
評価項目	成果目標	a) 肥料原料・肥料の供給数量	⑦ 別紙１－１の第５の（１）に基づく成果目標の増加 1,000 t 以上 : 8 500 t 以上 : 6 100 t 以上 : 4 50 t 以上 : 2 10 t 以上 : 1 (注) 過年度に本事業において事業を実施した事業実施主体にあっては、過年度事業の成果目標値又は現状値のいずれか大きい値からの増加量を用いてポイント付けすることとする。
		b) 肥料の取扱数量	⑧ 別紙１－１の第５の（２）に基づく成果目標の増加 1,000 t 以上 : 8 500 t 以上 : 6 100 t 以上 : 4 50 t 以上 : 2 10t 以上 : 1 (注) 過年度に本事業において事業を実施した事業実施主体にあっては、過年度事業の成果目標値又は現状値のいずれか大きい値からの増加量を用いてポイント付けすることとする。
		c) 肥料の施用面積	⑨ 別紙１－２の第５の１に基づく成果目標の増加 100ha 以上 : 8 80ha 以上 : 6 60ha 以上 : 4 40ha 以上 : 2 20ha 以上 : 1 (注) 過年度に本事業において事業を実施した事業実施主体にあっては、過年度事業の成果目標値又は現状値のいずれか大きい値からの増加量を用いてポイント付けすることとする。
加算項目	取組の広域性		⑩ 広域流通に適した肥料の形態による取組となっている場合 3

輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の代替性	⑪ 輸入原料又は化石燃料を原料とした化学肥料の代替として利用することを想定している場合（窒素、りん酸又は加里を保証又は表示するものに限る。） ア 国内資源由来の窒素、りん酸、加里の成分量の合計が 10%以上 イ 国内資源由来の窒素、りん酸、加里の成分量の合計が 5 %以上 ウ 国内資源由来の窒素、りん酸、加里の成分量の合計が 3 %以上 (注) 複数の国内資源由来肥料を供給又は利用する場合にあっては、国内資源由来の窒素、りん酸、加里の成分量の合計値が最も小さい値の肥料の値を用いてポイント付けすることとする。	8 5 3
取組の新規性	⑫ 過年度に本事業において事業を実施した事業実施主体ではない場合	6
環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和 4 年法律第 37 号）に基づく計画認定等	⑬ 事業実施主体及びその構成員に、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和 4 年法律第 37 号。以下「みどりの食料システム法」という。）に基づき、認定を受けている者又は令和 6 年度までに認定を受ける見込みがある者（以下「計画認定者等」という。）が含まれる場合（ア、イそれぞれを選択し合計する。） ア みどりの食料システム法第 19 条第 1 項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画又はみどりの食料システム法第 21 条第 1 項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画の計画認定者等（a 又は b のいずれかを選択） a 事業実施主体及びその構成員のうち計画認定者等が 1 者以上含まれる。 b 事業実施主体の構成員のうち計画認定者等が過半以上含まれる。 イ みどりの食料システム法第 39 条第 1 項に規定する基盤確立事業実施計画の計画認定者等 ⑭ 事業実施地域がみどりの食料システム法第 16 条第 1 項に規定する基本計画で定められた特定区域の全部又は一部を含む場合又は令和 6 年度までに特定区域の設定が見込まれる場合	2 5 5 5
農業競争力強化支援法（平成 29 年法律第 35 号）に基づく認定	⑮ 農業競争力強化支援法（平成 29 年法律第 35 号）に基づく事業再編計画又は事業参入計画の認定を受けている場合	5

地域計画に位置付けられた地域における取組	⑯ 本事業の実施に供するほ場が、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条に定める地域計画のうち目標地図において農業を担う者が位置付けられているほ場である場合又は事業実施主体若しくは事業実施計画書に位置付けられた中心的な取組主体が地域計画のうち目標地図に位置付けられた者である場合	5
----------------------	---	---

第2 国内肥料資源活用推進事業に係る審査基準

- 下表に基づき、事業実施計画書ごとに評価・ポイント付けし、予算の範囲内で補助金交付候補者を選定する。その際、別紙1－3の第2の（4）又は（5）を除く取組に係る予算を優先して配分し、別紙1－3の第2の（4）又は（5）の取組については、ポイントの高いものから順に予算を配分するものとする。なお、ポイントの値が同じ場合には、補助金額が低いものから予算を配分するものとする。
- 審査項目において一つでも不採択がある場合は、補助金交付候補者として選定しないものとする。

審査項目		評価 ポイント
事業実施計画書の妥当性	① 事業費は適正に算定されているか。 ア 適正に算定されている イ 適正に算定されているとはいえない	－ 不採択
	② 取組内容や実施スケジュールに無理がなく、実現性はあるか。 ア 取組内容や実施スケジュールに無理がなく、実現性がある イ 取組内容や実施スケジュールに無理があり、実現可能とはいえない	－ 不採択
	（別紙1－3の第2の（4）又は（5）の取組を実施する場合のみ） ③ 成果目標が過大に見積もられることなく適切に設定されているか。 ア 適切に設定されている イ 適切に設定されているとはいえない	－ 不採択
事業実施主体の適格性	④ 別表1に定める事業実施主体の要件を満たしているか。 ア 満たしている イ 満たしていない	－ 不採択
取組内容	⑤ 施肥基準の見直しに向けた取組が計画されている場合	10
	⑥ 関係事業者間の連携づくりの取組が計画されている場合	10
	⑦ 生産現場への普及啓発の取組が計画されている場合	5
	⑧ 対策事業の推進に必要な取組が計画されている場合	3

第3 国内肥料資源流通促進支援及び国内外の肥料原料価格の動向等調査に係る審査基準

- 下表に基づき、事業実施計画書ごとにポイント付けし、ポイントの合計値の高い事業実施計画書

から採択優先順位を定め、予算の範囲内で補助金交付候補者を選定する。

- 2 審査項目において一つでも不採択がある場合又はポイントの合計値が 15 点未満の場合は、補助金交付候補者として選定しないものとする。
- 3 ポイントの合計値が同じ場合には、補助金額が低いものを上位として順位を定める。

審査項目		評価	ポイント
① 成果目標の妥当性	- 事業の成果目標が、具体的かつ明確に設定されているか。 - 事業の取組内容に対して適切な成果目標を設定しているか。	概ね認められる 一部認められる 認められない	3 1 不採択
② 事業実施計画書の妥当性	- スケジュールに無理がなく、実現可能性があるか。 - 事業実施経費は妥当なものになっているか。 - 事業の目的の達成に必要な取組内容を計画しているか。	概ね認められる 一部認められる 認められない	3 1 不採択
③ 事業実施体制の妥当性	- 事業の取組内容を的確に遂行するために必要な実施体制を有し、役割分担、責任体制が明確になっているか。 - 事業の目的の達成のために効果的な実施体制となっているか。 - 事業代表者に十分な管理能力があるか。 - 特定の事業実施場所を選定する取組内容にあつては、事業の目的に適した事業実施場所が選定されているか。 - 事業遂行に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有しているか。	概ね認められる 一部認められる 認められない	10 5 不採択
④ 取組の規模	(国内肥料資源流通促進支援に係る事業実施計画書のみ) - 肥料原料供給者、肥料製造事業者、肥料利用者等が広く参画可能な計画となっているか。 (国内外の肥料原料価格の動向等調査に係る事業実施計画書のみ) - 調査項目及び対象が適切に設定されているか。	十分に認められる 概ね認められる 一部認められる 認められない	10 6 2 0
⑤ 取組の工夫	取組のフォローアップの実施など取組の効果を高める工夫が計画に位置付けられているか。	十分に認められる 概ね認められる 一部認められる 認められない	10 6 2 0

⑥ 取組内容の 情報発信	・ 取組内容や成果等を広く情報発信する 方法を含む計画となっているか。	十分に認められる 概ね認められる 一部認められる 認められない	10 6 2 0
⑦ 事業実施主 体の取組実績 等	・ 国内資源の肥料利用に関する知識を十 分有した者が参画し、これまでに類似 の取組実績を有しているか。	実績が多くある 実績がある 実績がない	10 5 0
(国内肥料資源流 通促進支援に係 る事業実施計画 書のみ) ⑧ 国内肥料資 源の利用拡大 に向けた全国 推進協議会と の関わり	・ 国内肥料資源の利用拡大に向けた全国 推進協議会の取組内容を後押しする事 業実施計画となっているか。	十分に認められる 概ね認められる 一部認められる 認められない	10 6 2 0

別表 1（別紙 1 の第 1 関係）

区分	対象事業	要件
1 農業者の組織する団体等	1 国内肥料資源活用施設総合整備支援 2 国内肥料資源活用総合推進支援	次に掲げる要件を全て満たす者とする。 （１）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程が定められている農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、農地所有適格法人、特定農業団体、その他農業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人及び地方公共団体のいずれかであること。 （２）国内資源由来肥料の効果の検証に取り組む農業従事者（農業の常時従事者（原則年間 150 日以上）をいう。以下同じ。）が 5 人以上参加すること。
2 肥料製造事業者		肥料法第 4 条に基づき登録を受けている者又は第 22 条に基づき届出を行っている者。
3 肥料原料供給事業者		次に掲げるいずれかに該当し、それぞれの要件を満たす者とする。 （１）畜産業を営む者又は地域の家畜排せつ物処理を引き受けて堆肥の生産を行う者。 （２）牛肉骨粉製造事業者 化製場等に関する法律（昭和 23 年法律第 140 号）第 3 条第 1 項に基づく都道府県知事の許可を受けている者。 （３）その他の事業者 食品残渣等の肥料原料として使用できる資源を供給する者。
4 コンソーシアム	2 国内肥料資源活用総合推進支援	区分の欄の 1 から 3 までに掲げる者のうち、いずれかの者を含む構成員からなり、次に掲げる要件を全て満たすコンソーシアム。 （１）代表者が定められていること。 （２）組織の意思決定の方法、事務及び会計の処理方法並びにその責任者、財産管理の方法、内部監査の方法等を明確にした規約が定められていること。 （３）事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
5 都道府県協議会	3 国内肥料資源活用推進事業	（１）別紙 1 の第 3 の（４）に基づき承認された都道府県協議会 （２）別紙 1 の第 3 の（３）のただし書に該当する都道府県協議会
6 民間団体等	4 国内肥料資源流通促進支援 5 国内外の肥料原料価格の動向等調査	定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程が定められており、全国的な観点から本事業の目的を達成するため体制を有している次のいずれかとする。 （１）民間企業 （２）公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人 （３）事業協同組合及び事業協同組合連合会 （４）農業協同組合連合会 （５）学校法人 （６）特定非営利活動法人 （７）独立行政法人 （８）特殊法人 （９）許可法人 （１０）協議会

別表 2 (別紙 1 - 1 の第 3 の 2 関係)

項目	補助対象基準
1 国内資源由来肥料の製造のための国内資源供給施設等の整備 (別表 1 の区分欄の 3 の者が行う施設等の整備に限る。)	1 整備する施設等は、次のとおりとする。 ① 乾燥・焼却・発酵等の処理や臭気・衛生対策等の国内資源の肥料原料としての供給に必要となる施設・設備 ② 国内資源の肥料原料の保管・管理に必要となる施設・設備 2 1 の施設等と一体的に整備する機械（切返作業機、肥料運搬車（ただし、専ら国内資源の供給に利用されるものに限る。）） 3 1 の施設等の整備又は改修等に伴い、既存施設又は設備の撤去又は原状回復を行うことができるものとする。ただし、この場合、成果目標の達成のために必要な最小限の範囲に限る。
2 国内資源由来肥料の製造施設等の整備 (別表 1 の区分欄の 2 の者が行う施設等の整備に限る。)	1 整備する施設等は、次のとおりとする。 ① 乾燥・ペレット化等の加工や臭気・衛生対策等の国内資源の肥料原料を用いた肥料製造に必要となる施設・設備 ② 国内資源の肥料原料や製造した肥料の保管・管理に必要となる施設・設備 2 1 の施設等と一体的に整備する機械（切返作業機、肥料運搬車（ただし、専ら国内資源の供給に利用されるものに限る。）） 3 1 の施設等の整備又は改修等に伴い、既存施設又は設備の撤去又は原状回復を行うことができるものとする。ただし、この場合、成果目標の達成のために必要な最小限の範囲に限る。
3 国内資源由来肥料の流通保管施設等の整備 (別表 1 の区分欄の 1 の者が行う施設等の整備に限る。)	1 整備する施設等は、国内資源の肥料の保管・管理に必要となる施設・設備とする。 2 1 の施設等と一体的に整備する機械（切返作業機、肥料運搬車（ただし、専ら国内資源の供給に利用されるものに限る。）） 3 1 の施設等の整備又は改修等に伴い、既存施設若しくは設備の撤去又は原状回復を行うことができるものとする。ただし、この場合、成果目標の達成のために必要な最小限の範囲に限る。

別表 3（別紙 1－1－1 の第 1 の 4 の（1）の工程関係）

代行施行によることの理由の確認表

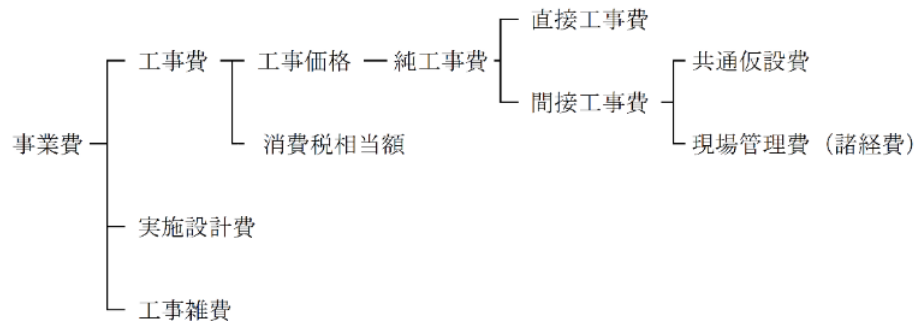
業務内容	検討内容
1 実施設計書の作成又は検討	・ 事業実施主体が作成しない理由及び設計事務所等に委託しない理由
2 業者選定の執行	・ 事業実施主体が適正に入札参加業者等を選定できない理由
3 入札の執行	・ 事業実施主体が適正な競争入札を行うことができない理由
4 施行管理 ① 施行管理者の確保 ② 工程の調整 ③ 工事の監理 ④ 工事の検査 ⑤ しゅん功検査、引渡し	・ 事業実施主体が工事を設計図書（図面及び仕様書）と照合し、工事が実施設計書のとおりを実施されているか確認することができない理由 ・ 事業実施主体が、業者を指導監督し、実施設計書どおりに工事を完成させることができない理由

別表 4（別紙 1－1－1 の第 4 の 2 関係）

事業費構成の標準

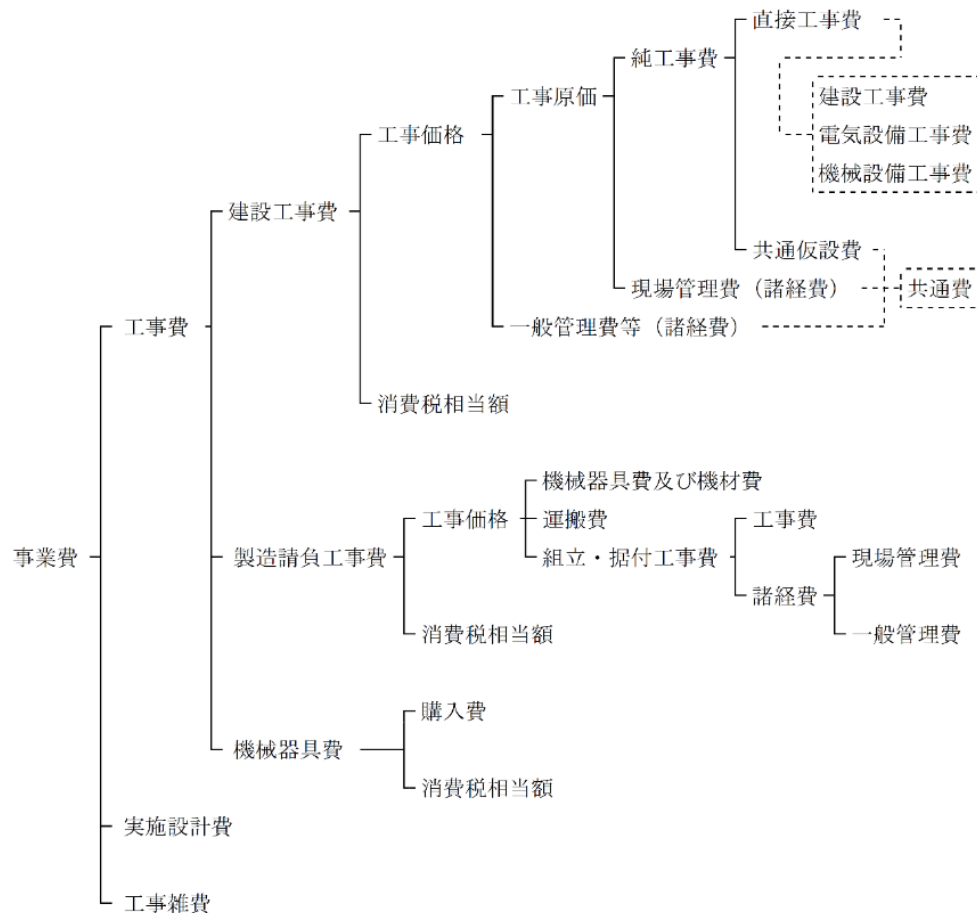
1 施設等の整備

ア 直営施行の場合



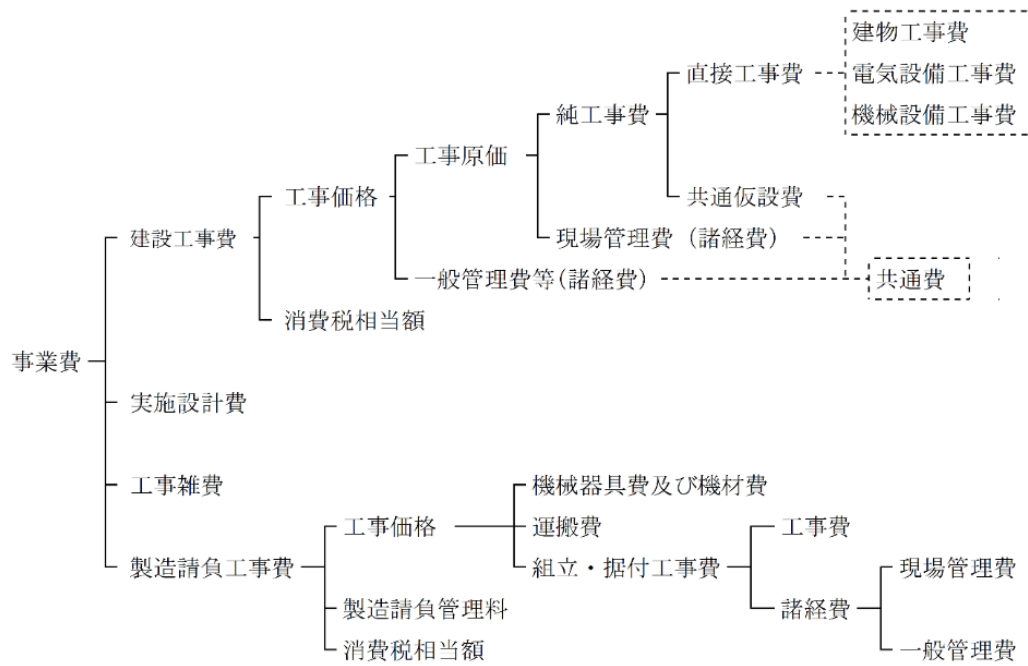
注：この表は、「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱」及び「草地開発整備事業等事業費積算要綱」に準拠したもの。

イ 請負施行の場合

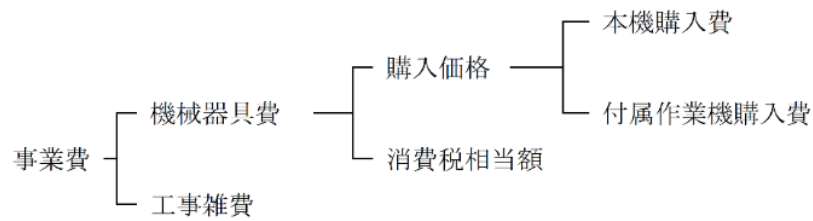


注：この表は、「営繕工事積算積算要領」に準拠したもの。

ウ 代行施行の場合



2 機械等の整備



別表 5（別紙 1－1－1 の第 4 の 3 の（1）及び（4）関係）

各種経費

1 共通仮設費

費 目	内 容
準備費	・ 敷地測量・整理、仮道路、仮橋、道板及び借地その他占有料等に関する費用
仮設建物費	・ 仮現場事務所倉庫、宿舍等直接工事に共通的に必要な仮施設等の設置・撤去及び補修等に要する費用
工事施設費	・ 仮囲、工事用道路、歩道構台、場内通信設備等の工事用施設等の設置・撤去及び補修等に要する費用
試験調査費	・ 地耐力試験、施設の機能試験並びに材料及び製品試験等に要する費用
整理清掃費	・ 整理清掃、屋外後片付け清掃、屋外発生材処分及び養生等に要する費用
動力用水光熱費	・ 工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに動力、用水及び光熱等に関する引込負担金等に要する費用
機械器具費	・ 共通仮設用機械及び機械器具修繕に要する費用
安全費	・ 工事施工のための安全に要する費用で、警備員・交通整理員等の安全監理、安全標識及び合図等に要する費用
運搬費	・ 共通仮設に伴う運搬に要する費用
その他	・ 上記のいずれにも属さない共通仮設等に伴う費用

2 現場管理費

費 目	内 容
労務管理費	・ 現場労働者及び現場雇用労働者の労務管理に要する費用、募集及び解散に要する費用、厚生に要する費用、純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用、賃金以外の食事、通勤費等に要する費用、安全及び衛生に要する費用並びに労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
租税公課	・ 工事契約書等の印紙代、申請書・謄抄本登記等の証紙代等及び諸官公署手続費用
保険料	・ 火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険及び法定外の労災保険の保険料
従業員給与手当	・ 現場従業員及び現場雇用労働者の給与、諸手当（交通費、住宅手当等）及び賞与並びに施工図等を外注した場合の設計費等

退職金	・ 現場従業員に対する退職給与引当金繰入額及び現場雇用労働者の退職金
法定福利費	・ 現場従業員、現場労働者及び現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額
福利厚生費	・ 現場従業員に関する厚生、貸与被服、健康診断及び医療等に要する費用
事務用品費	・ 事務用消耗品費、事務用備品、新聞・図書・雑誌等の購入費及び工事写真代等の費用
通信交通費	・ 通信費、旅費及び交通費
補償費	・ 工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して、近隣の第三者に支払われる補償費（ただし、電波障害等に関するものを除きます。）
原価性経費配賦額	・ 本来現場で処理すべき業務の一部を本店及び支店が処理した場合の経費の配賦額
雑費	・ 会議費、式典費、工事实績等の登録等に要する費用、その他上記のいずれの科目にも属さない費用

3 一般管理費等

費 目	内 容
役員報酬	・ 取締役及び監査役に要する経費
従業員給料手当	・ 本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額を含む。）
退職金	・ 本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金（退職引当金繰入額及び退職年金掛け金を含む。）
法定福利費	・ 本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額
福利厚生費	・ 本店及び支店の従業員に対する貸与被服、医療及び慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用
維持修繕費	・ 建物、機械及び装置等の修繕維持費並びに倉庫物品の管理費等
事務用品費	・ 事務用消耗品、固定資産に計上しない事務用品及び新聞参考図書等の購入費
通信交通費	・ 通信費、旅費及び交通費
動力用水光熱費	・ 電力、水道及びガス等の費用
調査研究費	・ 技術研究及び開発等の費用

広告宣伝費	・ 広告又は宣伝に要する費用
地代家賃	・ 事務所、寮及び社宅等の借地借家料
減価償却費	・ 建物、車両、機械装置、事務用品等の減価償却額
試験研究償却費	・ 新製品又は新技術の研究のための特別に支出した費用の償却額
開発償却費	・ 新技術又は新経営組織の採用、資源の開発及び市場の開拓のための特別に支出した費用の償却額
租税公課	・ 不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占有料その他の公課
保険料	・ 火災保険その他の損害保険料
契約保証費	・ 契約保証に必要な費用
雑費	・ 社内打合せの費用及び諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さない費用

4 工事雑費

費 目	内 容
報酬	・ 土地物件等の評価及び登記事務に要する費用
賃金	・ 日々雇用者賃金（測量、事務及び現場監督補助人夫等の賃金）
共済費	・ 賃金に係る社会保険料
需用費	・ 消耗品費、燃料費、光熱水料、印刷製本費、広告費、修繕費及び食糧費（事業遂行上特に必要な会議用弁当及び茶菓子賄料とする。）
役務費	・ 通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料及び雑役務費
委託費	・ 測量、設計及び登記等の委託費
旅費	・ 事業実施の打合せ等に必要な旅費
使用料及び賃借料	・ 土地建物、貨客兼用自動車及び事業用機械器具の借料及び損料
備品購入費	・ 事業実施に直接必要な庁用器具及び事務用機械器具の購入費
公課費	・ 租税以外の公の金銭負担のうち分担金、手数料及び使用料等
代行施行管理料	・ 代行施行における受託代行者の事業施行管理料

別表 6（別紙 1－2 の第 3、別紙 1－3 の第 2、別紙 1－4 の第 2、別紙 1－5 の第 2 関係）

費目	対象事業	内容	注意点
機 械 器 具 費	2 国内肥料資源活用総合推進支援	・本事業を実施するために直接必要な国内資源由来肥料若しくはその原料の収集・運搬・加工（焼却を含む。）・散布等に必要な機械又は国内資源由来肥料の原料若しくは土壌等の分析に必要な分析機器の導入、リース導入又は改良に係る経費	・別紙 1－2－1 のとおり
資 材 購 入 費	2 国内肥料資源活用総合推進支援	・本事業を実施するために直接必要な資材の購入に係る経費	
資 材 運 搬 費	3 国内肥料資源活用推進事業	・本事業を実施するために直接必要な資材の運搬に係る経費（肥料原料の収集等、新たな流通方法の実証に必要な経費に限る。）	
備品費	2 国内肥料資源活用総合推進支援	・本事業を実施するために直接必要な備品の導入に係る経費。但し、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。	・取得価格が 50 万円未満のものに限る。 ・耐用年数が経過するまでは、善良な管理者の注意義務をもって当該備品を管理すること。
会場借料	3 国内肥料資源活用推進事業	・本事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	・事業実施主体が会議室を所有している場合は、当該会議室を優先して使用すること。
通 信 ・ 運 搬 費	4 国内肥料資源流通促進支援	・本事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	・切手は物品受払簿で管理すること。 ・電話等の通信費については、基本料を除く。
借上費	5 国内外の肥料原料価格の動向等調査	・本事業を実施するために直接必要な分析機器、農業用機械等の借上経費 ・本事業を実施するために直接必要なパソコン、プリンター等の事務器具及び事務所等の借上経費 ・現地確認のための自動車の借上経費	・レンタルが困難な場合には、リースも対象とする。ただし、補助対象経費は、本事業を実施するために必要な期間に係る経費に限るものとする。
印 刷 製 本 費		・本事業を実施するために直接必要な資料等の印刷製本に係る経費	
消耗品費		・本事業を実施するために直接必要な短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品（土壌診断に必要な試薬等）	

費目	対象事業	内容	注意点
		・実証試験に用いる低廉な器具 ・USB メモリ等の低廉な記録媒体等	
情報発信費		・本事業を実施するために直接必要な広告、啓発に要する経費	・特定の個人又は法人の資産形成又は販売促進につながる広告、啓発を除く。
燃料費		・本事業を実施するために直接必要な農業用機械や車両等の燃料代	
旅費		・本事業を実施するために直接必要な会議、現地確認、成果発表等を事業実施主体等が行うための旅費 ・本事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を依頼した専門家に支払う旅費	
謝金		・本事業を実施するために直接必要な専門的知識の提供等の専門家等への謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・都道府県協議会の構成員及び事業実施主体に対する謝金は、補助対象外とする。
委託費		・本事業の交付目的たる事業の一部を他の者に委託するために必要な経費	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・民間企業等の内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
役務費		・本事業を実施するために直接必要、かつ、それだけでは本事業の成果とはなり得ないほ場での肥料散布や土壌の分析等の業務の役務発注に係る経費	
雑役務費		・本事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料 ・本事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙及び運営拠出金に課される消費税に係る経費	
賃金等		・本事業を実施するために直接必要な業務を目的として、雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに費用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	・賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。

- (注) 1 上記の経費であっても補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合は、補助対象外とする。
- 2 補助対象経費は、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分することとする。

別記様式第 1 号

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔 北海道にあつては、北海道農政事務所長、
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 〕

所在地

〇〇協議会
会長

〇〇協議会承認申請書

国内肥料資源利用拡大対策事業費補助金交付等要綱（令和 4 年 12 月 21 日付け 4 農産第 3508 号農林水産事務次官依命通知）別表に定める事業を実施したいので、国内肥料資源利用拡大対策事業実施要領（令和 4 年 12 月 21 日付け 4 農産第 3509 号農林水産省農産局長、4 畜産第 1954 号農林水産省畜産局長通知）別紙 1 の第 3 の（3）の規定に基づき、関係書類を添えて承認を申請する。

（注）添付書類については、以下を添付すること。

なお、ウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該書類の添付を省略することができる。

- ・ 〇〇協議会会員名簿の写し
- ・ 〇〇協議会規約の写し
- ・ 〇〇事務処理規程の写し
- ・ 〇〇会計処理規程の写し
- ・ 〇〇文書取扱規程の写し
- ・ 〇〇内部監査実施規程の写し
- ・ 〇〇協議会国内肥料資源活用総合支援事業業務方法書

別記様式第2号

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔 北海道にあつては、北海道農政事務所長、
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 〕

所在地

〇〇協議会
会長

〇〇協議会規約変更承認申請書

〇〇協議会規約を下記により変更したいので、国内肥料資源利用拡大対策事業実施要領（令和4年12月21日付け4農産第3509号農林水産省農産局長、4畜産第1954号農林水産省畜産局長通知）別紙1の第3の（5）の規定に基づき、関係書類を添えて承認を申請する。

記

1 変更理由

2 変更箇所（〇〇協議会規約新旧対照表）

（注）添付書類については、以下を添付すること。

なお、ウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該書類の添付を省略することができる。

- ・ 変更後の〇〇協議会規約の写し
- ・ 規約の変更を議決した総会の議事録の写し

別記様式第3号

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔 北海道にあつては、北海道農政事務所長、
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 〕

所在地
〇〇協議会
会長

〇〇協議会規程変更届出書

〇〇協議会〇〇規程を下記により変更したので、国内肥料資源利用拡大対策事業実施要領（令和4年12月21日付け4農産第3509号農林水産省農産局長、4畜産第1954号農林水産省畜産局長通知）別紙1の第3の（6）の規定に基づき、関係書類を添えて届出する。

記

- 1 変更理由
- 2 変更箇所（〇〇協議会〇〇規程新旧対照表）

（注）業務方法書の変更届出の場合は、下線部を「業務方法書」とする。

添付書類については、以下を添付すること。

なお、ウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該書類の添付を省略することができる。

- ・ 変更後の〇〇協議会〇〇規程の写し

別記様式第4号

番 号
年 月 日

〇〇 殿

所在地
事業実施主体
代表者氏名

国内肥料資源活用総合支援事業における事業実施計画書の提出

別添のとおり事業実施計画書を作成したので、国内肥料資源利用拡大対策事業実施要領（令和4年12月21日付け4農産第3509号農林水産省農産局長、4畜産第1954号農林水産省畜産局長通知）別紙1の第8の規定に基づき、提出する。

＜事業の内容＞

- ☐ 国内肥料資源活用施設総合整備支援
- ☐ 国内肥料資源活用総合推進支援
- ☐ 国内肥料資源活用推進事業
- ☐ 国内肥料資源流通促進支援
- ☐ 国内外の肥料原料価格の動向等調査

（注）該当する事業の内容を選択すること。

国内肥料資源活用総合支援事業

(いずれかを選択してください。)

	事業実施計画書
	事業実績報告書

(実施する事業メニューを選択してください。)

	国内肥料資源活用施設総合整備支援
	国内肥料資源活用総合推進支援

事業実施主体名		
代表者の役職・指名		
事業実施主体が所在する住所		〒
事業担当者の連絡先	(所属・役職・氏名)	
	(電話番号)	
	(E-mail)	

第1 事業の目的及び成果目標等

1 事業の目的

2 事業実施主体の種類

※農業者の組織する団体等として申請する場合は、別紙1を作成し、添付してください。
※コンソーシアムとして申請する場合は、コンソーシアムの規約を添付してください。

3 事業完了予定（年月日）

（記載例：2024年3月31日）

4 供給・利用する肥料（注1）

肥料の種類	肥料の名称	国内資源の主な種類	登録・届出年月 （例：2022/3）（注2）	国内資源由来成分（%）（注3）			
				窒素	りん酸	加里	合計

注1：供給・利用する国内資源由来肥料が肥料の品質の確保等に関する法律に基づき、登録又は届出されていることが分かる資料を添付してください。

注2：登録・届出見込みの場合は、登録・届出予定時期を記載してください。

注3：「国内資源由来成分」欄は、供給・利用する肥料の成分のうち、国内資源由来の肥料成分を記入してください。なお、供給・利用する肥料中に国内資源由来以外の原料も含まれる場合は、原料として使用する国内資源の種類毎に、国内資源に含まれる肥料成分を求め、肥料に使用される国内資源の割合を乗じて合算する等の合理的な方法を以て算定することとし、算定過程を示した資料を添付してください。

5 成果目標

(1) 国内肥料資源活用施設総合整備支援

(実施要領別紙1-1の第3の1の(1)又は(2)の取組を実施する場合にあっては①の目標を、実施要領別紙1-1の第3の1の(3)の取組を実施する場合にあっては②の目標を設定してください。

目標	目標年度	現状値	目標値 (過年度事業)	目標値 (本年度事業)	増加量
①：国内資源由来肥料原料 又は肥料の供給数量の増加		t	t	t	t
		t	t	t	t

注1：過年度に本事業において事業を実施した事業実施主体にあっては、「目標値（過年度事業）」欄に過年度事業における目標値も記入してください。また、過年度事業の成果目標又は現状値のいずれか大きい値からの増加量を算出してください。

注2：各項目の下段には、計画変更時又は実績報告時に記入してください。

目標	目標年度	現状値	目標値 (過年度事業)	目標値 (本年度事業)	増加量
②：国内資源由来肥料の 取扱数量の増加		t	t	t	t
		t	t	t	t

注1：過年度に本事業において事業を実施した事業実施主体にあっては、「目標値（過年度事業）」欄に過年度事業における目標値も記入してください。また、過年度事業の成果目標又は現状値のいずれか大きい値からの増加量を算出してください。

注2：各項目の下段には、計画変更時又は実績報告時に記入してください。

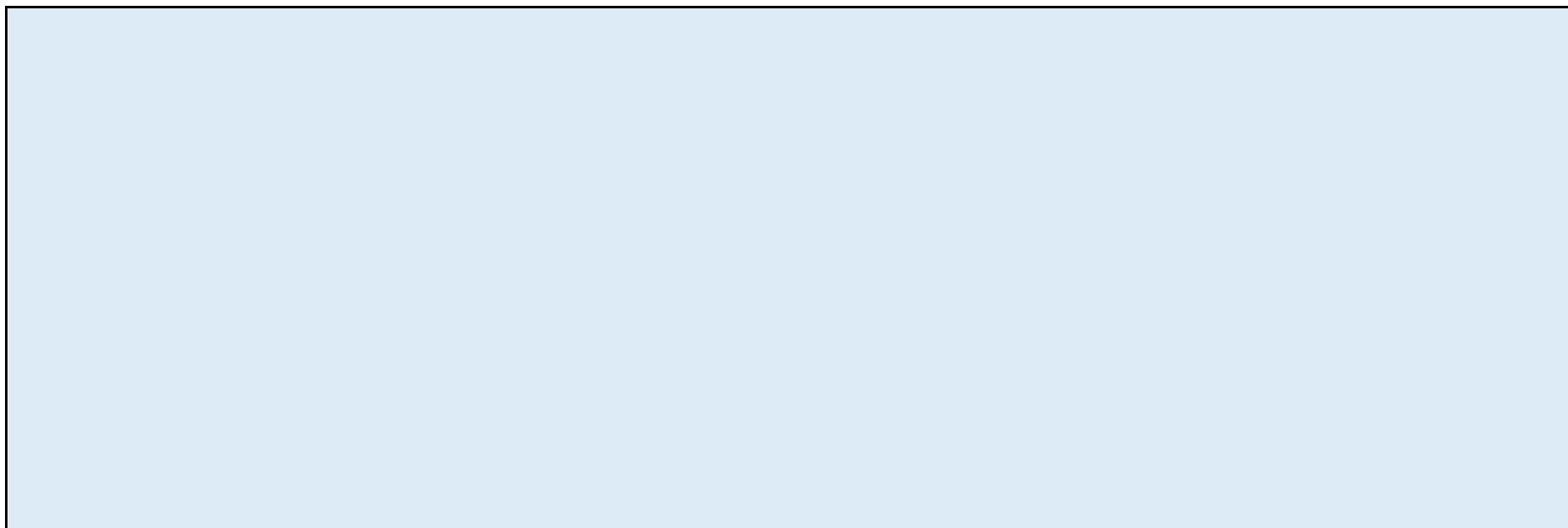
(2) 国内肥料資源活用総合推進支援

目標	目標年度	現状値	目標値 (過年度事業)	目標値 (本年度事業)	増加量
③：国内資源由来肥料の 施用面積の増加		t	ha	ha	ha
		t	ha	ha	ha

注1：過年度に本事業において事業を実施した事業実施主体にあつては、「目標値（過年度事業）」欄に過年度事業における目標値も記入してください。また、過年度事業の成果目標又は現状値のいずれか大きい値からの増加量を算出してください。

注2：各項目の下段には、計画変更時又は実績報告時に記入してください。

6 事業実施体制図



注：事業実施主体における事業全体の責任者、取組ごとの責任者、経理の責任者等を図示してください。

第2 事業の内容

1 国内肥料資源活用施設総合整備支援

(1) 整備する施設等・整備場所

(該当する項目を選択してください。)

整備する施設等の種類	①国内資源由来肥料の製造のための国内資源供給施設等	
	②国内資源由来肥料の製造施設等	
	③国内資源由来肥料の流通保管施設等	

施設・設備名	整備予定場所（住所）	面積	用地の取得状況
		m ²	

注：用地未取得の場合は、現在の取得に向けた取組状況及び取得予定時期を記載してください。

(2) 施設等収支計画

事業内容 (区分、構造、規格、能力等)	収支計画（目標年度）			
	収入（千円）	費用（千円）	収支差（千円）	収支率

(3) 施設の貸付けに関する計画（事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として施設整備する場合のみ記入）

貸付対象	貸付期間	貸借料設定の考え方	管理の役割分担

(4) 補助対象施設を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の内容

金融機関名	融資名	融資額	償還期間	その他

(5) 工程表（別紙2）

注：施設等整備に関する具体的な取組内容と取組時期を別紙6に記載してください。

(6) 事業費積算内訳書（別紙3）

2 国内肥料資源活用総合推進支援

(1) 取組内容・取組時期

(実施する取組メニューを全て選択してください。)

	① 国内資源由来肥料若しくはその原料の成分分析、原料の収集又は国内資源由来肥料の運搬等の実証
	② 国内資源由来肥料の試作
	③ 国内資源由来肥料の肥培効果若しくは散布効率に関する栽培実証又は土壌、水質若しくは作物体に関する分析
	④ 国内資源由来肥料若しくはその原料の収集・運搬・加工・散布等に必要な機械又は国内資源由来肥料の原料若しくは土壌等の分析に必要な分析機器の導入
	⑤ 事業の効率的な取組に必要な調査
	⑥ 取組拡大のための情報発信

注1:③に取り組む場合は、別紙4(栽培実証計画)を作成し、添付してください。

注2:④に取り組む場合は、別紙5(機械・機器一覧)を作成し、添付してください。

(2) 機械の貸付けに関する計画 (事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として機械導入する場合のみ記入)

貸付対象	貸付期間	貸借料設定の考え方	管理の役割分担

（３）工程表（別紙６）

注：（１）において選択した取組メニューに関する具体的な取組内容と取組時期を別紙６に記載してください。

（４）事業費積算内訳書（別紙７）

第3 事業実施計画総括表

事業区分	事業費（円） （A + B + C）	国庫補助金（円） （A）	自己負担（円） （B）	その他（円） （C）	備考
国内肥料資源活用施設総合整備支援					
① 国内資源供給施設等の整備					
② 国内資源由来肥料の製造施設等の整備					
③ 国内資源由来肥料の流通保管施設等の整備					
小計	0	0	0	0	
国内肥料資源活用総合推進支援					
① 国内資源由来肥料若しくはその原料の成分分析、 原料収集又は国内資源由来肥料の運搬等の実証					
② 国内資源由来肥料の試作					
③ 国内資源由来肥料の肥培効果若しくは散布効率に 関する栽培実証又は土壌、水質若しくは作物体に 関する分析					
④ 国内資源由来肥料若しくはその原料の収集・運搬・ 加工・散布等に必要な機械又は国内資源由来肥料の原料 若しくは土壌等の分析に必要な分析機器の導入					
⑤ 事業の効率的な取組に必要な調査					
⑥ 取組拡大のための情報発信					
小計	0	0	0	0	
合計	0	0	0	0	

注：各項目の下段には、計画変更時又は実績報告時に記入してください。

注：備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入してください。
「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れてください。

- ☐ 免税事業者
- ☐ 簡易課税制度の適用を受ける者
- ☐ 地方公共団体の一般会計
- ☐ 地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が５％超となることが確実に見込まれるもの

第4 添付資料

1 国内肥料資源活用施設総合整備支援

(チェック欄)

- (1) 概算設計書、見積書、事業費の積算根拠となる資料
- (2) 施設等の規模決定根拠
- (3) 施設等の能力稼働時間等の詳細
- (4) 位置、配置図、平面図
- (5) 施設等の管理運営規程
- (6) 収支計画の根拠資料

2 国内肥料資源活用総合推進支援

(チェック欄)

- (1) 事業に係る経費算定の根拠資料（見積書の写し等）
- (2) （機械・機器を導入、リース導入又は改良する場合）見積書（原則2者以上）
- (3) （機械・機器を導入、リース導入又は改良する場合）導入する機械等の能力・規模が適正であることを示す資料
- (4) （栽培実証をする場合）実証に供するほ場の所在が明示されている図面

3 共通

(チェック欄)

- (1) 連携計画（別記様式第12号）
- (2) 成果目標の設定の根拠となる資料
- (3) 国内資源由来肥料の名称、種類、肥料成分の根拠となる資料（肥料法に基づく登録又は届出が済んでいる場合）

- (4) 国内資源由来成分の算定過程を示した資料
- (5) 事業実施主体の定款、規約、直近の財務状況が分かる資料
- (6) 実施要領別紙 1－6 の審査基準に基づくポイント付けに当たり必要となる資料
- (7) その他地方農政局長等が必要と認める資料

(実績報告時)

(チェック欄)

- (1) 事業実施等の確認のための資料
 - (帳簿、補助金調書、出来高設計書、財産管理台帳、契約書、請求書又は領収書等の写し)
- (2) (機械・機器を導入、リース導入又は改良する場合) 交付決定後の調達先選定段階で行った一般競争入札又は複数の業者からの見積もり結果等
- (3) (機械・機器を導入、リース導入又は改良する場合) 導入する機械等について、動産総合保険等の保険(盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。)に加入したことを示す資料
- (4) (機械・機器を導入又は改良する場合) 本事業により導入した機械等に本事業名を表示したことが分かる写真等
- (5) (機械・機器をリース導入する場合) リース物件の借受証
- (6) (栽培実証をする場合) 栽培実証の結果
- (7) その他地方農政局長等が必要と認める資料

【別紙 1】 国内肥料由来肥料の効果の検証に取り組む農業従事者 一覧

注：

1. 事業実施主体の類型を「農業者の組織する団体等」として事業に取り組む場合は、農業従事者（※）の一覧を作成する。
（※）本事業を通じて、国内資源由来肥料の効果の検証に取り組む農業従事者（農業の常時従事者（原則年間150日以上））が5名以上いることが要件。
2. （6）欄：実施要領別紙 1－2 第 3 の 2 の中心的な取組主体に該当する者には○を付す。
3. （7）欄：（6）欄に○を付した者のうち、実施要領別紙 1－2 第 3 の 1 の（3）の栽培実証に取り組む者は○を付す。
4. （8）欄：（6）欄に○を付した者のうち、実施要領別紙 1－2 第 3 の 1 の（4）の機械導入に取り組む者は○を付す。
5. （9）欄：農業の常時従事者であるか否かを明らかにするため、直近 1 年の年間農業従事日数を記入する。
6. （10）欄：耕作している全ての農地面積を記入する。
7. （11）欄：（10）欄の耕作面積のうち、事業実施計画書第 1 の 4 に記載した供給・利用する肥料の現在の施用面積を記入する。
8. （12）欄：（10）欄の耕作面積のうち、事業実施計画書第 1 の 4 に記載した供給・利用する肥料の目標年度における施用面積を記入する。

[illegible]

【別紙２】国内肥料資源活用施設総合整備支援 工程表

項目	○年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

注：複数年度実施する計画の場合には、年度ごとに区分して記載してください。

【別紙 3】 国内肥料資源活用施設総合整備支援 事業費積算内訳書

費目	事業費（円）	うち補助金（円）	説明
① 国内資源供給施設等の整備			
小計	0	0	
② 国内資源由来肥料の製造施設等の整備			

小計	0	0	
③ 国内資源由来肥料の流通保管施設等の整備			
小計	0	0	
ア～ウ計	0	0	

注1:複数年度実施する計画の場合には、年度ごとに表を分けて記載してください。

注2:「費目」欄は、実施要領別紙1-1-1を参照してください。

注3:積算の根拠となる見積もり資料を添付してください。

【別紙5】国内肥料資源活用総合推進支援 機械・機器一覧

注 1：（１）～（５）欄：機械導入に取り組む者に関する情報を記入する。なお、機械導入に取り組む者が、実施要領別紙 1－2 第 3 の 2 の中心的な取組主体に該当する場合は、（５）欄に○を付す。

注2：(6)～(7)欄：導入機械に係る品目及び肥料の情報を記入する。なお、(7)欄は、事業実施計画書第1の4に記載した実証肥料名と整合した情報を記載する。

注3：(8)～(15)欄：導入する機械の情報を記入する。

注4：（8）欄：導入目的は、以下の中から選択することとし、その他を選択する場合は、具体的な目的を（16）欄に記入する。

- ・ 国内資源由来肥料又はその原料の収集
- ・ 国内資源由来肥料又はその原料の運搬
- ・ 国内資源由来肥料又はその原料の加工
- ・ 国内資源由来肥料の散布
- ・ 国内資源由来肥料の原料の分析
- ・ 土壌の分析
- ・ その他

注5：(15)欄：導入する機械等毎にの整理番号を付し、整理番号毎に、実施要領別紙1-2-1の1の(2)に基づき、導入する機械等の能力・規模が適正であることを示す資料を作成し、添付すること。

[illegible]

【別紙6】国内肥料資源活用総合推進支援 工程表

具体的な取組内容	○年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
① 国内資源由来肥料又はその原料の成分分析、原料の収集や肥料の運搬等の実証												
② 国内資源由来肥料の試作												

③ 国内資源由来肥料の肥培効果又は散布効率に関する栽培実証や土壌、水質又は作物体に関する分析

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

④ 国内資源由来肥料又はその原料の収集・運搬・加工・散布等に必要な機械や国内資源由来肥料の原料又は土壌等の分析に必要な分析機器の導入

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

⑤ 事業の効率的な取組に必要な調査

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

⑥ 取組拡大のための情報発信

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

注１：「具体的な取組内容」欄は、取組メニューに応じた取組内容を記載すること。

注２：コンソーシアムや作業受託により事業実施主体以外の者が取り組む場合にあっては、取組を実施する者を明確にすること。

【別紙 7】 国内肥料資源活用総合推進支援 事業費積算内訳書

費目	事業費（円）	うち補助金（円）	説明
① 国内資源由来肥料又はその原料の成分分析、原料の収集や肥料の運搬等の実証			
小計	0	0	
② 国内資源由来肥料の試作			
小計	0	0	
③ 国内資源由来肥料の肥培効果又は散布効率に関する栽培実証や土壌、水質又は作物体に関する分析			
小計	0	0	
④ 国内資源由来肥料又はその原料の収集・運搬・加工・散布等に必要な機械や国内資源由来肥料の原料又は土壌等の分析に必要な分析機器の導入			

小計	0	0	
⑤ 事業の効率的な取組に必要な調査			
小計	0	0	
⑥ 取組拡大のための情報発信			
小計	0	0	
合計	0	0	

注1:「費目」欄は、実施要領別紙1別表6を参照してください。

注2:「費目」欄に委託費を計上する場合には、「説明」欄に委託先の事業者名、委託業務の内容、委託率(補助金合計額に占める委託費の割合)を記載してください。

注3:「説明」欄に、経費の内容、単価、数量・員数等を詳細に記載し、積算の根拠となる見積もり資料を添付してください。

国内肥料資源活用総合支援事業
＜国内肥料資源活用推進事業＞

（いずれかを選択してください。）

	事業実施計画書
	事業実績報告書

事業実施主体名		
代表者の役職・指名		
事業実施主体が所在する住所		〒
事業担当者の連絡先	（所属・役職・氏名）	
	（電話番号）	
	（E-mail）	

第1 事業の目的及び取組内容等

1 事業の目的

--

2 事業完了予定（年月日）

--

（記載例：2024年3月31日）

3 取組内容

（実施する取組メニューを選択してください。）

	① 推進及び指導
	② 交付事務
	③ 確認事務

	④ 国内資源由来肥料の活用促進のための調査等
	⑤ その他必要な事項

4 とりまとめ事業一覧

事業実施主体名	区分	事業費（円） （A+B+C）	国庫補助金（円） （A）	自己負担（円） （B）	その他（円） （C）	備考

注：各項目の下段には、計画変更時又は実績報告時に記入してください。

5 成果目標（取組内容の④又は⑤の取組を実施する場合のみ）

--

注：目標年度を事業実施年度の翌々年度とする国内資源由来肥料の取組拡大に向けた成果目標を記載してください。

6 工程表（別紙１）（取組内容の④又は⑤の取組を実施する場合のみ）

7 事業費積算内訳書（別紙２）

第2 事業実施計画総括表

事業区分	事業費（円） （A + B + C）	国庫補助金（円） （A）	自己負担（円） （B）	その他（円） （C）	備考
とりまとめ事業分					
国内肥料資源活用施設総合整備支援					
国内肥料資源活用総合推進支援					
小計	0	0	0	0	
推進及び指導、交付事務、実施確認					
①推進及び指導					
②交付事務					
③実施確認					
小計	0	0	0	0	
国内資源由来肥料の活用促進のための調査等					
④国内資源由来肥料の活用促進のための調査等					
⑤その他必要な事項					
小計	0	0	0	0	
合計	0	0	0	0	

注：各項目の下段には、計画変更時又は実績報告時に記入してください。

注：備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入してください。
「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れてください。

- ☐ 免税事業者
- ☐ 簡易課税制度の適用を受ける者
- ☐ 地方公共団体の一般会計
- ☐ 地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の
特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの

第3 添付資料

(チェック欄)

- (1) 事業に係る経費算定の根拠資料（見積書の写し等）
- (2) 成果目標の設定の根拠となる資料
- (3) その他地方農政局長等が必要と認める資料

(実績報告時)

(チェック欄)

- (1) 事業実施等の確認のための資料

（帳簿、補助金調書、出来高設計書、財産管理台帳、契約書、請求書又は領収書等の写し）

【別紙１】国内肥料資源活用推進事業 工程表

取組メニュー	○年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
④ 国内資源由来肥料の活用促進のための調査等												
⑤ その他必要な事項												

【別紙２】国内肥料資源活用推進事業 事業費積算内訳書

費目	事業費（円）	うち補助金（円）	説明
①～③ 推進及び指導、交付事務、実施確認（国内肥料資源活用施設総合整備支援分）			
小計	0	0	
①～③ 推進及び指導、交付事務、実施確認（国内肥料資源活用総合推進支援分）			
小計	0	0	
④ 国内資源由来肥料の活用促進のための調査等			
小計	0	0	
⑤ その他必要な事項			

小計	0	0	
合計	0	0	

注1:「費目」欄は、実施要領別紙1別表6を参照してください。

注2:「費目」欄に委託費を計上する場合には、「説明」欄に委託先の事業者名、委託業務の内容、委託率(補助金合計額に占める委託費の割合)を記載してください。

注3:「説明」欄に、経費の内容、単価、数量・員数等を詳細に記載し、積算の根拠となる見積もり資料を添付してください。

国内肥料資源活用総合支援事業

(いずれかを選択してください。)

	事業実施計画書
	事業実績報告書

(実施する事業メニューを選択してください。)

	国内肥料資源流通促進支援
	国内外の肥料原料価格の動向等調査

事業実施主体名		
代表者の役職・指名		
事業実施主体が所在する住所		〒
事業担当者の連絡先	(所属・役職・氏名)	
	(電話番号)	
	(E-mail)	

第1 事業の目的及び取組内容等

1 事業の目的

2 事業完了予定（年月日）

（記載例：2024年3月31日）

3 成果目標

注：事業実施年度を目標年度とする成果目標を設定してください。

4 取組内容

取組メニュー	具体の取組内容

5 工程表（別紙１）

6 事業費積算内訳書（別紙２）

第2 事業実施計画総括表

取組内容	事業費（円） （A + B + C）	国庫補助金（円） （A）	自己負担（円） （B）	その他（円） （C）	備考
合計	0	0	0	0	0

注：各項目の下段には、計画変更時又は実績報告時に記入してください。

注：備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入してください。
「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れてください。

☐ 免税事業者

☐ 簡易課税制度の適用を受ける者

☐ 地方公共団体の一般会計

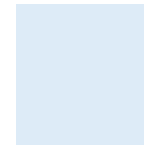
☐ 地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの

第3 添付資料

(チェック欄)

(1) 事業に係る経費算定の根拠資料（見積書の写し等）

(2) その他農産局長が必要と認める資料

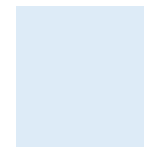


(実績報告時)

(チェック欄)

(1) 事業実施等の確認のための資料

（帳簿、補助金調書、出来高設計書、財産管理台帳、契約書、請求書又は領収書等の写し）



【別紙 1】 工程表

[illegible]

【別紙２】事業費積算内訳書

費目	事業費（円）	うち補助金（円）	説明
小計	0	0	
小計	0	0	
小計	0	0	

小計	0	0	
合計	0	0	

注1:「費目」欄は、実施要領別紙1別表6を参照してください。

注2:「費目」欄に委託費を計上する場合には、「説明」欄に委託先の事業者名、委託業務の内容、委託率(補助金合計額に占める委託費の割合)を記載してください。

注3:「説明」欄に、経費の内容、単価、数量・員数等を詳細に記載し、積算の根拠となる見積もり資料を添付してください。

別記様式第 6 号

番 号
年 月 日

〇〇都道府県協議会長 殿

〇〇農政局長

〔 北海道にあつては、北海道農政事務所長、
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 〕

〇〇年度国内肥料資源活用総合支援事業採択通知書兼補助金交付候補者通知書

令和〇年〇月〇日付けで申請のあった国内肥料資源活用総合支援事業実施計画書については、内容審査の結果、適当と認められるので、国内肥料資源利用拡大対策事業実施要領（令和 4 年 12 月 21 日付け 4 農産第 3509 号農林水産省農産局長、4 畜産第 1954 号農林水産省畜産局長通知）別紙 1 の第 8 の規定に基づき、通知する。

また、貴協議会を通じて申請のあった国内肥料資源活用総合支援事業実施計画書について、別添のとおり補助金交付候補者を選定したので通知する。

別記様式第7号

番 号
年 月 日

事業実施主体名 代表者氏名 殿

〇〇農政局長（注）

〔北海道にあつては、北海道農政事務所長、
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

〇〇年度国内肥料資源活用総合支援事業採択通知書

令和〇年〇月〇日付けで申請のあった国内肥料資源活用総合支援事業実施計画書については、内容審査の結果、適当と認められるので、国内肥料資源利用拡大対策事業実施要領（令和4年12月21日付け4農産第3509号農林水産省農産局長、4畜産第1954号農林水産省畜産局長通知）別紙1の第8の規定に基づき、通知する。

（注）都道府県協議会から事業実施主体に対し通知を行う場合にあつては、「都道府県協議会長」とする。また、農産局長から事業実施主体に対し通知を行う場合にあつては、「農林水産省農産局長」とする。

別記様式第 8 号

番 号
年 月 日

交付決定者（注） 殿

所 在 地
事業実施主体名
代表者氏名

〇〇年度 国内肥料資源活用総合支援事業交付決定前着手届

事業実施計画書に基づく下表の事業について、国内肥料資源利用拡大対策事業実施要領（令和 4 年 12 月 21 日付け 4 農産第 3509 号農林水産省農産局長、4 畜産第 1954 号農林水産省畜産局長通知）別紙 1 の第 10 の 2 の規定に基づき、下記条件を了承の上、交付決定前に着手することとしたいので届出する。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、不可抗力を含むあらゆる事由によって損失が生じた場合、当該損失は、自らが負担するものとする。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。

事業内容	事業費	着手予定年月日	完了予定年月日	理 由
	円			

（注）事業実施計画書を都道府県協議会長へ提出した場合は、「〇〇協議会長」とする。

別記様式第 9 号

番 号
年 月 日

〇〇協議会長 殿

所在地
事業実施主体名
代表者氏名

〇〇年度国内肥料資源活用総合支援事業概算払請求書

国内肥料資源利用拡大対策事業実施要領（令和 4 年 12 月 21 日付け 4 農産第 3509 号農林水産省農産局長、4 畜産第 1954 号農林水産省畜産局長通知）別紙 1 の第 11 の（１）の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金〇〇〇〇円を概算払によって交付されたく、請求する。
また、あわせて、令和〇年〇月〇日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。（※１）

記

区 分	総事業費	国庫 補助金 (A)	既受領額 (B)		遂行状況 報告 (※ 1) 〇月〇日 現在の 出来高	今回請求額 (C)		残額 (A) - ((B) + (C))		取組 完了 予定 年月日	備考
			金額	出来高		金額	〇月〇日 現在の予定 出来高	金額	〇月〇日 までの予定 出来高		
国内肥料資源 活用施設総合 整備支援 国内肥料資源 活用総合推進 支援	円	円	円	%	%	円	%	円	%		

- (注) 1 下線部 (※ 1) は、交付等要綱第 18 第 1 項ただし書による場合のみ記載することとし、記載しない場合は表中の「遂行状況報告」欄は空欄とすること。
- 2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 3 添付書類のうち申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

番 号
年 月 日

〇〇協議会長 殿

所在地
事業実施主体名
代表者氏名

〇〇年度国内肥料資源活用総合支援事業実績報告書

国内肥料資源利用拡大対策事業実施要領（令和 4 年 12 月 21 日付け 4 農産第 3509 号農林水産省農産局長、4 畜産第 1954 号農林水産省畜産局長通知）別紙 1 の第 12 の（1）の規定に基づき、その実績を報告する。

- （注） 1 事業の実績が、計画申請又は交付申請の内容と同様のときは、「なお、事業の実績内容等は、計画申請（交付申請）の内容と同様であった。」旨加筆し、事業実施計画書の添付は省略すること。
- 2 変更があったときは、事業実施計画書の変更後の内容が容易に比較対照できるように変更部分を赤字で加筆修正（変更前の部分は取消線で修正）し添付すること（標題を「国内肥料資源活用総合支援事業実施計画書」から「国内肥料資源活用総合支援事業実績報告書」に変更すること）。
- 3 添付書類については、以下を添付すること。
- （1）取組を実施したことが確認できる書類（検討会の議事録、土壌診断結果、施肥設計書、作業日誌、写真、実証結果を取りまとめた周知用チラシ等の写し等）
 - （2）補助金の交付額算定の根拠となる書類（振込明細書、契約書、請求書、納品書、領収書等の写し等）
 - （3）計画申請時、交付申請時又は変更等承認申請書に添付した書類のうち、変更があった書類（最後の申請時以降変更のない場合は省略できる。）
- なお、ウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該書類の添付を省略することができる。

番 号
年 月 日

〇〇農政局長（注 1） 殿
〔 北海道にあつては、北海道農政事務所長、
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

所在地
事業実施主体名
代表者氏名

〇〇年度 国内肥料資源活用総合支援事業の評価報告について

国内肥料資源利用拡大対策事業実施要領（令和 4 年 12 月 21 日付け 4 農産第 3509 号農林水産省農産局長、4 畜産第 1954 号農林水産省畜産局長通知）別紙 1 の第 14 の 1 の（1）の規定に基づき、関係書類を添えて成果目標の達成状況を報告します。

（注 1）事業実施主体から都道府県協議会に対し報告を行う場合にあつては、「〇〇協議会長」とする。

（注）関係書類として、評価報告書を添付する。

〇〇年度 国内肥料資源活用総合支援事業 評価報告書

【担当者】

〔事業実施主体〕

所属・役職

担当者氏名

電話番号（携帯電話番号）

E-mail

（注） 担当者は、事業実施主体の構成員であり、本事業の実施等の窓口となる者を記載すること。

1 事業の効果

(1) 具体的な取組内容

--

(2) 成果目標の達成状況

成果目標	目標年度	現状値 (A)		目標値 (B)		実績値 (C)		達成率 $((C-A)/(B-A)) \times 100$	
国内資源由来肥料原料・肥料の供給数量の増加			トン		トン		トン		%
国内資源由来肥料の流通取扱量の増加			トン		トン		トン		%
国内資源由来肥料の施用面積の増加			ha		ha		ha		%

注 事業実施計画書において設定した成果目標について記載すること。

(3) 施肥マニュアル等の作成状況

--

注 実施要領別紙1－1の第6の2又は別紙1－2の第6の2に基づく取組状況を記載すること。

(4) 評価所見

--

注 成果目標が達成されていない場合は、その理由について詳細に記載すること。

2 添付書類

施肥マニュアル等

その他地方農政局長等が必要と認める書類

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔 北海道にあつては、北海道農政事務所長、
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 〕

所在地

〇〇協議会

会長

〇〇年度 国内肥料資源活用総合支援事業の評価報告について

国内肥料資源利用拡大対策事業実施要領（令和 4 年 12 月 21 日付け 4 農産第 3509 号農林水産省農産局長、4 畜産第 1954 号農林水産省畜産局長通知）別紙 1 の第 14 の 2 の（1）の規定に基づき、関係書類を添えて成果目標の達成状況を報告します。

〇〇年度 国内肥料資源活用総合支援事業 評価報告書

【担当者】

〔事業実施主体〕

所属・役職

担当者氏名

電話番号（携帯電話番号）

E-mail

（注） 担当者は、事業実施主体の構成員であり、本事業の実施等の窓口となる者を記載すること。

1 事業の効果

(1) 具体的な取組内容

--

(2) 成果目標の達成状況

成果目標の具体的な内容	
成果目標の達成状況	
成果内容	
達成状況	
事業実施主体の所見	

注： 「達成状況」の欄については、成果目標が達成されたと思われる場合は「○」を、達成されていないと判断される場合は「×」を記入すること。

「事業実施主体の所見」の欄には、達成状況に対する理由とともに評価を記入すること。

2 添付書類

農林水産省農産局長が必要と認める書類

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

所在地
事業実施主体名
代表者氏名

〇〇年度 国内肥料資源活用総合支援事業の評価報告について

国内肥料資源利用拡大対策事業実施要領（令和 4 年 12 月 21 日付け 4 農産第 3509 号農林水産省農産局長、4 畜産第 1954 号農林水産省畜産局長通知）別紙 1 の第 14 の 3 の（1）の規定に基づき、関係書類を添えて成果目標の達成状況を報告します。

（注） 関係書類として、評価報告書を添付する。

〇〇年度 国内肥料資源活用総合支援事業 評価報告書

【担当者】

〔事業実施主体〕

所属・役職

担当者氏名

電話番号（携帯電話番号）

E-mail

（注） 担当者は、事業実施主体の構成員であり、本事業の実施等の窓口となる者を記載すること。

1 事業の効果

(1) 具体的な取組内容

--

(2) 成果目標の達成状況

成果目標の具体的な内容	
成果目標の達成状況	
成果内容	
達成状況	
事業実施主体の所見	

注： 「達成状況」の欄については、成果目標が達成されたと思われる場合は「○」を、達成されていないと判断される場合は「×」を記入すること。

「事業実施主体の所見」の欄には、達成状況に対する理由とともに評価を記入すること。

2 添付書類

農林水産省農産局長が必要と認める書類

国内肥料資源の利用拡大に向けた連携計画

課題						
目指す姿						

原料供給事業者

事業者名	
取組内容	
活用事業	

肥料製造事業者

事業者名	
取組内容	
活用事業	

肥料利用者

事業者名	
取組内容	
活用事業	

別記様式第 13 号

番 号
年 月 日

〇〇農政局長（注 1） 殿
〔 北海道にあつては、北海道農政事務所長、
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 〕

所在地
事業実施主体名
代表者氏名

国内肥料資源活用施設総合整備支援に関する入札結果報告

このことについて、下記のとおり入札結果を報告し、届け出ます。

記

工事等の契約名	
施行方法	直営施行・請負施行・委託施行・代行施行
施工業者選定方法	一般競争入札・指名競争入札・随意契約
入札執行年月日	年 月 日
入札立会者の 所属・役職・氏名	
入札予定価格（税抜）	円
入札参加業者名及び 入札価格（税抜）	円
	円
	円
	円
	円
入札執行回数	回
落札業者名（契約業者名）	
契約価格（税抜）	円 (うち〇年度補助対象経費 円)
契約年月日	年 月 日

建築場所	
工事開始日	年 月 日
完了予定年月日	年 月 日
工事監理者	
入札結果等の公表方法	
備考	年 月 日付け〇〇第〇〇〇号 交付決定通知

(注1) 事業実施計画書を都道府県協議会長に提出した場合にあっては、「〇〇協議会長」とする。

(注2)

- 1 「施行方法」欄及び「施工業者選定方法」欄は、該当するものを○で囲む。
- 2 「入札予定価格」欄は、未公表の場合は未公表と記入する。ただし、不落札随意契約の場合は、必ず記入する。
- 3 「入札参加業者名及び入札価格」欄は、入札に参加した業者名を全て記入し、入札最終回に投じられた価格を記入する(途中棄権した業者がある場合は、当該業者の価格は空欄とする)。
- 4 不落札随意契約の場合は、「入札執行回数」欄は入札執行回数及び不落札随意契約である旨を、また、「落札業者名」欄は契約業者名を記入する。
- 5 「施工業者選定方法」が随意契約の場合は、「入札執行年月日」欄から「入札執行回数」欄までは記入不要とし、「落札業者名」欄に契約業者名を記入する。
- 6 複数年に渡って事業を行う場合であって初年度に一括契約を行う場合は、括弧書き内に当該年度事業分の工事費を記入することとし、毎年度事業着前に提出すること。
- 7 「入札結果等の公表方法」欄は、入札結果の公表時期、公表方法等を記入する。
- 8 交付決定前に着手した場合、「備考」欄は交付決定前着手届の文書番号等を記入する。
- 9 事業が複数の契約からなる場合は、契約ごとに上表を整理すること。

別記様式第 14 号

番 号
年 月 日

〇〇農政局長（注 1） 殿
〔 北海道にあっては、北海道農政事務所長、
沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長 〕

所在地
事業実施主体名
代表者氏名

国内肥料資源活用施設総合整備支援に関するしゅん功届

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号で交付決定のあったこの事業について、下記のとおり工事が完了しましたので届け出ます。

記

工事等の契約名	
事業費（円）	
建築場所	
工事開始日	
完了年月日	
関係法令検査年月日	
〇〇法	
しゅん功検査年月日 （または予定日）	
引渡し年月日 （または予定日）	
請負等業者	
工事監理者	

（注 1） 事業実施計画書を都道府県協議会長に提出した場合にあっては、「〇〇協議会長」とする。

（注 2）

- 1 請負人等からの完了届の写しを添付すること。
- 2 「事業費」欄は、交付対象事業費とする。
- 3 事業が複数の契約からなる場合は、契約毎に上表を整理すること。なお、しゅん功年月日が契約ごとに異なる場合は、その都度提出すること。

番 号
年 月 日

〇〇農政局長（注） 殿
〔 北海道にあっては、北海道農政事務所長、
沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長 〕

所在地
事業実施主体名
代表者氏名

国内肥料資源活用施設総合整備支援で取得又は効用の増加した施設等の増築（模様替え、移転、更新等）届

国内肥料資源活用施設総合整備支援で取得又は効用の増加した施設等を増築（模様替え、移転、更新等）したいので、下記のとおり届け出ます。

記

1 増築等の理由

2 増築等に係る施設等の概要

- （１）事業実施主体名
- （２）施設等の所在地
- （３）施設等の構造、規格、規模等
- （４）事業費
 - ア 補助金
 - イ その他の負担額
- （５）取得年月日

3 増築等の概要（例）

（１）増築等

増築	鉄骨スレート葺	〇〇㎡	事業費	〇〇〇	千円
増設	〇〇ライン	〇〇箱／日処理	事業費	〇〇〇	千円

- （２）事業費の負担区分
- （３）着工予定時期
- （４）増築等の効果

[添付資料]

- 1 当初事業実施計画書の写し
- 2 処理能力計算書

- 3 経営収支計画
- 4 建物平面図及び側面図並びに増設配置図
- 5 財産管理台帳の写し
- 6 その他地方農政局長等が必要と認める書類

(注) 事業実施計画書を都道府県協議会長に提出した場合にあっては、「〇〇協議会長」とする。

別紙 2（第 1 の 2 関係）

畜産環境対策総合支援事業

第 1 事業の内容

本事業は、「食料安全保障強化政策大綱」や「みどりの食料システム戦略」において、温室効果ガスの排出削減、化学肥料の低減、有機農業の面積拡大などの推進が掲げられている中、持続的な畜産物生産に向け、「堆肥の高品質化、ペレット化、堆肥を用いた新たな肥料の生産、広域流通による循環利用システムの構築」の推進や、畜産環境問題が畜産農家の生産意欲を抑制している現状に鑑み、温室効果ガスの排出削減に資する好気性強制発酵による堆肥の高品質化やペレット化など、耕種農家のニーズに対応した「土づくり堆肥」の生産・流通の促進により、家畜排せつ物の地域偏在を解消する取組を支援するとともに、悪臭防止や汚水処理について高度な畜産環境対策を実施する取組を支援することで、畜産環境問題の解決を図ることを目的とする。事業内容は、次のとおりとし、補助対象経費及び補助対象基準並びに補助率については、別表 1 及び別表 2 のとおりとする。

1 畜産堆肥流通体制支援事業

第 2 の 1 の事業実施主体が行う畜産農家等における好気性強制発酵による堆肥の高品質化など環境負荷低減の取組に対する理解醸成を図るための検討会の開催、情報発信、畜産農家等が高品質堆肥の流通等に取り組むにあたっての現状や課題を分析・把握するためのコンサルタントによる改善指導等の取組に必要な経費の一部について補助する。

2 畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援事業

（1）第 2 の 2 の事業実施主体又は第 3 の取組主体が行う耕種農家における堆肥、液肥ニーズの把握や生産方法の検討、広域流通等の促進を図るための協議会の開催、堆肥・液肥の成分分析、第 3 の取組主体が行う堆肥造粒機等の導入等に必要な費用の一部について補助する。

（2）第 2 の 2 の事業実施主体又は第 3 の取組主体が行う堆肥のクロピラリド検査体制の構築に必要な研修、クロピラリド検査機器の導入等に必要な費用の一部について補助する。

3 畜産・土づくり施設等導入支援事業

第 3 の取組主体が行う好気性強制発酵による堆肥・液肥の高品質化、堆肥のペレット化等に係る施設等の整備又は補改修等に必要な費用の一部について補助する。

4 畜産環境関連施設等導入支援事業

第 3 の取組主体が行う高度な畜産環境対策を実施するための施設等の整備又は補改修及び当該施設等の整備又は補改修に併せて実施する畜産に由来する臭気の測定、排水の水質検査等に必要な費用の一部について補助する。

第2 事業実施主体

- 1 第1の1の事業実施主体は、畜産局長が別に定める公募要領により選定する公募選定団体とする。
- 2 第1の2から4までの事業実施主体は、地域の関係者が連携し一体となって本事業目的を達成するため、畜産を営む者に加え、地方公共団体、外部支援組織（コントラクター、TMRセンター、キャトルステーション等）、農業者の組織する団体、耕種農家、肥料業者などのうち、2者以上の異なる役割を担う者が参加する協議会であって、当該協議会の規約が次の（1）から（5）までの事項を全て満たしているものとする。
 - （1）目的は、本事業の趣旨に沿った内容であること。
 - （2）代表者、代表権の範囲及び代表者選任の手続を明らかにしていること。
 - （3）意思決定の機関及びその方法について定めがあり、意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。
 - （4）共同利用施設等の利用法が公平を欠くものでないこと。
 - （5）収支計算書、会計帳簿を作成している等財務及び会計に関し必要な事項を明らかにしていること。
- 3 事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、代表者、意志決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法及びその責任者等を明確にした規約を定めているものに限る。

第3 取組主体

- 1 本事業の取組主体は、協議会の構成員である次の（1）から（11）までのいずれかの者とする。
 - （1）畜産を営む者
 - （2）農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項に規定する事業を行う法人をいう。以下同じ。）
 - （3）農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。）
 - （4）株式会社又は持分会社
 - （5）特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項の特定農業団体をいう。）
 - （6）事業協同組合又は事業協同組合連合会
 - （7）公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人又は一般社団法人
 - （8）公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）
 - （9）その他農業者の組織する団体（農業協同組合を除く。また、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体に限る。）
 - （10）農業協同組合又は農業協同組合連合会
 - （11）地方公共団体

- 2 本事業の取組主体は、次の全ての要件を満たすものとする。
- (1) 自ら率先して事業実施計画に定められた取組を实践すること。
 - (2) 地域へ貢献する意志を有し、当該地域や他の畜産関係者との連携を図ること。
 - (3) 将来にわたり、経営が安定的に継続することが見込まれること。
 - (4) 配合飼料を購入している場合は、配合飼料価格安定対策事業補助金交付等要綱（昭和50年2月13日付け50畜B第303号農林事務次官依命通知）に定める配合飼料価格安定基金の業務方法書に基づく配合飼料の価格差補てんに関する基本契約及び配合飼料の価格差補てんに関する毎年度行われる数量契約（以下「契約」という。）の締結を継続するものとする。また、事業実施年度の前年度に契約を締結していない者、自給飼料への転換等の合理的な理由がある者及び不特定の者が受益する取組を行う者については、この限りではない。

第4 施設等の貸付け

本事業により整備又は補改修した施設等を貸し付ける場合は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 施設等の貸付けは、第3の1の(2)から(4)まで又は(6)から(11)までのいずれかに該当する取組主体が、第3の1の(1)から(5)までのいずれか又は(10)に該当する者（以下「借受者」という。）に貸し付ける場合に限ること。
- (2) 施設等の貸付けに係る要件
 - ア (1)により貸付けを行う者（以下「貸付主体」という。）が借受者に本事業により整備又は補改修した施設等を貸し付ける場合には、当該施設等は、貸付主体が自ら整備又は補改修した施設等、若しくは離農者等から買い入れ補改修した施設等であって、借受者に貸し付け、若しくは一定期間（原則として5年以内）貸し付けた後に借受者に売り渡すことを予定しているものであること。
 - イ 貸付主体が本事業により整備又は補改修した施設等を借受者に貸し付けるときには、賃貸借期間、賃貸借料、賃貸借料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止等の事項について明記した賃貸借契約を、書面をもって締結すること。
 - ウ 貸付主体が借受者に施設等を貸し付けるに当たり賃借料を徴収する場合、その年間の徴収額は、原則として、「貸付主体負担（事業費－補助金）／当該施設の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内とすること。

第5 事業の成果目標及び目標年度

本事業の成果目標及び目標年度は次のとおりとする。

1 成果目標

- (1) 第1の1及び2の事業実施主体は、第7の事業実施計画と整合の取れた定量的な成果目標を設定するものとする。ただし、第1の2の(1)のうち堆肥造粒機等の導入を行う場合にあっては、第1の3の事業と同じ成果目標を設定するものとする。
- (2) 第1の3及び4の事業実施主体は、事業実施計画において、次の表の取組の区分に

応じ、同表の成果目標と同等又はこれを上回る成果目標を設定するものとする。

取組の区分	成果目標
堆肥又は液肥の生産・流通に係る取組	取組主体における堆肥又は液肥の生産量に占める 1 販売量の割合の 10 ポイント以上の増加 2 肥料業者への販売量の割合の 10 ポイント以上の増加 いずれか 1 つの目標を選択
焼却灰等の生産・流通に係る取組	取組主体における焼却灰等の生産量を増加させた上で、全量販売
悪臭低減に係る取組	事業場との敷地境界線上の臭気指数の 11%以上の低減（悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）に基づく規制地域外にあっては、臭気指数規制を導入している最寄りの指定地域における基準値に準ずる）
汚水処理に係る取組	事業場排水 1 ㍓当たりの硝酸性窒素等の 20%以上の低減、かつ水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）に定める一般排水基準以下へ低減

2 目標年度

目標年度は、第 1 の 1 及び 2 の事業については事業完了年度とし、第 1 の 3 及び 4 の事業については、事業完了年度の翌々年度とする。ただし、第 1 の 2 の（1）のうち堆肥造粒機等の導入を行う場合及び（2）のうちクロピラリド検査機器の導入を行う場合にあっては、事業完了年度の翌々年度を目標年度とする。

第 6 事業の実施基準

- 1 次の取組及び費用等は、補助対象としない（別表 1 に定める場合を除く。）。
 - （1）取組主体が、自己資金又は他の助成により事業を現に実施し、又は既に終了している取組（第 7 の 2 の（1）の複数年度にわたる事業実施計画書に基づく取組を除く。）
 - （2）既存施設、機械の代替として同種・同能力のものを再整備するいわゆる更新
 - （3）本事業以外に使用可能な汎用性のある運搬車両等の導入
 - （4）本体価格が 50 万円未満の機械等の導入又はリース導入に対する助成
 - （5）施設等の整備に伴う用地の買収又は造成に要する経費、既存施設等の撤去に要する経費、賃借に要する経費又は補償費。
 - （6）取組主体が畜産を営む者であって、生産した堆肥等を利用することに対し、国の他の事業から補助金の交付を受けている又は受ける予定である場合
- 2 補助対象事業費は、地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとし、整備する施設等の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければなら

ないものとする。

なお、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」（昭和 55 年 4 月 19 日付け 55 構改 A 第 503 号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和 56 年 5 月 19 日付け 56 経第 897 号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。

- 3 本事業により整備する施設等は、原則として、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数が 5 年以上、かつ、内部設備の法定耐用年数以上であることとする。ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、地域の実情に照らし適当な場合には、増築、併設、合体施行若しくは直営施行又は古品、古材若しくは間伐材の利用を推進するものとする。

なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

- 4 施設の附帯設備のみの整備は、補助の対象外とする。
- 5 本事業により施設等を整備する場合にあっては、天災等により被災した際に円滑な補修及び再取得が可能となるよう国の共済制度又は民間の建物共済、損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。）に確実に加入するものとする。
- 6 本事業により整備する施設等の能力及び規模は、事業実施主体内で十分協議し、適切な能力及び規模のものを選定するものとする。
- 7 本事業により整備する施設等と一体的に活用を図る既存施設がある場合は、既存施設を含めて成果目標を達成することとする。
- 8 補助対象経費は、本事業に直接要する経費であって、本事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものに限るものとする。
- 9 事業実施主体が自社製品の調達を行う場合、事業実施主体の利益等相当分を補助することは、補助の目的上ふさわしくないため、原価（自社製品の製造原価等）をもって補助対象経費を計上するものとする。なお、製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な理由をもって原価と認める場合がある。
- 10 施設等の整備に当たっては、原則として別表 1 の補助率に掲げる基準事業費を補助対象の上限とする。ただし、地域の実情等やむを得ない事由により、基準事業費を超えて施行する必要があると都道府県知事が特に認める場合には、地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）と協議の上、特認事業費を上限として補助対象とすることができるものとする。

なお、都道府県知事は、事業に係る各経費を十分確認し、資材価格の動向や地域的な要因等を検証した上で、事業費が適切かつ最小限となるよう留意するものとする。

第 7 事業の実施等

交付等要綱第 6 の農林水産省畜産局長（以下「畜産局長」という。）が別に定める事業の具体的な手続等は、次のとおりとする。

1 第1の1の事業

- (1) 事業実施主体の選定は、畜産局長が別に定める公募要領により行うものとする。選定された事業実施主体は、交付等要綱第9第1項に定める交付申請書を作成し、事業実施計画（別記様式第1号）を添付し、農林水産大臣に提出するものとする。なお、交付申請書を提出した月の初日から行われる取組について補助の対象とする。この場合、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適化法」という。）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）までのあらゆる損失等は、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。
- (2) 事業実施計画の変更（交付等要綱別表に掲げる重要な変更に限る。）は、交付等要綱第15第1項の規定に基づく変更等承認申請書の提出をもって、これに代えることができる。

2 第1の2から4までの事業

- (1) 事業実施主体は、事業実施計画書（第1の2及び3の事業については別記様式第2号、第1の4の事業については別記様式第3号）を作成するものとする。併せて取組主体は、「畜産における「みどりのチェックシート」及び解説書について」（令和4年10月31日付け4畜産第1660号農林水産省畜産局企画課長通知）で定めるチェックシートを作成し、事前に事業実施主体に提出するものとする。

なお、第1の3及び4の事業に限っては、工程上単年度での事業完了が不可能である場合に限り、複数年度にわたる事業実施計画書を作成できるものとする。ただし、交付等要綱第11の交付決定に当たっては、次年度以降の交付決定を保証するものではない。
- (2) 事業実施主体は、都道府県知事が別に定める交付申請書に事業実施計画書を添付し、都道府県知事に提出するものとする。

ただし、都道府県知事が必要と認める場合にあっては、市町村長を経由して都道府県知事に提出することができるものとする。
- (3) 都道府県知事は、(2)により提出された交付申請書について、事業の内容を踏まえ、都道府県事業実施計画総括表（別記様式第4号）を作成し、交付等要綱第9第1項に定める交付申請書に添付し、交付等要綱別表で定める交付決定者に提出するものとする。また、都道府県知事は、地方農政局長等の求めに応じ、事業実施計画書を交付申請書の提出より前に提出しなければならない。
- (4) 事業の採点基準については、別添1に定めるものとする。
- (5) 都道府県知事は、本事業に係る補助金の交付を受けた事業実施主体が交付等要綱並びに本要領に定める要件を満たさないこと等が補助金の交付後に判明した場合には、当該事業実施主体等に指示を行い、当該補助金の全額又は一部を速やかに返納させるものとする。
- (6) 事業実施計画の変更（交付等要綱別表に掲げる重要な変更に限る。）については、交付等要綱第15第1項の規定に基づく変更等承認申請書の提出をもって、これに代えることができる。

(7) 都道府県知事は、市町村等を経由して本事業の実施に係る各種手続きを実施する場合、必要な手続を別途定めることができる。

3 費用対効果分析

第1の3及び4の事業の費用対効果分析は、「強い農業づくり総合支援交付金の費用対効果分析の実施について」（令和4年4月1日付け3新食第2087号、3農産第2896号、3畜産第1989号農林水産省総括審議官（新事業・食品産業）、農林水産省農産局長、農林水産省畜産局長通知）に準じて実施し、投資効率等を十分検討するものとする。

4 事業の着工等

(1) 第1の2から4までの事業実施主体は、交付決定後に着工又は着手（以下「着工等」という。）を行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により、交付決定前に事業の着工等を行う場合にあっては、あらかじめ、その理由を明記した交付決定前着手届（別記様式第8号）を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

(2) (1)のただし書により交付決定前に事業の着工等を行う場合にあっては、事業の内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実となってから、着工等を行うものとし、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

(3) 都道府県知事は、事業実施主体が(1)のただし書に基づいて交付決定前に事業に着手する場合には、事前にその理由等を十分に検討して、交付決定前に着手する範囲を最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

(4) 都道府県知事は、事業実施主体から(1)の交付決定前着手届の提出があった場合は、地方農政局長等にその写しを提出するものとする。

第8 事業の実施状況の報告等

1 第1の2（堆肥造粒機等及びクロピラリド検査機器の導入を実施した事業実施主体に限る。）、3及び4の事業実施主体は、別記様式第6号により、事業完了年度から目標年度の前年度までの間において、毎年度、当該年度における事業実施状況を、当該年度の翌年度の7月末日までに、都道府県知事に報告するものとし、報告を受けた都道府県知事は、別記様式第7号に事業実施主体の事業実施状況の写しを添付の上、同年度の9月末日までに地方農政局長等へ報告するものとする。

2 都道府県知事は、1の事業実施状況報告の内容について確認し、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断される場合等は、必要に応じて、事業実施主体に対して指導を行うものとする。

第9 事業の評価及び推進指導

1 第1の1の事業実施主体は、別記様式第5号により、目標年度における成果目標の達成状況について自己評価を行い、目標年度の翌年度の7月末日までに、畜産局長に報告

するものとする。

- 2 第1の2から4までの事業実施主体が行う事業評価の報告は、別記様式第6号により、目標年度の翌年度の7月末日までに、都道府県知事へ報告するものとし、報告を受けた都道府県知事は、別記様式第7号により、同年度の9月末日までに地方農政局長等へ報告するものとする。
- 3 地方農政局長等による評価は、事業実施主体の自己評価が成果目標の達成度及び成果目標の達成に向けて実施した取組の内容に関し適正になされているかどうかについて行うものとし、その結果、事業評価が適切になされていないと判断される場合には、都道府県知事を通じて事業実施主体に対し、再度適切に評価を実施するよう指導するものとする。
- 4 地方農政局長等は、2により提出を受けた内容について、関係部局で構成される検討会を開催し、その評価を行うものとする。なお、検討会の開催に当たり、必要に応じ都道府県知事を通じて事業実施主体から聞き取りを行い、評価結果をとりまとめることとする。
- 5 地方農政局長等は、畜産局長に対し、検討会開催後速やかに評価結果を報告するものとする。
- 6 推進指導（第11の指導を含む。）は、事業実施主体の責に帰さない社会的情勢の変化等による場合を除き、事業実施計画に掲げた成果目標が達成されていない場合に実施するものとし、都道府県知事を通じて事業実施主体に対し、引き続き目標達成に取り組むよう指導するとともに、成果目標の達成に必要な指導を行い、成果目標が達成されるまでの間、改善状況の報告をさせるものとする。
- 7 地方農政局長等は、6により事業実施主体を指導した場合には、その内容及び改善計画の写しを畜産局長に報告するものとする。

第10 交付対象事業の公表

事業の適正実施と透明性の確保を図るため、都道府県知事は、補助金の交付対象事業が完了し、交付等要綱第21により補助金の額が確定した場合、実施した交付対象事業の概要について、事業完了年度の翌年度中に都道府県のホームページへ掲載する等の方法により公表を行うものとする。

第11 調査及び報告

畜産局長及び地方農政局長等は、本要領に定めるもののほか、事業実施状況及び事業実績について、必要に応じて、都道府県、事業実施主体に対し調査し、報告を求め、又は指導することができるものとする。

第12 管理運営

1 管理運営

- (1) 取組主体は、本事業により整備した施設等を、常に良好な状態で管理し、必要に応

じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

- (2) 取組主体は、処分制限期間中は、本事業により整備した施設を発電に要する設備として活用し、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づく固定価格買取制度（以下「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」という。）による売電を行わないこと。再生可能エネルギーの固定価格買取制度により売電する場合は、既に交付した補助金の全部又は一部について国に返納すること。ただし、補助の目的を達成し、処分制限期間が終了した施設等については、この限りではない。

2 管理委託

施設等の管理は、原則として、取組主体が行うものとする。

ただし、第 4 の施設等の貸付けを行う場合及び取組主体が施設等の管理運営を直接行い難しい場合には、取組主体以外の者に管理運営を委託することができるものとする。

3 指導監督

都道府県知事は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体に対し、取組主体及び施設等の管理を行う者による適正な施設等の管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営・利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、都道府県知事は、関係書類の整備、施設等の管理、処分等において適切な措置を講じるよう、事業実施主体等を十分に指導監督するものとする。

第 13 補助金の経理の適正化

都道府県における本事業に係る補助金の経理は、「都道府県の事業費に対する補助金の経理の適正化について」（平成 7 年 11 月 20 日付け 7 経第 1741 号農林水産事務次官依命通知）により厳正に行うものとする。

第 14 事業名等の表示

本事業により整備した施設等には、本事業名、事業実施年度、事業実施主体名及び取組主体名を表示するものとする。

第 15 他の施策との関連

事業実施主体は、作業従事者及び本作業の受益者となる農業者等に対し、労働安全に関する講習会等に参加させるよう努めるものとする。

第 16 事務手続等

本事業の事務手続や補助対象経費の取扱いについては、別添 2 のとおりとする。

別表 1 (第 1 関係)

補助対象経費	補助対象基準	補助率
1 畜産堆肥流通体制支援事業 (1) 環境負荷軽減の取組に対する畜産農家等の理解醸成等の促進を図るための検討会の開催に必要な経費 (2) 環境負荷軽減に取り組む優良事例の収集・調査に必要な経費 (3) 畜産農家等の理解醸成等を図るための情報発信に必要な経費 (4) 高品質堆肥の生産等の技術的課題に対する専門家による現地指導等に必要な経費 (5) 高品質堆肥の流通等の現状や課題に対するコンサルタントによる改善指導等に必要な経費		定額 定額 定額 定額 定額

2 畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援事業 (1) 好気性強制発酵による堆肥の高品質化の検討、広域流通等の促進を図るための協議会の開催等に必要経費 (2) クロピラリド検査体制を構築するために必要な経費	以下の取組に必要な経費とする。 1 協議会の開催 2 堆肥等の成分分析 3 堆肥等の試験提供 4 堆肥造粒機等の導入（堆肥の高品質化、ペレット化、袋詰め及びその他堆肥の流通を促進するために必要と認められる機械の導入とする。） 5 堆肥を肥料業者に販売するために必要な経費への助成 取組主体と肥料業者の長期利用供給協定等により、堆肥の販売が継続することが確実な場合であって、4の堆肥の高品質化、ペレット化に必要な機械導入を行う取組主体に限る。 1 クロピラリド検査体制構築のための研修受講に必要な経費 2 外部機関による堆肥中のクロピラリド検査に必要な経費 3 クロピラリドに起因する生育障害が発生した際の初動対応（法律相談）に必要な経費 4 クロピラリド検査機器の導入 （「飼料及び堆肥に残留する除草剤（クロピラリド）の簡易判定法と被害軽減対策マニュアル（第3版）」（国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構）又は「肥料等試験法」（独立行政法人農林水産消費安全技術センタ	1 事業実施計画書当たりの補助金の上限は、3千万円とする（ただし、機械装置等導入費を除く。）。 1～3 定額 4 1/2 以内 5 定額 （15 千円/t 以内） 1～3 定額 4 1/2 以内
--	--	---

	一)に基づき、堆肥中のクロピラリド残留濃度を分析できる機器とする。)	
3 畜産・土づくり施設等導入支援事業 (1) 好気性強制発酵による堆肥等の高品質化、ペレット化等に係る施設等の整備又は補改修に必要な経費	1 施設等の整備又は補改修に当たっては、次の(1)から(4)までの要件を全て満たすことを要するものとする。 (1) 家畜排せつ物を原料として好気性強制発酵を用いて堆肥を生産する施設等とする。 (2) 整備又は補改修する施設等は、資源循環型社会の形成に資するとともに、周辺住民から理解を得られる適正な規模及び処理能力を備えるものであり、再生可能エネルギーの固定価格買取制度を活用して売電するための発電に要する施設として利用しないこと。 (3) 当該施設等を利用する経営体から発生する家畜排せつ物を適正に処理し得る能力を有すること。 (4) 原料である家畜排せつ物の調達方法、生産された肥料の需要のほか、既存の堆肥生産施設の設置位置、生産能力、稼働状況等を十分に考慮するものとする。 2 施設等の整備又は補改修に当たっては、悪臭や水質汚濁等の公害の発生防止を図る観点から、風向きや施設の配置には十分配慮するものとする。 3 取組主体は、資源循環型社会の形成や大気、水等の環境保全に資するため、家畜排せつ物の適正な管理や臭気及び排水等の経営体外への排出等に際して、関連する環境法令を遵守していること。 4 取組主体は、肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)に基づく登録又は届出及び表示等を適正に行っていること。	1/2 以内 (堆肥化処理施設については、基準事業費を500 m²未満は62 千円 / m²、500 m²以上は59 千円 / m²、特認事業費を500 m²未満は80 千円 / m²、500 m²以上は76 千円 / m²、とする。)

	5 整備又は補改修する施設等は次のとおりとする。 (1) 堆肥化处理施設（堆肥舎、堆肥発酵施設（密閉型堆肥化装置及び一体的に整備する脱臭装置を含む。）、乾燥施設、堆肥調整保管施設、堆肥流通施設（堆肥の流通を促進するための袋詰、ペレット化等の設備を備えた施設）等）、液肥化处理施設（ばっ気槽、貯留槽、スラリータンク等）、衛生対策設備（車両消毒施設、車両洗浄施設、トラックスケール等とする。ただし、複数の畜産農家から家畜排せつ物や堆肥を受け入れる堆肥化处理施設に限る。）。) (2) (1) の施設と一体的に整備する設備 (3) (1) の施設と一体的に整備する機械（堆肥散布機、切返作業機、堆肥運搬車（特装しているものに限る。）） (4) (1) の施設の整備又は補改修に伴い、既存施設又は設備の撤去又は原状回復を行うことができるものとする。ただし、成果目標の達成のために必要な、最小限の範囲に限る。 (5) 交付事業等により取得した財産の改修等を実施する場合は、あらかじめ「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」（平成 20 年 5 月 23 日付け 20 経第 385 号農林水産省大臣官房経理課長通知。以下「財産処分通知」という。）により財産処分申請を行い、財産処分の承認を受けている、又は承認を受ける見込みであること。 (6) 廃棄設備等を売却する場合、売却で得た対価（当該売却に係る経費を控除した額をいう。）については、これを交付対象経費から控除すること。 6 施設と一体的に整備する設備は、次の(1)から(3)までを全て満たすものとする。 (1) 5で整備する施設と併せて設置する設備	（液肥化处理施設については、基準事業費を 1,000 m³未満は 48 千円 / m³、1,000 m³以上は 23 千円 / m³、特認事業費を 1,000 m³未満は 62 千円 / m³、1,000 m³以上は 29 千円 / m³とする。）
--	--	---

	であること。 (2) 堆肥又は液肥の水分調整、発酵、調整、ペレット化、の基本的な処理工程に直接関わる設備であること。 (3) 施設に備え付けられた後は容易に物理的に分離できないか、又は、施設で行われる処理工程の在り方に本質的に関わるものであること。 7 堆肥・液肥の肥料成分等について分析を行い、耕種農家等の堆肥需用者のニーズに合うものを販売すること。 8 施設の補改修に当たっては、原則として、交付対象となる施設等の整備後の耐用年数が5年以上であること。 9 複数の畜産経営から家畜排せつ物や堆肥を受け入れる堆肥化处理施設の整備にあつては、畜産経営での家畜伝染病発生に備え、都道府県と協議の上、マニュアルを整備する等、病原体拡散防止措置及びまん延防止対策に十分配慮すること。 10 堆肥を肥料業者に販売するために必要な経費への助成 取組主体と肥料業者の長期利用供給協定等により、堆肥の販売が継続することが確実な場合であつて、5の整備又は補改修を行う取組主体に限る。	
(2) 家畜排せつ物等 焼却ボイラー施設等の整備に必要な経費	1 整備する施設等は、焼却灰等を肥料又は肥料原料として利用するための家畜排せつ物等焼却ボイラー施設等及び一体的に整備する附帯設備とし、次の要件を全て満たすこと。 (1) 発生した焼却灰等の全量を肥料又は肥料原料として販売すること。 (2) 取組主体と肥料業者等の販売先との間の長期利用供給協定等により焼却灰等の販売が継続することが確実であること。 (3) 整備する施設等は、資源循環型社会の形成に資するとともに、周辺住民から理解を	定額 (15 千円/t 以内) 1/2 以内

	得られる適正な規模及び処理能力を備えるものであり、再生可能エネルギーの固定価格買取制度を活用して売電するための発電に要する施設として利用しないこと。 (4) 当該施設等を利用する経営体から発生する家畜排せつ物を適正に処理し得る能力を有すること。 (5) 原料である家畜排せつ物の調達方法、生産された肥料の需要のほか、既存の堆肥生産施設の設置位置、生産能力、稼働状況等を十分に考慮すること。 2 施設等の整備等に当たっては、悪臭や水質汚濁等の公害の発生防止を図る観点から、風向きや施設の配置には十分配慮すること。 3 取組主体は、資源循環型社会の形成や大気、水等の環境保全に資するため、家畜排せつ物の適正な管理や臭気及び排水等の経営体外への排出等に際して、関連する環境法令を遵守していること。 4 取組主体は、肥料の品質の確保等に関する法律に基づく登録又は届出及び表示等を適正に行っていること。 5 施設と一体的に整備する設備は、施設に備え付けられた後は容易に物理的に分離できないか、又は、施設で行われる処理工程の在り方に本質的に関わるものであること。	
4 畜産環境関連施設等導入支援事業 (1) 高度な畜産環境対策を実施するための施設の整備又は補改修に必要な経費	1 施設等の整備又は補改修に当たっては、次の要件を全て満たすことを要するものとする。 (1) 脱臭施設を整備又は補改修する場合は、畜舎、堆肥処理施設等から発生する臭気を、悪臭防止法第4条の規制基準以下に処理し得る能力を有すること。 (2) 汚水処理施設を整備又は補改修する場合は、当該施設を利用する経営体から発生す	1/2 以内

	る汚水を水質汚濁防止法に定める一般排水基準以下に処理し得る能力を有すること。 (3) 整備又は補改修する施設等は、資源循環型社会の形成に資するとともに、周辺住民から理解を得られる適正な規模及び処理能力を備えるものであり、再生可能エネルギーの固定価格買取制度を活用して売電するための発電に要する施設として利用しないこと。 (4) 当該施設等を利用する経営体から発生する家畜排せつ物を適正に処理し得る能力を有すること。 (5) 既存の施設等の設置位置、生産能力、稼働状況等を十分に考慮するものとする。 2 施設等の整備又は補改修に当たっては、悪臭や水質汚濁等の公害の発生防止を図る観点から、風向きや施設の配置には十分配慮するものとする。 3 取組主体は、資源循環型社会の形成や大気、水等の環境保全に資するため、家畜排せつ物の適正な管理や臭気及び排水等の経営体外への排出等に際して、関連する環境法令を遵守していること。 4 整備又は補改修する施設等は次のとおりとする。 (1) 汚水処理施設 貯留槽、浄化処理施設、スラリータンク等 (2) 脱臭施設 (3) (1) 及び (2) の施設と一体的に整備する設備 5 施設と一体的に整備する設備は、次の (1) から (3) までを全て満たし、周辺環境への影響低減に直接関わるものとする。 (1) 4 で整備する施設と併せて設置する設備であること。 (2) 汚水処理の設備に当たっては、固液分離、ばっ気、脱窒等基本的な処理工程に直接に	(汚水処理施設については、基準事業費を 1,000 m³ 未満は 48 千円/m³、1,000 m³ 以上は 23 千円/m³、特認事業費を 1,000 m³ 未満は 62 千円/m³、1,000 m³ 以上は 29 千円/m³ とする。)
--	--	---

(2) 臭気測定、水質検査等に係る経費	関わり、かつ、施設に備え付けられた後は容易に物理的に分離できないか又は施設で行われる処理工程の在り方の本質に関わるものであること。 (3) 脱臭処理の設備に当たっては、臭気の吸引、洗浄除去等基本的な処理工程に直接に関わり、かつ、施設に備え付けられた後は容易に物理的に分離できないか又は施設で行われる処理工程の在り方の本質に関わるものであること。 6 施設の補改修に当たっては、原則として、交付対象となる施設等の整備後の耐用年数が5年以上であること。 施設の整備又は補改修と併せて実施する取組であること。	定額
----------------------------	---	-----------

別表 2（第 1 関係）

補助対象経費の細目等

- 1 畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援事業並びに畜産環境関連施設等導入支援事業のうち臭気測定及び水質検査等に要する経費は、次の費目ごとに整理することとする。
- また、畜産堆肥流通体制支援事業については、別に定める公募要領によるものとする。

費目	細目	内容	備考
事業費	会場借料	事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	薬品費	事業を実施するために直接必要な試薬、検査キット等の経費	・薬品は物品受払簿で管理すること
	機械装置等導入費	・堆肥の高品質化、ペレット化、袋詰め及びその他堆肥の流通を促進するために必要な機械の導入費 ・クロピラリド検査機器の導入費 ・堆肥を肥料業者に販売するために必要な経費	・取得単価が 50 万円以上の機械及び器具については、見積書（原則 3 社以上、該当する設備備品を 1 社又は 2 社のみが扱っている場合を除く。）やカタログ等を添付すること。
	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代及びデータ通信の経費	・切手は物品受払簿で管理すること ・電話等の通信費については、基本料を除く
	借上費	事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、分析機器、農業用機械、現地確認のための自動車等の借上経費	・事業実施に必要なとなる期間に係る経費に限る

	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷に係る経費	
	原材料費	事業を実施するために直接必要な材料の経費	・ 原材料は物品受払簿で管理すること
	消耗品費	事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・ 短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う少額な物品の経費	・ 消耗品は物品受払簿で管理すること
	普及啓発費	事業を実施するために直接必要なホームページ作成のためのサーバー利用料等の経費、広告・普及啓発に要する経費	
	研修受講費	事業を実施するために直接必要な研修の受講に要する経費	
	法律相談費	クロピラリドに起因する生育障害が発生した際の法律相談に要する経費	
旅費	調査員旅費	事業を実施するために直接必要な資料収集、各種調査、打合せ、成果発表、研修等に必要経費	
	委員旅費	事業を実施するために直接必要な会議の出席又は技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	講師旅費	研修会等を開催するために依頼した専門家に支払う経費	
謝金		事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た人に対する謝金に必要な経費	・ 謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること ・ 事業実施主体、取組主体に従事する者に対する謝金は認めない
委託費		事業の交付目的たる事業の一部を他の者に委託するために必要な経費	・ 委託を行うに当たっては、第三者に委託する

			ことが必要かつ合理的、効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助金の額の50%未満とすること。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限る。
役務費		事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り立たない分析、検査、試験等を行う経費	
雑役務費	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	

上記欄の経費であっても、補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルは認めない。

2 附帯事務費

補助対象となる附帯事務費は、都道府県が事業の推進に必要な指導・監督、調査・検討を行うのに要する経費であって、その額は、対象となる事業に要する総事業費に1.0%を乗じて得た額以内とする。なお、附帯事務費の使途基準については、以下のとおりとする。

(附帯事務費の使途基準)

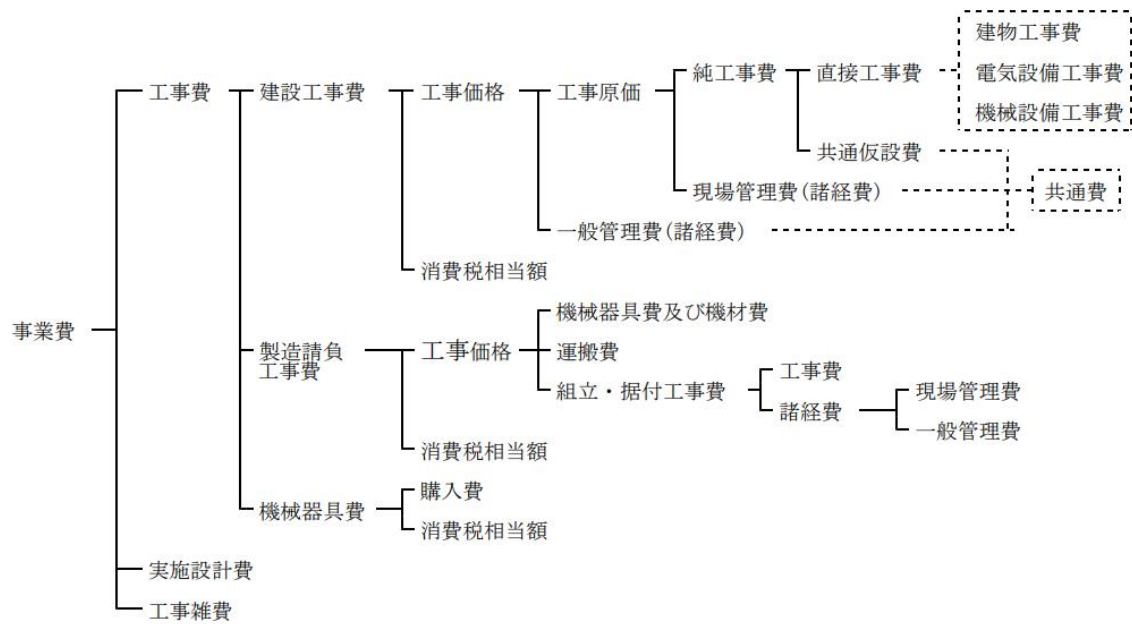
区 分	内 容
旅 費	普通旅費（設計審査、検査等のために必要な旅費） 日額旅費（官公署等への常時連絡及び工事の施行、監督、測量、調査又は検査のための管内出張旅費） 委員等旅費（委員に対する旅費） 費用支弁（地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）による改正後の地方公務員法（昭和25年法律

	第 261 号) 第 2 2 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する会計年度任用職員 (以下「会計年度任用職(パートタイム)」という。)に対する旅 費)
賃 金	日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃金
給 与	会計年度任用職員(日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員) に対して地方公共団体が支払う給与
報 酬	会計年度任用職員(日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員) に対して地方公共団体が支払う報酬
職 員 手 当 等	会計年度任用職員に対して地方公共団体が支払う時間外手当、宿直 手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、通勤手当、期末手当、特殊勤 務手当、地域手当、初任給調整手当、へき地手当 ただし、会計年度任用職員(パートタイム)にあつては、期末手当 に限る
共 済 費	賃金、給与及び報酬が支弁される者に対する社会保険料
報 償 費	謝金
需 用 費	消耗品費(各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具、その他消耗品費) 燃料費(自動車等の燃料費) 食糧費(当該事業遂行上特に必要な会議用弁当、茶菓子賄料等) 印刷製本費(図面、諸帳簿等の印刷費及び製本費) 修繕費(庁用器具類の修繕費)
役 務 費	通信運搬費(郵便料、電信電話料及び運搬費等)
使用料及び賃借料	会場借料、自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
備 品 購 入 費	当該事業実施に直接必要な機械器具等購入費
市町村附帯事務費	当該事業実施において市町村が使用する、旅費、賃金、給料、報酬、 共済費、報償費、需用費、役務費、使用料、賃貸借料及び備品購入 費

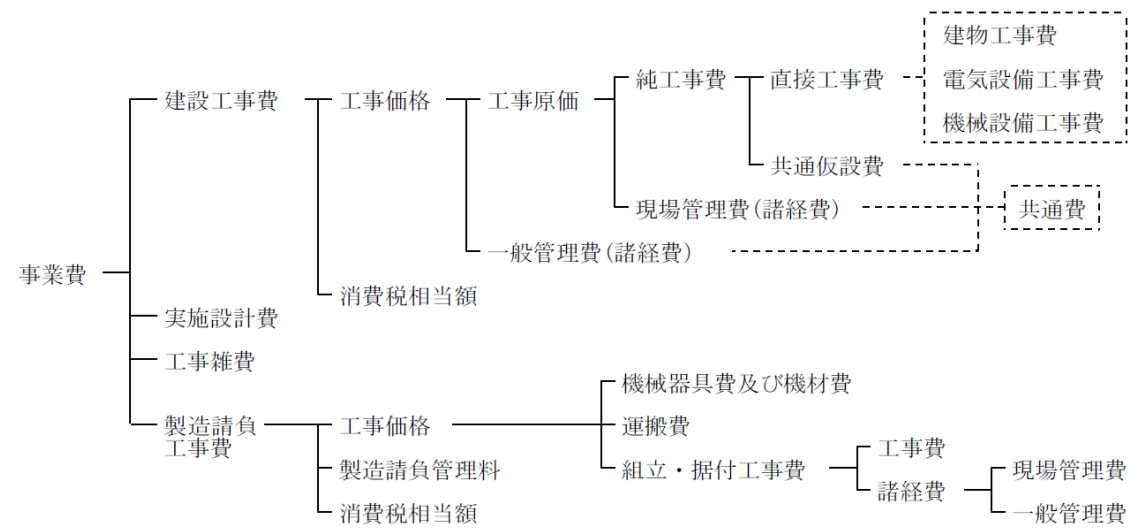
別表3 (別添2 第4の2関係)

畜産・土づくり施設等導入支援事業、畜産環境関連施設等導入支援事業の
事業費構成の標準

1 請負施行の場合



2 代行施行の場合



別表4（別添2 第4の3関係）

共通仮設費

区分	内容
準備費	敷地測量及び整理、仮道路、仮橋、道板、借地その他占有料等に関する費用
仮設建物費	仮現場事務所倉庫、宿舍等直接工事に共通的に必要な仮施設等の設置・撤去及び補修等に要する費用
工事施設費	仮囲、工事用道路、歩道構台、場内通信設備等の工事用施設等の設置・撤去及び補修等に要する費用
試験調査費	地耐力試験、施設の機能試験、材料及び製品試験等に要する費用
整理清掃費	整理清掃、屋外後片付け清掃、屋外発生材処分、養生等に要する費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに動力、用水、光熱等に関する引込負担金等に要する費用
機械器具費	共通仮設用機械及び機械器具修繕に要する費用
安全費	工事施工のための安全に要する費用で、警備員、交通整理員等の安全監理及び安全標識、合図等に要する費用
運搬費	共通仮設に伴う運搬に要する費用
その他	上記のいずれにも属さない共通仮設等に伴う費用

別表5（別添2 第4の3関係）

現場管理費

区分	内容
労務管理費	現場労働者及び現場雇用労働者の労務管理に要する費用、募集及び解散に要する費用、厚生に要する費用、純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用、賃金以外の食事、通勤費等に要する費用、安全及び衛生に要する費用、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
租税公課	工事契約書等の印紙代、申請書・謄抄本登記等の証紙代等、諸官公署手続費用
保険料	火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険及び法定外の労災保険の保険料
従業員給与手当	現場従業員及び現場雇用労働者の給与、諸手当（交通費、住宅手当等）及び賞与、施工図等を外注した場合の設計費等
退職金	現場従業員に対する退職給与引当金繰入額及び現場雇用労働者の退職金
法定福利費	現場従業員及び現場労働者及び現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額
福利厚生費	現場従業員に関する厚生、貸与被服、健康診断、医療等に要する費用
事務用品費	事務用消耗品費、事務用備品、新聞・図書・雑誌等の購入費、工事写真代等の費用
通信交通費	通信費、旅費及び交通費
補償費	工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して、近隣の第三者に支払われる補償費。ただし、電波障害等に関する補償費を除く。
原価性経費配賦額	本来現場で処理すべき業務の一部を本店及び支店が処理した場合の経費の配賦額
雑費	会議費、式典費、工事实績等の登録等に要する費用、その他上記のいずれの科目にも属さない費用

別表6（別添2 第4の3関係）

一般管理費

区分	内容
役員報酬	取締役及び監査役に要する経費
従業員給与手当	本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額を含む。）
退職金	本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金（退職引当金繰入額及び退職年金掛け金を含む。）
法定福利費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額
福利厚生費	本店及び支店の従業員に対する慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用
維持修繕費	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等
事務用品費	事務用消耗品、固定資産に計上しない事務用品、新聞参考図書等の購入費
通信交通費	通信費、旅費及び交通費
動力用水光熱費	電力、水道、ガス等の費用
調査研究費	技術研究、開発等の費用
広告宣伝費	広告、公告又は宣伝に要する費用
交際費	得意先、来客等の接待、慶弔見舞等に要する費用
寄付金	社会福祉団体等に対する寄付
地代家賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料
減価償却費	建物、車両、機械装置、事務用品等の減価償却額
試験研究償却費	新製品又は新技術の研究のための特別に支出した費用の償却額
開発償却費	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発並びに市場の開拓のための特別に支出した費用の償却額
租税公課	不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占有料その他の公課
保険料	火災保険その他の損害保険料
契約保証費	契約保証に必要な費用
雑費	社内打合せの費用、諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さない費用

別表 7 (別添 2 第 4 の 3 関係)

工事雑費

区分	内容
報酬	用地買収交渉、土地物件等の評価、登記事務
賃金	日々雇用者賃金（測量、事務、現場監督補助人夫等の賃金）
共済費	賃金に係る社会保険料
需用費	消耗品費、燃料費、光熱水料、印刷製本費、広告費、修繕費、食糧費（事業遂行上特に必要な会議用弁当、茶菓子賄料等とする。）
役務費	通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料、雑役務費
委託費	測量、設計、登記等の委託費
旅費	事業実施の打合せ等に必要な旅費
使用量及び 賃借料	土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具の借料及び損料
備品購入費	事業実施に直接必要な庁用器具及び事務用機械器具
公課費	
代行施行管理料	代行施行における受託代行者の事業施行管理料

別添 1（第 7 の 2 関係）

畜産環境対策総合支援事業に係る採点基準

- 1 都道府県は、事業実施主体が作成した事業実施計画について精査し、別表 1 の補助対象基準に定める要件を満たしていることを確認するとともに、Ⅰ及びⅡの採点基準に基づき審査・採点を行い、適当であると認められる事業実施計画を取りまとめ、地方農政局等の求めに応じ提出するものとする。
- 2 地方農政局等は、都道府県から提出された事業実施計画について、必要に応じて都道府県に対してヒアリング等を行うものとする。
- 3 畜産局長は、都道府県から提出された事業実施計画について、ポイントが上位の事業実施計画から順に採択するものとする。ただし、事業実施期間が複数年の事業の 2 年目以降の事業に係る事業実施計画が含まれる場合には、まず、これらの事業実施計画を採択優先順位の上位に位置付けた上で、その他の事業実施計画の採択優先順位を定めるものとする。なお、同ポイントの事業実施計画が複数あった場合は、補助金額が低いものを上位として順位を定める。
- 4 畜産局長は、事業実施計画の内容について指摘等がある場合は、事業実施主体に対し、指摘等を反映させた事業実施計画等を提出させることができることとする。なお、この場合にあっても、当初の採点を変更することは行わないものとする。
- 5 事業の要件を満たす場合であっても、次の事項に該当する場合においては、採択しないものとする。
 - （1）過去 3 ヶ年に適化法第 17 条第 1 項又は第 2 項に基づく交付決定取消しを受けたことがある事業実施主体である場合。
 - （2）取組主体において、家畜排せつ物の管理等が関係法令に基づき適切に行われ、施設整備後もその規模に応じて、適切な家畜排せつ物等の処理が行われる計画になっていない場合。
 - （3）Ⅰの各評価項目について、「全く認められない：0 点」と判断される項目が存在する場合。
 - （4）地域住民等に対する事業説明が適切に実施されていないなど、事業が円滑に実施されることが見込まれない場合。

Ⅰ．採点基準（共通）

採点基準	評価項目	評価の方法	配分基準	配点
1 有効性	(1) 課題設定	地域の実態についての現状分析(注)に基づいて、課題が正確に設定されているか。	十分認められる	5 点
		(注) 1 畜産・土づくり堆肥生産流通体制	概ね認められる	3 点

		支援事業及び畜産・土づくり施設等導入支援事業においては、地域における家畜排せつ物の発生量や堆肥供給量、堆肥需用者の堆肥ニーズや需要量等 2 畜産環境関連施設等導入支援事業においては、畜産経営と宅地の混住化の程度や悪臭等に係る苦情発生状況、地域の水源環境への負荷等	一部認められる 1 点 全く認められない 0 点	
	(2) 目標の妥当性	現状分析と目指すべき将来像を比較し、適切な事業規模となっているか(地域の構成員や実態に照らして、実現が見込めない過大な目標や、局所的・一時的で過小な目標になっていないか)。	十分認められる 5 点 概ね認められる 3 点 一部認められる 1 点 全く認められない 0 点	
2 実現性	(1) 計画の実現可能性	計画の実現可能性について、設定された課題を解決するため、各地域の実態を踏まえた固有の対応策として具体的かつ有効な方策であるか。	十分認められる 5 点 概ね認められる 3 点 一部認められる 1 点 全く認められない 0 点	
	(2) 協議会の組織体制	各構成員の役割や相互の連携について明確であり、事業遂行のために効果的な実施体制となっているか。また、事業遂行に係る経理その他の事務について適格な管理体制及び処理能力を有しているか。	十分認められる 5 点 概ね認められる 3 点 一部認められる 1 点 全く認められない 0 点	
3 効率性	(1) 予算計画の妥当性	協議会の活動規模、施設整備の規模、機能、利用方法が、事業実施計画で実施することとしている取組に照らして適切であるか。不必要な活動内容や機能を有する施設整備の内容となっていないか。	十分認められる 5 点 概ね認められる 3 点 一部認められる 1 点 全く認められない 0 点	
	(2) スケジュールの妥当性	目標達成のための妥当なスケジュールであるか。また、事業目的の達成のために必要な取組を過不足なく取り上げているか。その関係及び順序は適切か。	十分認められる 5 点 概ね認められる 3 点 一部認められる 1 点 全く認められない 0 点	

4 公益性	(1) 地域の政策課題との整合性	事業実施計画が、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成 11 年法律第 112 号。以下「家畜排せつ物法」という。）に基づく都道府県計画や、地域の環境基準等と整合しているか。	十分認められる 概ね認められる 一部認められる 全く認められない	5 点 3 点 1 点 0 点
	(2) 地域への波及	協議会の取組の効果を地域に波及するための方法・計画についての話し合い等を通じて、具体的な方法・計画を明らかにしており、それが個々の経営体の実際の取組につながるような体制にあるか。	十分認められる 概ね認められる 一部認められる 全く認められない	5 点 3 点 1 点 0 点

II 採点基準

1 成果目標に係る基準

審査基準	評価の方法	配点
1 畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援事業（堆肥造粒機等の導入を行う場合に限る） 畜産・土づくり施設等導入支援事業	【堆肥】 - 取組主体における堆肥の生産量に占める（販売量の割合の増加） 10 ポイント以上・・・2 点 20 ポイント以上・・・3 点 30 ポイント以上・・・4 点 （肥料業者への販売量の割合の増加） 10 ポイント以上・・・2 点 20 ポイント以上・・・3 点 30 ポイント以上・・・4 点 ・次の（1）又は（2）の取組を行う事業実施計画については、それぞれ 3 点を加算できるものとする。 （1）堆肥をペレット化する取組 （2）広域流通（都道府県（北海道においては総合振興局）の境を超える運搬。離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定により指定された離島振興対策実施地域、沖縄県並びに鹿児島県奄美市及び同県大島郡（以下「離島等」という。）においては海上輸送を伴うもの。）。)	最大 10 点

	【液肥】 ・ 取組主体における液肥の生産量に占める (販売量の割合の増加) 10 ポイント以上 2 点 20 ポイント以上 3 点 30 ポイント以上 4 点 (肥料業者への販売量の割合の増加) 10 ポイント以上 2 点 20 ポイント以上 3 点 30 ポイント以上 4 点 ・ 液肥の広域流通（都道府県（北海道においては総合振興局）の境を超える運搬。離島等においては海上輸送を伴うもの。）を行う取組にあつては、6 点を加算できるものとする。 【焼却灰等】 (成果目標の増加量) 10 t 以上 2 点 50 t 以上 4 点 100 t 以上 6 点 500 t 以上 8 点 1,000 t 以上 10 点	
2 畜産環境 関連施設等 導入支援事業	【浄化处理】 現状の事業場排水 1 ㍔当たりの硝酸性窒素等を 20%以上低減。 20%以上 2 点 35%以上 4 点 50%以上 6 点 65%以上 8 点 80%以上 10 点 ・ 水質汚濁防止法等に基づく規制地域であつて、一般排水基準未達となる場合にあつては 0 点とする。 【悪臭低減】 事業場との敷地境界線上の臭気指数を 11%以上低減。	最大 10 点

	11%以上・・・・・・・・・・ 2 点 17%以上・・・・・・・・・・ 4 点 22%以上・・・・・・・・・・ 6 点 28%以上・・・・・・・・・・ 8 点 33%以上・・・・・・・・・・ 10 点 ・悪臭防止法に基づく規制地域であって、規制基準未達となる場合にあっては 0 点とする。 ・悪臭防止法に基づく規制地域外にあっては、臭気指数規制を導入している最寄りの指定地域における基準値に準ずる。 ※浄化処理及び悪臭低減の取組を実施する場合にあっては、両者のポイントの合計を 2 で除した点数（小数点以下は切り上げることとする。）を採点に用いることとする。	
--	--	--

2 加算事項

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和 4 年法律第 37 号。以下「みどり法」という。）に基づく計画の認定等に応じて、最大 10 点を加算することとする。

（実施計画の認定） 5 点

取組主体が、みどり法に基づく以下の計画の認定を受けている場合。

- ・ 環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画
- ・ 基盤確立事業実施計画

（特定区域の設定） 5 点

事業実施地域が、みどり法第 16 条第 1 項に規定する基本計画で定められた特定区域の全部若しくは一部を含む場合。

別添 2（第 16 関係）

補助対象事業事務及び補助対象事業費の取扱い

第 1 事業の実施

1 実施設計書の作成

(1) 事業実施主体は、事業実施計画等に基づき畜産環境対策総合支援事業補助金のうち畜産・土づくり施設等導入支援事業及び畜産環境関連施設等導入支援事業（以下「施設等導入支援事業」という。）を実施しようとするときは、あらかじめ理事会の議決等所要の手続を行って事業の施行方法等を決定した上で、実施設計書を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

なお、複数年度で事業を実施する場合は、年度ごとの事業量及び事業費の区分を、事業内容に補助対象とあらない内容がある場合は、補助対象範囲の区分を、それぞれ実施設計書において明確にするものとする。

(2) 事業実施主体は、実施設計書を作成する能力がない場合には、設計事務所等に委託し、又は請け負わせてこれを作成するものとする。

ただし、製造請負工事に係る実施設計書については、事業実施主体における理事会の議決等所要の手続を行った上で、原則として、指名競争入札若しくは指名競争入札に準ずる方法（代行施行による競争見積等）により、施工業者を選定し、当該施工業者に実施設計書を提出させ、これを調整することにより作成するものとする。

ただし、必要性が明確である場合においては、指名競争入札等を行わず、単一の施工業者を選定することができるものとする。

2 予算の計上

事業実施主体は、予算案又は事業計画案を作成し総会等の議決を得るものとする。

なお、予算の計上又は事業計画の作成に当たっては、予算科目等において補助対象経費である旨を明示するとともに、補助対象外経費と一括計上する必要があるときは、明細等において補助対象経費を明確に区分しておくものとする。

3 地元負担金の調達

地元負担金（分（負）担金、夫役、現品、寄付金等）の賦課、徴収等の手続については、市町村（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 284 条に定める一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）、農業協同組合（以下「農協」という。）、農業協同組合連合会（以下「農協連」という。）又は土地改良区にあっては、それぞれの関係法規の定めるところ等により、農事組合法人（農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 72 条の 10 第 1 項に規定する事業を行う法人をいう。以下同じ。）、農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条 3 項に規定する法人をいう。以下同じ。）、特定農業団体（農業経営基盤強

化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 23 条第 4 項に基づく団体をいう。以下同じ。）その他農業者の組織する団体等にあつては、関係者の総会等によって議決して行うものとする。

なお、地元負担金の調達にあつては適正な賦課基準等を定めて行うとともに、寄付金品を受けて、これに当てる場合には、その旨を明確にしておくものとする。

4 その他関係法規に基づく許認可

施設等導入支援事業に係る事業の実施に当たり、土地改良法（昭和 24 年 6 月 6 日法律第 195 号）に基づく施行認可、建築基準法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号）等に基づく確認又は農地法に基づく転用の許可等を必要とするときは、事業実施主体等は、関係法規の定めるところにより、当該許認可等を得るものとする。

5 事業の着手

事業実施主体は、施設等導入支援事業に着手するときは、速やかにその旨を別記様式第 9 号により、都道府県知事に届け出るものとする。

6 事業の施行

（1）施行方法

事業は次のアからエまでに掲げるとおり直営施行、請負施行、委託施行又は代行施行によって実施するものとし、1 つの事業については 1 つの施行方法により実施することを原則とする。

ただし、事業費の低減を図るため適切と認められる場合には、1 つの事業について工種又は施設等の区分を明確にして 2 つ以上の施行方法により施行することができるものとする。

なお、製造請負工事を伴わない建設工事の施行方法は、原則として請負施行によるものとする。

ア 直営施行

直営施行においては、事業実施主体は、実施設計書、仕様書及び設計図に基づき、直接、材料の購入、現場雇用労働者の雇用等を行い、所定の期間内に事業を施行するとともに、現場主任等を選任し、現場の事務の一切の処理に当たらせることにより、工事の適正な実施を図るものとする。選任された現場主任等は、適正な工事の実施を図るため、工事材料の検収、受払、現場雇用労働者の出役の確認等を行うほか、主要工事及び埋設又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現場写真の撮影、工事日誌の記録等により工事の実施状況を明確にするものとし、併せて、工事期間中の事故防止等について、細心の注意を払うものとする。

イ 請負施行

請負施行においては、事業実施主体は、工事請負人を定め、実施設計書、仕様書及び設計図に基づき、かつ、所定の請負代金をもって、所定の期間内に工事を完了させるものとし、また、工事の請負方法、指導監督及び検査等は、次により行い、適正を期するものとする。

また、都道府県は、事業実施主体の適正な契約手続を確保する上で、必要な指導を行うものとする。

(ア)請負方法

工事の請負契約は、原則として、一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難い場合又は一般競争入札に付して落札に至らない場合（入札者がいない場合を除く。）にあつては、あらかじめ、別記様式第10号により、その理由、選定方法等を都道府県知事に報告し、適正な契約手続を確保するための必要な指示を受けた上で、指名競争入札に付するものとする。

なお、競争に参加する者はなるべく10者以上指名することとする。

また、事業実施主体は、入札終了後、速やかにその結果を別記様式第9号により、都道府県知事に報告するものとする。

ただし、次のいずれかに掲げる場合にあつては、随意契約によることができるものとする。なお、aの場合にあつては、競争入札に付し難い理由を、あらかじめ、別記様式第10号により、都道府県知事に報告し、適正な契約手続を確保するための必要な指示を受けるものとする。

また、b又はcに掲げる場合にあつては、契約保証金及び履行期限を除き、競争入札に付すときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとする。

- a 事業実施主体が農事組合法人、農事組合法人以外の農地所有適格法人、特定農業団体その他農業者の組織する団体等である場合であつて、競争入札に付し難い事情があり、かつ、当該事業実施主体の総会等の同意を得る等の手続を行う場合又はPFI事業であつて事業実施主体が公共施設等の管理者等との協定等に基づき実施する場合
- b 一般競争入札に付して入札者がいない場合
- c 指名競争入札に付して落札に至らなかった場合

事業実施主体は、契約手続の透明性を確保するため、補助対象事業費に係る契約に関し、競争契約による入札結果については全入札者及び入札金額を、随意契約については契約の相手方及び契約金額を、閲覧等の方法により原則公表するものとする。

(イ)工事の指導監督

事業実施主体は、請負契約と同時に、請負人から工程表等を提出させるとともに、請負人に現場代理人を定めさせ、当該現場代理人に工事の施行・施工管理に関する一切の事項を処理させるものとする。

また、事業実施主体は、現場監督員等を選任し、請負契約書、実施設計書、仕様書及び設計図に定められた事項について、工程表のとおり工事が実施されるよう指導監督等に当たらせるほか、主要工事及び埋設又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現場写真を撮影させ、工事の記録

等を行わせるものとする。

(ウ) 工事の検査及び引渡し

事業実施主体は、請負人が工事を完了したときは、当該請負人から工事完了届を提出させるとともに、請負契約書に定められた期間内にしゅん功検査を行った上で、引渡しを受けるものとする。この場合において、しゅん功検査に合格しないときは、期間を定めて請負人に手直し工事を行わせ、再度検査を行った後に、引渡しを受けるものとする。また、当該検査に合格した工事については、請負人に引取証を交付するものとする。

ウ 委託施行

委託施行においては、事業実施主体は、工事の委託先を定め、受託者に実施設計書、仕様書及び設計図に基づき、かつ、所定の委託金額をもって、所定の期間内に工事を完成させるとともに、工事に要した経費の明細書の提出を受けて、工事費の精算を行うものとする。また、委託施行とする場合は、第1の1の(1)に定める理事会の議決等所要の手続を行うほか、請負施行との比較検討を行い、委託施行によることとした理由を明確にしておくものとする。

なお、委託施行における工事の指導監督、検査及び引渡し等については、請負施行に準じて適正に行うものとする。

エ 代行施行

代行施行においては、事業実施主体である農協、農業者の組織する団体等が、事業の施行管理能力を有する設計事務所又は農協連（以下「代行者」という。）との間で、産地基幹施設等の基本設計の作成（必要な場合に限る。）、実施設計書の作成又は検討、工事の施行、施工管理（工事の監理を含む。）等を一括して委託する代行施行契約を締結するものとし、これに基づき、委託を受けた代行者（以下「受託代行者」という。）は、完了予定期日までに実施設計書に基づく工事を完了して事業実施主体に引き渡すとともに、施行の責任を負うものとする。

また、事業実施主体及び受託代行者は、事業の実施に当たっては、次により適正を期するものとし、都道府県は、事業実施主体に対し、適正な契約手続を確保する上で必要な指導を行うものとする。

(ア) 代行施行の選択

事業実施主体は、代行施行を選択する場合は、別記様式第11号により、代行施行によることの理由を明確にし、理事会の議決等所要の手続を行うものとする。

(イ) 代行者の選択

代行施行契約は、原則として、一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難い場合又は一般競争入札に付して落札に至らない場合（入札者がいない場合を除く。）にあっては、あらかじめ、別記様式第10号により、その理由、選定方法等を都道府県知事に報告し、適正な契約手続を

確保するための必要な指示を受けた上で、指名競争入札に付するものとする。

なお、競争に参加する者はなるべく 10 者以上指名することとする。また、事業実施主体は入札終了後、速やかにその結果を別記様式第 9 号により、都道府県知事に報告するものとする。

ただし、次のいずれかに掲げる場合にあっては、随意契約によることができるものとする。なお、a 又は b に掲げる場合にあっては、契約保証金及び履行期限を除き、競争入札に付すときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとする。

a 一般競争入札に付して入札者がいない場合

b 指名競争入札に付して落札に至らなかった場合

事業実施主体は、契約手続の透明性を確保するため、補助対象事業費に係る契約に関し、競争契約による入札結果については全入札者及び入札金額を、随意契約については契約の相手方及び契約金額を、閲覧等の方法により原則公表するものとする。

(ウ)建設委員会の設置等

代行施行においては、事業実施主体及び受託代行者の連携を緊密にし、補助対象事業の目的に即して適正に工事等を実施する必要があることから、事業実施主体及び受託代行者は、建設委員会等を設置し、適宜、協議を行うものとする。

また、受託代行者は、当該工事等の施工管理担当者を定め、これを事業実施主体に通知するものとし、事業実施主体及び受託代行者は、当該施工管理担当者を建設委員会等の委員に加えること等により、工事等の施行体制を整備するものとする。

(エ)施工業者の選定

建築施工業者、機械、施設の製造請負人の選定は、事業実施主体及び受託代行者の協議により入札参加申請のあった者について、資格要件を審査し、その結果を当該申請者に通知するとともに、公正な競争入札を行わせること等により、適正を期するものとする。

また、事業実施主体は施工業者選定後、速やかにその結果を別記様式第 9 号により、都道府県知事に報告するものとする。

事業実施主体は、契約手続の透明性を確保するため、補助対象事業費に係る契約に関し、競争契約による入札結果については全入札者及び入札金額を、随意契約にあっては契約の相手方及び契約金額を、閲覧等の方法により原則公表するものとする。

(オ)支給品の取扱い

受託代行者が施工業者に工事材料を支給する場合には、実施設計書の作成の段階のみならず、施工業者が選定され、受託代行者と施工業者の間で請

負契約を行う段階においても、再度見直しを行い、工事材料を支給品とすることの適否を十分に検討することにより、事業実施の適正を期するものとする。

また、受託代行者は、工事材料を支給品とすることについては、あらかじめ、事業実施主体と協議するとともに、補助対象事業の目的に即した優良な工事材料が適正価格をもって使用されることにより事業費の低減を図ることを旨として、決定するものとする。

(カ) 工事監督

受託代行者は、(エ)により施工業者を選定し、請負契約を締結すると同時に、当該施工業者から工程表等を提出させるとともに、現場代理人等を定めさせるものとする。

また、(ウ)の施工管理担当者は、実施設計書、工程表等に即した工事材料の検収及び工事の指導監督に当たるとともに、工事監督の記録、主要工事及び埋設又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現場写真の撮影等により工事の実施状況を記録するものとする。

(キ) 工事の検査及び引渡し

受託代行者は、施工業者が工事を完了したときは、当該施工業者から工事完了届を提出させるとともに、必要な場合には試運転等を行わせ、請負契約書に定められた期間内にしゅん功検査を行った上で、引渡しを受け、これを事業実施主体に引き渡すものとする。この場合において、しゅん功検査に合格しないときは、期間を定めて当該施工業者に手直し工事を行わせ、再度検査を行った後に引渡しを受けるものとする。

(ク) 精算

事業実施主体は、受託代行者から産地基幹施設の引渡しを受けるに当たっては、同時に、受託代行者から工事に要した経費の明細書、必要な証拠書類の写し、出来高設計書等の提出を求め、内容を確認した上で、受託代行者と締結した契約書に基づく期間内に代行施行管理料及び製造請負管理料の支払いを含む精算を行うものとする。

(2) 契約の適正化

施設等導入支援事業に係る契約については、(1)に定めるもののほか「補助金等予算執行事務に関する適正化措置について」(平成9年5月9日付け9経第895号農林水産省大臣官房経理課長通知)により、契約の手続等の一層の公平性、透明性等を図るものとする。

ア 入札の公告

一般競争入札については、公告期間は10日間以上(土日祝祭日を含まない)を確保するものとし、公告は当該事業実施主体及び上部機関等のホームページ、掲示その他の方法により行い、広く周知に努めるものとする。

イ 施設等導入支援事業における利益等排除について

本事業において、補助対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合、補助対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益相当分が含まれることは補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられるため、以下の（ア）から（ウ）までに掲げる場合には、それぞれ、当該（ア）から（ウ）までに定める利益等排除の方法に従い、適正に利益等排除するものとする。

ただし、100%同一の資本に属するグループ会社及び関連会社以外の者を含む2者以上の応札の結果、当該会社が落札した場合は、利益等排除は不要とする。

利益等排除の対象範囲は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用いて判断するものとする。

（ア）事業実施主体の自社調達の場合

原価をもって補助対象経費とする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいう。

（イ）100%同一の資本に属するグループ会社からの調達の場合

取引価格をもって補助対象額とする。

ただし、補助金の交付額の上限は当該調達品の製造原価とし、当該製造原価が証明できない場合は、補助対象としない。

（ウ）事業実施主体の関係会社からの調達の場合

取引価格をもって補助対象経費に計上する。

ただし、補助金の交付額の上限は当該製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計額とし、当該製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計額が証明できない場合は、補助対象としない。

なお、「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、関係資料等により、それが当該調達品に対する経費であることが証明されることを要するものとする。

ウ 社会保険への加入徹底等について

事業実施主体は、建設工事を発注する際に、請負代金内訳書において、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費の記載を明示させるものとする。

なお、施工業者に対し、工事の施工について、社会保険加入企業に限定する旨の「誓約書」を提出するよう働きかけるものとする。

（3）談合等不正行為の防止

ア 事業実施主体（受託代行者を含む。ウからオまでにおいて同じ。）は、「工事の請負契約に係る契約書について」（平成7年10月24日付け7経第1492号農林水産事務次官依命通知）第54条の2（A）を例として、施設等導入支

援事業業に係る工事の請負契約又は代行施行契約等の契約書に、談合等不正行為があった場合の違約金等に係る条項を設けるなど、談合等不正行為の防止に努めるものとする。

イ 施設等導入支援事業に係る工事において、刑法の競争入札妨害罪、談合罪等により関係者が起訴された場合又は公正取引委員会の排除措置命令若しくは課徴金納付命令が出された場合は、都道府県知事は、「補助事業等における談合等の不正行為に係る違約金等の取扱いについて」（平成 19 年 11 月 20 日付け 19 経第 1245 号農林水産省大臣官房経理課長通知）に基づき、速やかに必要な手続等を行うものとする。

ウ 事業実施主体は、施設等導入支援事業業に係る工事の請負契約又は代行施行契約の入札又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に当たっては、「談合等により指名停止を受けている事業者の補助事業等における取扱いについて」（平成 27 年 1 月 26 日付け 26 経第 1258 号農林水産省大臣官房長通知）に基づき（地方公共団体にあっては準じて）、競争入札等に参加しようとする者に対し、農林水産省の機関から指名停止の措置等を受けていない旨の申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させないものとする。

エ 事業実施主体は、施設等導入支援事に係る工事の競争入札等に当たっては、競争入札等に参加しようとする者に対し、事業実施年度（複数年の場合には初年度）の前年度に会計検査院から不当事項として指摘された工事等への関与の有無及び経緯に係る申立書の提出を求め、関与が認められる場合には、事業実施主体は当該者を競争入札等に参加させないことができる。

オ 事業実施主体は、役職員による秘密情報（役職員が競争入札等の業務において職務上知り得た秘密をいう。以下同じ。）の漏えい防止措置（以下「秘密情報漏えい防止措置」という。）を講ずるものとする。

また、事業実施主体は、当該職員に対し秘密情報の漏えいを防止すべき旨を周知徹底するものとする。

カ 事業実施主体は、代行施行契約に係る競争入札等の公告時において、契約の相手方となる者は契約締結時までに秘密情報漏えい防止措置を講ずることとする旨を提示する。

また、契約時には、相手方から情報管理の方法を定めた規程等を提出させることにより、当該相手方が秘密情報漏えい防止措置を講じていることを確認するものとする。

7 会計経理

会計経理は、次に掲げる事項に留意して適正に処理するものとする。

- (1) 補助対象事業費の経理は、独立の帳簿を設定する等の方法により、他の経理と区分して行うものとする（補助対象外事業費を含む全事業費を一括して経理する場合にも、補助対象事業費については区分を明確にしておくこと。）。

- (2)分（負）担金の徴収に当たっては、分（負）担金の徴収の根拠法規を有するものはもとより、特定農業団体、その他農業者の組織する団体等の根拠法規のない場合にも請求書を発行する等の方法により、個人別分（負）担を明確にするとともに徴収の都度、領収書を発行しておくこと。
- (3)事業費の支払いは、工事請負人等からの支払い請求に基づき、出来高を確認の上行うものとし、その都度領収書を受領しておくこと。
- (4)金銭の出納は、金銭出納簿等及び金融機関の預金口座等を設けて行うこと。
- (5)領収書等金銭の出納に関する書類は、日付順に整理し処理のてん末を明らかにしておくこと。

8 未しゅん功工事の防止

事業実施主体は、「未しゅん功工事について」（昭和 49 年 10 月 21 日付け 49 経第 2083 号農林事務次官依命通知）、「未しゅん功工事の防止について」（昭和 55 年 3 月 1 日付け 55 経第 312 号農林水産大臣官房長通知）及び「未しゅん功工事の防止について」（昭和 55 年 10 月 30 日付け 55 経第 1995 号農林水産事務次官依命通知）により、未しゅん功工事の防止に努めるものとし、必要に応じて予算の繰越し等の手続を行うものとする。

第 2 事業完了に伴う手続

1 しゅん功届

事業実施主体は、工事が完了したときは、速やかにその旨を別記様式第 12 号により、都道府県知事に届け出るものとする。

都道府県知事は、必要に応じ施設等導入支援事業に係る事業のしゅん功検査等を実施し、不適正な事態がある場合は手直し等の措置を指示し、補助対象事業の適正を期するものとする。

2 事業の実績報告

事業実施主体は、補助対象事業が完了したときは、実績報告書に出来高設計書等を添付して都道府県知事に報告するものとする。

なお、都道府県知事は当該報告がなされた場合、交付決定に基づく補助対象事業が適正に完了したことを確認するものとする。

3 その他関係法規に基づく手続

事業完了に伴って、土地改良法に基づく工事完了届又は建築基準法に基づく使用承認等を必要とするときは、事業実施主体は、関係法規の定めるところにより、それぞれ所要の手続を行うものとする。

第 3 関係書類の整備

事業実施主体は、補助対象事業の実施に係る、次に掲げる関係書類等を整理保存しておくものとする。

1 予算関係書類

(1) 事業実施に関する議会（総会）の議事録及び代行施行の選択（別記様式第 11 号）

(2) 予算書及び決算書

(3) 分（負）担金賦課明細書

(4) その他

2 工事施工関係書類

（直営の場合）

(1) 実施設計書、出来高設計書

(2) 工事材料検収簿、同受払簿

(3) 賃金台帳、労務者出面簿

(4) 工事日誌及び現場写真

(5) その他

（請負の場合）

(1) 実施設計書、出来高設計書

(2) 入札てん末書

(3) 請負契約書

(4) 工事完了届及び現場写真

(5) その他

3 経理関係書類

(1) 金銭出納簿

(2) 分（負）担金徴収台帳

(3) 証拠書類（見積書、請求書、入出金伝票、領収書及び借用証書等）

(4) その他

4 往復文書

交付申請から実績報告に至るまでの申請書類、交付決定に当たっての書類及び設計書等

5 施設管理関係書類

(1) 管理規程又は利用規程

(2) 財産管理台帳

(3) その他

第 4 補助対象事業費の内容、構成及び積算

1 補助対象事業費の内容

工事費（製造請負工事費及び機械器具費を含む。）、実施設計費及び工事雑費

2 補助対象事業費の構成

補助対象事業費の構成は、別表 3 を標準とする。

3 補助対象事業費の積算及び取扱い

補助対象事業費は、それぞれの施行方法に応じ、次により積算するものとする。

また、1事業が2以上の施行方法により施行される場合には、それぞれの施行方法別に区分して積算するものとする。

なお、直営施行については、補助対象事業費の構成・積算等に当たり、諸経費（現場管理費、一般管理費等）を計上しないものとする。その他の工事費の積算等については、請負施行に準ずるものとする。

建築工事を伴うものについては、工事費、実施設計費及び工事雑費に区分して積算するものとする。

（１）工事費

ア 積算の方法

工事費は、都道府県において使用されている単価及び歩掛りを基準として、現地の実情に即した適正な現地実行価格によるものとし、建設工事費は、直接工事費、共通費及び消費税等相当額に、製造請負工事費は、機械器具・機材費、運搬費及び組立・据付工事費に、機械器具は、本機、附属作業機等に区分して積算するものとする。

さらに、直接工事費は、実施設計書の表示に従って種目ごとに建築工事、電気設備及び機械設備工事等に区分し、共通費は、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等に区分してそれぞれ積算するものとする。

この場合、各費目の積算に使用する材料等の価格等には、消費税及び地方消費税に相当する分を含まないものとし、また、製造請負工事費及び機械器具費の積算は、必要性が明確である場合に限り、性能の比較検討等を行った上、機種等を選定して行うことができるものとする。

イ 支給品費

（ア）支給品費は、請負施行及び委託施行にあつては事業実施主体が、代行施行にあつては受託代行者が、請負人等に、原則として無償で支給する工事材料費とし、請負施行等に係る工事費部分と区分して工事費に計上するものとする。

（イ）支給品費の積算は、支給材料の仕入価格に支給材料の保管、運搬、管理等に必要な経費を加えた額とする。

（ウ）事業実施主体又は受託代行者が、請負人等に対し、工事材料費の支給に代えて工事材料を支給する場合であつて、工事材料を支給することが工事費の低減になるときは、原則として、支給した工事材料を支給品費として積算するものとする。

ウ 共通仮設費

共通仮設費は、建物、工作物の各種の直接工事に共通して必要な別表4に掲げる費用とし、その積算は、当該直接工事の規模、工事期間等の実情に応じて適正に行うものとする。

エ 諸経費

（ア）諸経費は、請負施行、委託施行及び代行施行においては請負人等、直営

施行においては公社が必要とする、別表 5 に掲げる現場管理費及び別表 6 に掲げる一般管理費等とする。

(イ) 諸経費は、原則として、現場管理費、一般管理費等に区分して積算するものとし、それぞれ直接工事費に対して適切な率以内とする。

ただし、直営施行における公社の一般管理費等率については、利益相当率を除くものとする。

オ 消費税等相当額

消費税等相当額は、消費税及び地方消費税に相当する分を積算するものとし、その積算は、工事価格等に消費税及び地方消費税の税率を乗じたものとする。

(2) 測量試験費

測量試験費は、工事のための測量、試験、設計等に必要な雇用賃金、機械器具、消耗品及び委託費又は請負費とする。

(3) 実施設計費

実施設計費は、設計に必要な調査費（地質、水質その他施設の規模、構造、能力等設計に必要な諸条件を調査するために必要な費用をいう。）及び設計費（設計に必要な費用をいう。）とし、当該実施設計を委託し、又は請け負わせる場合に限り、補助対象とするものとする。

なお、当該実施設計と併せて工事の施工監理を建築士事務所等に委託し、又は請け負わせる場合においては、当該監理料を実施設計費に含めることができるものとする。

ただし、代行施行にあつては、当該監理料を実施設計費に含めないものとする。

(4) 工事雑費

工事雑費は、事業実施主体が事業を実施するに伴い、現地事務所等において、直接必要とする別表 7 に掲げる使途基準を満たす経費とし、事業の施行態様に応じて積算するものとする。その額は、原則として、工事価格及び測量試験費（実施設計費を含む。）の合計額の 3.5 パーセントに相当する額以内とする。

なお、公社一般管理費については、公社が都道府県知事と協議して定める算定方式により算定する額を計上することができるものとする。

(5) 代行施行の製造請負工事に係る製造請負管理料代行施行の製造請負工事に係る製造請負管理料の額は、機械器具・機材費、運搬費及び組立・据付工事費の 5 パーセントに相当する額以内とする。

また、その上限額は 2,000 万円とし、施設全体の製造請負工事を単位として適用するものとする。

ただし、以下のアからウまでの要件をすべて満たす場合には、同一施設の製造請負工事であっても、設備ごとに区分した契約を単位として適用するこ

とができるものとする。

なお、特許権に係る設備の場合は、次の要件に関わりなく区分できるものとする。

ア 交付決定された施設の事業費のうち、製造請負工事費が 10 億円を超えること。

イ 施設の中の機能が、設備ごとに大きく異なり各々独立して稼働すること。

ウ 設備ごとの技術の専門性が高いため、一請負業者が統括して施工することが困難であること。

第5 施設等導入支援事業により整備した施設等の管理運営等について

事業実施主体は、施設等導入支援事業により補助金を受けて整備した施設等(以下「施設等」という。)を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕、改築等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図り適正に管理運営するものとする。

1 管理主体

管理運営を委託する場合には、管理主体は原則として、別紙2の第3に定める取組主体の範囲とする。

この場合において事業実施主体は、管理の委託を受ける者との間で、管理を委託する施設等の種類、設置場所、移管の年月日、管理方法、管理の委託を受ける者の権利、義務等必要な事項において協議し、委託契約を締結するものとする。

なお、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づく「公の施設」については、条例の定めるところにより地方公共団体から指定を受けた法人その他の団体に施設の管理を委託する場合、別紙2の第3に定める取組主体以外の民間事業者であっても、施設の管理を行うことができる。

2 管理方法

(1) 事業実施主体は、施設等の管理状況を明確にするため交付等要綱別記様式第10号による財産管理台帳を備え置くものとする。

(2) 事業実施主体は、その管理する施設等について、所定の手続を経て管理規程又は利用規程を定めることにより適正な管理運営を行うとともに、施設等の継続的活用を図り得るよう必要な資金の積立に努めるものとする。特に、補助金を受けて圧縮記帳を行っている場合には、留意するものとする。

(3) (2)の管理規程又は利用規程には、次に掲げる事項のうち施設等の種類に応じ必要な項目を明記するものとする。

ア 事業名及び目的

イ 種類、名称、構造、規模、型式及び数量

ウ 設置場所

エ 管理主体名並びに管理責任者の役職及び氏名

オ 利用者の範囲

- カ 利用方法に関する事項
- キ 利用料に関する事項
- ク 保全に関する事項
- ケ 償却に関する事項
- コ 必要な資金の積立に関する事項
- サ 管理運営の収支計画に関する事項
- シ その他必要な事項

(4)事業実施主体は、施設等の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、施設等の管理運営日誌又は施設利用簿等を適宜作成し、整備保存するものとする。

3 財産処分等の手続

(1)事業実施主体は、施設等について、その処分制限期間（都道府県が事業実施主体である場合にあっては農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）別表に規定する処分制限期間、その他のものが事業実施主体である場合にあっては減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に規定する耐用年数に相当する期間をいう。以下同じ。）内に当初の補助目的に即した利用が期待し得ないことが明らかになり、適正化法第 22 条に基づく財産処分として、当該施設等を当該補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊そうとするとき等は、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」（平成 20 年 5 月 23 日付け 20 経第 385 号農林水産省大臣官房経理課長通知。以下「承認基準」という。）の定めるところにより、都道府県知事の承認を受けなければならない。

この場合において、都道府県知事は、当該申請の内容を承認するときは、承認基準の定めるところにより、その必要性を検討するとともに、あらかじめ、地方農政局長等の承認を受けなければならない。

(2)災害の報告

ア 事業実施主体は、天災その他の災害により、補助対象事業が予定の期間内に完了せず、又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその旨を都道府県知事に報告し、その指示を受けるものとする。

なお、報告に当たっては、災害の種類、被災年月日、被災時の工事進捗度、被災程度、復旧見込額及び防災、復旧措置等を明らかにした上で被災写真を添付するものとする。

また、都道府県知事は、必要がある場合、現地調査等を実施し、報告事項の確認を行うものとする。

イ 事業実施主体は、施設等について、処分制限期間内に天災その他の災害による被害が発生したときは、直ちに、別記様式第 13 号により、都道府県知事に報告するものとする。

都道府県知事は、当該報告を受けたときは、当該施設等の被害状況を調査確認し、遅滞なく、調査の概要、対応措置等を付し別記様式第 13 号により、地方農政局長等に報告するものとする。

なお、都道府県が事業実施主体として災害による報告を行う場合も同様とする。この場合、地方農政局長等は必要に応じて事業実施主体に対し指導を行うものとする。

ウ 前号の報告の後、当該施設等の復旧が不可能であると判断した場合にあっては、承認基準の定めるところにより、農林水産大臣等に報告を行い、その確認を受けるものとする。

4 増築等に伴う手続

(1) 事業実施主体は、施設等の移転、更新、生産能力、利用規模若しくは利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等（以下「増築等」という。）を当該施設等の処分制限期間内に行うときは、あらかじめ、別記様式第 14 号により、都道府県知事に届け出るものとする。

(2) 都道府県知事は（1）による届出があった場合、当該増築等の必要性を検討するとともに、あらかじめ、別記様式第 14 号により、地方農政局長等に届け出て、必要に応じその指示を受けるものとする。

都道府県が事業実施主体として（1）に定める増築等の届出を行う場合も同様とする。

5 移管手続

(1) 事業実施主体は、施設等について、処分制限期間内に農協等の広域合併等により移管を行ったときは、直ちに、別記様式第 15 号により、都道府県知事に報告するものとする。

(2) 都道府県知事は、（1）の報告を受けたときは、当該施設等の移管状況を調査確認し、遅滞なく、調査の概要及び対応措置等を付し別記様式第 15 号により、地方農政局長等に報告するものとする。

畜産環境対策総合支援事業のうち
畜産堆肥流通体制支援事業

事業実施計画書

事業実施年度（目標年度） 年度（ 年度）

事業実施主体名：

代表者名：

別記様式第1号

第1 経費の配分及び負担区分

事業概要	事業費（円） (A+B+C)	補助事業に要する経費（又は要した経費）（円） (A+B)	負担区分			備考
			国庫補助金（円） (A)	事業実施主体（円） (B)	その他（円） (C)	
合計						

注1：「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。

「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

別記様式第 1 号

(チェック欄)

- ☐ 免税事業者
- ☐ 簡易課税制度の運用を受ける者
- ☐ 地方公共団体の一般会計
- ☐ 地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入の割合が 5 % 超となることが確実に見込まれるもの

注 2：国庫補助金以外からの拠出があった場合には、その金額を（B）及び（C）に記載し、具体的な内容を「備考」の欄に記入すること。

事業完了予定 年 月 日

第 2 事業の目的及び成果目標等

1 事業の目的

《目的・目的達成のための手法》

2 事業の成果目標

成果目標の内容	例：・環境負荷軽減の取組に対する畜産経営の理解増進に向けた検討会の開催回数 ・専門家による現地指導の実施畜産経営体数 ・コンサルタントによる改善指導の受診経営体数 等
---------	---

別記様式第 1 号

成果目標の 具体的な数値	目標値	〇〇	備考	
-----------------	-----	----	----	--

第 3 事業内容

1 計画のスケジュール

実施時期	目的達成のための取組（概要）
令和 4 年 4 月中 旬	例：・ 第 1 回検討会開催（課題や問題点の抽出等） ・ 相談窓口の立ち上げ
令和〇年〇月	・ 〇〇
令和〇年〇月	・ 〇〇

2 事業内容の詳細

（1）検討会の開催

開催時期	開催場所	参集範囲	検討内容	備考

別記様式第1号

経費の内訳

実 施 内 容	費 目	細 目	単 価 (円) ①	員 数 ② (人数、回数等)	金 額 (円) (①×②)	備 考
計						

注：補助対象経費の細目等に基づき、要する経費の内訳を記載すること。

(2) 優良事例の収集・調査

① 優良事例の調査

調 査 時 期	調 査 件 数	調 査 先 選 定 方 法	調 査 内 容	備 考
年 月～ 年 月	経営体			

別記様式第1号

② 調査堆肥の成分分析

分 析 回 数	実 施 時 期	目 的	実 施 方 法 (分 析 内 容)	備 考
	年 月			

経費の内訳

実 施 内 容	費 目	細 目	単 価 (円) ①	員 数 ② (人数、回数等)	金 額 (円) (①×②)	備 考
計						

注：補助対象経費の細目等に基づき、要する経費の内訳を記載すること。

(3) 理解醸成等を図るための情報発信

実 施 時 期	対 象 者 数 (参加者数)	実 施 内 容		備 考
			実 施 内 容 の 詳 細	
年 月				
年 月～ 年 月				

別記様式第1号

経費の内訳

実 施 内 容	費目	細目	単価 (円) ①	員数 ② (人数、回数等)	金額 (円) (①×②)	備 考
計						

注：補助対象経費の細目等に基づき、要する経費の内訳を記載すること。

(4) 現地指導の実施

実 施 時 期	対象経営体数	指 導 員 (専 門 家) の 範 囲	指 導 内 容	備 考
年 月～ 年 月	経営体			

経費の内訳

実 施 内 容	費目	細目	単価 (円) ①	員数 ② (人数、回数等)	金額 (円) (①×②)	備 考
計						

注：補助対象経費の細目等に基づき、要する経費の内訳を記載すること。

別記様式第1号

(5) コンサルタントへの相談

実施時期	対象地域	相談経営体数	指導内容	備考
年 月～ 年 月		経営体		

注1：複数のコンサルタントで実施する場合、それぞれ分けて記入すること。

注2：全国を対象とする場合、対象地域欄には「全国」と記入すること。

注3：実績報告時には、備考欄にコンサルタント業者名及び事務所住所を記入すること。

経費の内訳

実施内容	費目	細目	単価（円） ①	員数 ② （人数、回数等）	金額（円） （①×②）	備考
計						

注：補助対象経費の細目等に基づき、要する経費の内訳を記載すること。

(6) 事業推進事務費

実施内容	費目	細目	単価（円） ①	員数 ② （人数、回数等）	金額（円） （①×②）	備考
計						

第4 連絡先

申請者 (事業担当者)	氏 名	
	所属機関	
	職 名	
	所在地	〒
	T E L	
	F A X	
	メールアドレス	

第5 添付書類（添付しない書類名は削除すること。）

- （1）定款、寄付行為等主に営む事業内容が確認できる書類及び収支予算（又は収支決算）
- （2）本事業の一部を外部へ委託する場合は、その委託契約書（案）（又は写し）
- （3）事業費積算
- （4）事業費の算出の根拠となる資料（旅費規程等）
- （5）その他必要な書類

【記載する上での留意事項】

- ・実績報告の際、事業実施計画書を事業実績報告書とし、交付申請書に添付した記載内容と金額や値などが異なる場合、交付申請時の記載を上段に括弧書きし、下段に実績を記載する二段書きとすること。

畜産環境対策総合支援事業のうち
畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援事業
畜産・土づくり施設等導入支援事業

事業実施計画書

事業実施年度（目標年度） 年度（ 年度）

事業実施主体名：

代表者名：

取組主体名：

別記様式第2号（第7の2関係）

第1 経費の配分及び負担区分

事業概要			事業 (円) (A+B+C)	負担区分			備考
				国庫補助金 (円) (A)	事業実施主体 (円) (B)	その他 (円) (C)	
畜産・土 づくり堆 肥生産流 通体制支 援事業	(1)	協議会の開催、堆肥の成分分析、堆肥等の試験提供					
		堆肥造粒機等の導入等					
		肥料業者に販売するために必要な経費への助成					
	(2)	クロピラリド検査体制構築					
		クロピラリド検査機器導入					
畜産・土 づくり施 設等導入 支援事業	施設等の整備又は補改修						
	肥料業者に販売するために必要な経費への助成						
合 計							

注1：「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。
「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

別記様式第2号（第7の2関係）

（チェック欄）

- ☐ 免税事業者
- ☐ 簡易課税制度の運用を受ける者
- ☐ 地方公共団体の一般会計
- ☐ 地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入の割合が5%超となることが確実に見込まれるもの

注2：国庫補助金以外からの拠出があった場合や、地方公共団体等からの補助があった場合には、その金額を（B）及び（C）に記載し、具体的な内容を「備考」の欄に記入すること。

事業完了予定 年 月 日

第2 事業の目的及び成果目標等

1 事業の目的

《現状（直近数年間の状況変化）》

《目的（将来（○年後）目指す姿）》

2 事業の成果目標

（1）畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援事業

成果目標の内容				
成果目標の 具体的な数値	目標値		備考	

注：機械導入を行う場合、（2）の成果目標を設定すること。

（2）畜産・土づくり施設等導入支援事業

取組主体	成果目標の内容	現状値 (年度)		目標年度 (年度)	増加量・増加率
	・堆肥（又は液肥） の生産量に占める 〇〇※の割合を〇 〇ポイント以上増 加 ・焼却灰等の生産 量を増加させた上 で、全量販売	販 売 量 (t)			
		生 産 量 (t)			
		販 売 割 合 (%)			

※販売量又は肥料業者への販売量を記載

注：取組主体毎に作成すること。取組主体が複数の場合は適宜行を追加すること。

別記様式第2号（第7の2関係）

3 堆肥の販売先との連携

堆肥の販売先	例：JA〇〇
取組内容	例：牛ふん堆肥を配合した混合肥料を製造、販売。
活用する事業	例：国内肥料資源活用総合支援

肥料利用者	例：JA△△
取組内容	例：〇〇の栽培に、牛ふん堆肥を配合した混合肥料を活用し、栽培効果を検証。
活用する事業	例：国内肥料資源活用総合支援

- 注1：堆肥の販売先と肥料利用者が同じ場合は、肥料利用者に同上と記載すること。
- 注2：堆肥の販売先が肥料業者の場合、その先の肥料利用者を可能な限り記載すること。複数の利用者に販売する場合は、代表的な利用者を記載すること。
- 注3：計画時点で具体的に記載できない場合は、想定される者や地域等を記載することを可とするが、事業完了年度の翌年度の事業実施状況又は評価報告時までに、確定させて報告すること。
- 注4：販売先や利用者が多岐にわたる場合、任意様式で別途提出可。
- 注5：「活用する事業」の欄には、国の補助事業を活用する場合はその事業名を、活用しない場合は「－」と記入すること。

4 肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）の登録又は届出状況（見込み）等

肥料の種類	肥料の名称	国内資源の 主な種類	登録・届出 年月	成分等（％）				水分（％）
				N	P	K	現物・乾物	

5 その他の取組

堆肥をペレット化する取組	(具体的な取組内容を記載)
--------------	---------------

広域流通の取組	(具体的な取組内容を記載)
---------	---------------

第3 協議会の組織体制と役割

1 構成員と役割

構成員	事業内容又は事業手続に係る役割
畜産農家	
耕種農家	
肥料業者	
都道府県	
市町村	
その他 ○○	

注1： 事業実施体制が分かる図を添付すること。

注2： 畜産を営む者以外の2者以上の関係者から構成される協議会であること。

注3： 機械導入又は施設整備に取り組む場合にあっては、取組主体となる者の右側に（ ）書きにより取組主体と記載すること。

別記様式第2号（第7の2関係）

2 取組主体

＜畜産農家が取組主体となる場合＞

取組主体名	
経営形態	
飼養方式	
家畜排せつ物発生量 （年間）	
堆肥生産量（年間）	
堆肥販売方法（現状）	
その他	

注：機械導入又は施設整備に取り組む場合に記載すること。

＜畜産農家以外が取組主体となる場合＞

取組主体名					
経営形態、 業種					
協議会内の 畜産農家構成員	経営形態	家畜排せつ物発生量 （年間）	堆肥生産量 （年間）	堆肥販売方法 （現状）	その他

注1：機械導入又は施設整備に取り組む場合に記載すること。

注2：任意様式で別途提出可

別記様式第2号（第7の2関係）

3 計画のスケジュールと構成員の取組

番号	目的達成のための取組（概要）	計画における構成員の連携・役割分担
1	《取組の内容・時期》	
2	《取組の内容・時期》	
3	《取組の内容・時期》	
4	《取組の内容・時期》	
5	《取組の内容・時期》	
6	《取組の内容・時期》	

別記様式第2号（第7の2関係）

4 畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援事業

（1）事業実施内容

実施内容		実施時期	取組内容（場所、回数等）	備考
協議会の開催			（協議会の開催の具体的な内容を記載）	
堆肥等の成分分析			（検査機関名、検査回数等を記載）	
堆肥等の試験提供			（堆肥等の試験提供先や提供方法、回数等を具体的に記載）	
クロピラリド 検査体制の 構築	研修受講		（研修先、研修受講人数等を具体的に記載）	
	クロピラリド 検査		（検査機関名、検査回数等を記載）	
	法律相談		（相談先、相談の具体的な内容、相談回数等を記載）	

別記様式第2号（第7の2関係）

（2）堆肥造粒機等の導入等に係る経費

No	導入機器	導入予定 時期	取組主体	事業費 (円)	負担区分			補助 率	補助残融資担保	
					国庫補助 金 (円)	自己資金 (円)	その他 (円)		有無	金融機関名、融資資 金名、融資予定金 額、償還年数等
1										
2										
消費税相当額										
合計										

（3）堆肥を肥料業者への販売するために必要な経費への助成

取組主体	堆肥の販売先 (肥料業者名)	単価 (円) (15 千円/ t 以内) ①	予定数量 (t) ②	金額 (円) (①×②)	備 考
計					

注1：堆肥の高品質化、ペレット化に必要な機械を導入し、かつ堆肥を長期的に肥料業者に販売することが確実な場合に記載すること。

注2：数量は小数点以下を切り捨てること。

（4）クロピラリド検査機器の導入に係る経費

No	導入機器	導入予定 時期	取組主体	事業費 (円)	負担区分			補助 率	補助残融資担保	
					国費補助 金（円）	自己資金 （円）	その他 （円）		有無	金融機関名、融資資 金名、融資予定金 額、償還年数等
1										
2										
消費税相当額										
合計										

導入機器の 設置場所 (名称と住所)	検査予定 検体数/年	検査予定検体数の考え方 (〇〇農家〇戸×年〇回/ 戸×検体数/回などのよう に記載)	検査料 ※予定価格でも可 ※無償の場合は無償 と記載	1年間の検査スケジュール (機械導入時期、研修時期、検査 の予定を明記)

（5）畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援事業の経費の内訳

実 施 内 容	費 目	細 目	単価（円） ①	員数 ② （人数、回数等）	金額（円） （①×②）	備考
計						

注：別表2補助対象経費の細目等に基づき、畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援事業に要する経費の内訳を記載すること。

5 畜産・土づくり施設等導入支援事業

（1）施設等の整備の種類・内容

No	施設等の種類・内容	施設規模	整備する施設等の予定地（住所）
1			
2			
3			

別記様式第2号（第7の2関係）

（2）施設等の整備に係る経費等

No	施設等の種類	しゅん功予定時期	取組主体	事業費 (円)	負担区分			補助率	費用対効果 分析結果	補助残融資担保	
					国費補助金 (円)	自己資金 (円)	その他 (円)			有無	金融機関名、融資 資金名、融資予定 金額、償還年数等
1											
2											
消費税相当額											
合計											

（3）堆肥を肥料業者への販売するために必要な経費への助成

取組主体	堆肥の販売先 (肥料業者名)	単価 (円) (15 千円/ t 以内) ①	予定数量 (t) ②	金額 (円) (①×②)	備 考
計					

注1：畜産・土づくり施設等導入支援事業（家畜排せつ物等焼却ボイラー施設を除く）を計画し、かつ堆肥を長期的に肥料業者に販売することが確実な場合に記載すること。

注2：数量は小数点以下を切り捨てること。

第4 協議会の組織体制と役割

(1) 地域における政策課題との整合性

《事業実施計画と家畜排せつ物法に基づく都道府県計画の整合性等について記載》

(2) 地域への波及効果

《協議会の取組の効果を地域に波及するための方法・計画等について記載》

第5 年度別事業計画表

事業名	全体計画	事業実施期間		総事業費 (円)	うち国庫 補助金 (円)	○年度 (1年目)			○年度 (2年目)		
		開始年度	完了年度			事業内容	事業費 (円)	うち 国庫補 助金 (円)	事業内容 (円)	事業費 (円)	うち 国庫補 助金 (円)

別記様式第2号（第7の2関係）

注1：本表については、事業実施期間が複数年の事業について記入すること。

2：事業内容は、各年度における施設整備内容等を記入すること。

3：3年以上計画する場合は、適宜追加して記入すること。

4：総事業費の国庫補助金の額、2年目以降の国庫補助金の額は、見込み額を記入すること。

第6 連絡先

申請者 (事業担当者)	氏 名	
	所属機関	
	職 名	
	所在地	〒
	T E L	
	F A X	
	メールアドレス	

第7 添付書類（添付しない書類名は削除すること。）

- （1）協議会の定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約（又はこれに準ずるもの）及び総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予算等（新たに設立された協議会にあつては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類（設立総会資料、設立総会議事録等））
- （2）取組主体等が要領で規定する法人の場合、定款（写し）
- （3）取組主体等が要領で規定する集団及び団体の場合、規約又は共同利用契約書（写し）
- （4）みどりのチェックシート（写し）
- （5）概略図（事業内容、構成員、役割分担等）
- （6）別表2の細目を活用した事業費積算
- （7）事業費の算出の根拠となる資料（旅費規程等）
- （8）申請する補助対象施設・機械の見積書（写し）

別記様式第2号（第7の2関係）

- （9）申請する補助対象施設の図面（写し）、機械のカタログ（写し）
- （10）既存機械の下取りがある場合は見積書（写し）
- （11）既存施設の平面図・立面図、既存施設及び機器の資産管理台帳
- （12）申請する補助対象施設・機械と既存施設・機械の配置や処理行程及び施設規模の根拠を示す資料
- （13）費用対効果分析結果の算出根拠資料
- （14）その他必要な書類（肥料業者との長期利用供給協定書等）

【記載する上での留意事項】

- ・実績報告の際、事業実施計画書を事業実績報告書とし、交付申請書に添付した記載内容と金額や値などが異なる場合、交付申請時の記載を上段に括弧書きし、下段に実績を記載する二段書きとすること。

畜産環境対策総合支援事業のうち
畜産環境関連施設等導入支援事業

事業実施計画書

事業実施年度（目標年度） 年度（ 年度）

事業実施主体名：

代表者名：

取組主体名：

別記様式第3号（第7の2関係）

第1 経費の配分及び負担区分

事業概要		事業費（円） （A+B+C）	負担区分			備考
			国庫補助金（円） （A）	事業実施主体（円） （B）	その他（円） （C）	
畜産環境関連施設等導入支援事業	（1）高度な畜産環境対策を実施するための施設整備等					
	（2）臭気測定・水質検査等					
合 計						

注1：「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。

「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

（チェック欄）

- ☐ 免税事業者
- ☐ 簡易課税制度の運用を受ける者
- ☐ 地方公共団体の一般会計
- ☐ 地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入の割合が5%超となることが確実に見込まれるもの

注2：国庫補助金以外からの拠出があった場合や、地方公共団体等からの補助があった場合には、その金額を（B）及び（C）に記載し、具体的な内容を「備考」の欄に記入すること。

事業完了予定 年 月 日

第2 事業の目的及び成果目標等

1 事業の目的

《現状（直近数年間の状況変化）》

《目的（将来（○年後）目指す姿）》

2 事業の成果目標

取組主体	成果目標の内容	・ 事業場との敷地境界線上の臭気指数の〇〇%以上の低減 ・ 事業場排水1ℓ当たりの硝酸性窒素等の〇〇%以上の低減		
	成果目標の具体的な数値	現状値 (□年度)	目標値 (□年度)	低減率 (%)

注：取組主体毎に作成すること。取組主体が複数の場合は適宜行を追加すること。

第3 協議会の組織体制と役割

1 構成員と役割

構成員	事業内容又は事業手続に係る役割
畜産農家	
農協	
都道府県	
市町村	
その他 ○○	

注1： 事業実施体制が分かる図を添付すること。

注2： 畜産を営む者以外の2者以上の関係者から構成される協議会であること。

注3： 施設整備に取り組む場合にあっては、取組主体となる者の右側に（ ）書きにより取組主体と記載すること。

2 取組主体

＜畜産農家が取組主体となる場合＞

取組主体名	
経営形態	
飼養方式	
家畜排せつ物発生量（年間）	
臭気対策の方法（現状）	
浄化处理の方法（現状）	
その他	

注：機械導入又は施設整備に取り組む場合に記載すること。

＜畜産農家以外が取組主体となる場合＞

取組主体名					
経営形態、業種					
協議会内の畜産農家構成員	経営形態	家畜排せつ物発生量 (年間)	臭気対策の方法 (現状)	浄化処理の方法 (現状)	その他

注1： 機械導入又は施設整備に取り組む場合に記載すること。

注2： 任意様式で別途提出可

3 計画のスケジュールと構成員の取組

番号	目的達成のための取組（概要）	計画における構成員の連携・役割分担
1	《取組の内容・時期》	
2	《取組の内容・時期》	

4 畜産環境関連施設等導入支援事業

（1）施設等の整備の種類・内容

No	施設等の種類・内容	施設規模	整備する施設等の予定地（住所）
1			
2			
3			

（2）施設等の整備に係る経費等

No	施設等の種類	しゅん 功予定 時期	取組主 体	事業費 (円)	国庫補 助金 (円)	自己 資金 (円)	その他 (円)	補助 率	費用 対効 果 分析 結果	補助残融資担保	
										有無	金融機関名、融 資資金名、 融資予定金額、 償還年数等
1											
2											
消費税相当額											
合計											

別記様式第3号（第7の2関係）

（3）臭気測定、水質検査等の実施

実施内容	実施時期	取組内容（場所、回数等）	備考
臭気測定		（検査機関名、検査回数等を記載）	
水質検査		（検査機関名、検査回数等を記載）	

（4）臭気測定、水質検査等に係る経費の内訳

実施内容	費目	細目	単価（円） ①	員数 ② （人数、回数等）	金額（円） （①×②）	備考
計						

注：別表2補助対象経費の細目等に基づき記載すること。

第4 協議会の組織体制と役割

（1）地域における政策課題との整合性

《事業実施計画と家畜排せつ物法に基づく都道府県計画の整合性等について記載》

(2) 地域への波及効果

《協議会の取組の効果を地域に波及するための方法・計画等について記載》

第5 年度別事業計画表

事業名	全体計画	事業実施期間		総事業費 (円)	うち国 庫補助 金 (円)	○年度 (1年目)			○年度 (2年目)		
		開始年度	完了年度			事業内容	事業費 (円)	うち 国庫補 助金 (円)	事業内容	事業費 (円)	うち 国庫補 助金 (円)

注1：本表については、事業実施期間が複数年の事業について記入すること。

2：事業内容は、各年度における施設整備内容等を記入すること。

3：3年以上計画する場合は、適宜追加して記入すること。

4：総事業費の国庫補助金の額、2年目以降の国庫補助金の額は、見込み額を記入すること。

第6 連絡先

申請者 (事業担 当者)	氏 名	
	所属機関	
	職 名	
	所在地	〒
	T E L	
	F A X	
	メールアドレス	

第7 添付書類（添付しない書類名は削除すること。）

- （1）協議会の定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約（又はこれに準ずるもの）及び総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予算等（新たに設立された協議会にあっては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類（設立総会資料、設立総会議事録等））
- （2）取組主体等が要領で規定する法人の場合、定款（写し）
- （3）取組主体等が要領で規定する集団及び団体の場合、規約又は共同利用契約書（写し）
- （4）みどりのチェックシート（写し）
- （5）概略図（事業内容、構成員、役割分担等）
- （6）別表2の細目を活用した事業費積算
- （7）事業費の算出の根拠となる資料（旅費規程等）
- （8）申請する補助対象施設・機械の見積書（写し）
- （9）申請する補助対象施設の図面（写し）、機械のカatalog（写し）
- （10）既存機械の下取りがある場合は見積書（写し）
- （11）既存施設の平面図・立面図、既存施設及び機器の資産管理台帳
- （12）申請する補助対象施設・機械と既存施設・機械の配置や処理行程及び施設規模の根拠を示す資料

別記様式第3号（第7の2関係）

（13）費用対効果分析結果の算出根拠資料

（14）その他必要な書類

【記載する上での留意事項】

- ・実績報告の際、事業実施計画書を事業実績報告書とし、交付申請書に添付した記載内容と金額や値などが異なる場合、交付申請時の記載を上段に括弧書きし、下段に実績を記載する二段書きとするこ

都道府県事業実施計画総括表

1 事業の計画（又は実績）

（1）経費配分及び負担区分等

番号	事業実施 主体	取組主 体（※）	事業 名	事業 の概 要（施 設等 の規 模、 能力 等）	事業費 （円） （A+B +C）	補助事 業に要 する経 費 （又は 要した 経費） （円） （A+B）	補 助 率	負担区分			備考 （1）	完了 予定 年月 日（又 は完了）	事業の成果目標			実施計 画の認 定の有 無	指定区 域の設 定の有 無	都道府 県の採 点結果	備考 （2）
								国庫補 助金 （円） （A）	都道府 県費 （円） （B）	その他 （円） （C）			内 容	現 状 値	目 標 値				
事業費計																			
附帯事務費																			
合計																			

（注） 1 補助率が複数ある場合は補助率ごとに区分して記入すること。
2 備考（1）の欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに同税額を減額した場合には合計の欄の備考の欄に合計額（「除税

別記様式第4号（第7の2関係）

額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円）を記入すること。

- 3 各事業実施主体に対応する事業実施計画書（別記様式第2号及び第3号）を添付すること。
- 4 整備した施設等の貸付けをする場合には、（※）内に借受者を記載すること。
- 5 「都道府県の採点」欄の内訳が分かる資料を添付すること。
- 6 実施計画の認定
取組主体が、みどり法に基づく以下の計画の認定を受けている場合、「有」と記載すること。
 - ・環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画
 - ・基盤確立事業実施計画
- 7 特定区域の設定
事業実施地域が、みどり法第16条第1項に規定する基本計画で定められた特定区域の全部又は一部を含む場合、「有」と記載すること。
- 8 「事業完了予定（又は完了）年月日」は、事業実施主体に対して施工業者等から補助対象施設の引渡しが完了した年月日又は補助事業において債務が確定した年月日のいずれか遅い日を記入すること。
- 9 実績報告の際は、備考（2）の欄に間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。

（2）附帯事務費

事業内容	事業費 （円）	負担区分			備考
		国庫補助金 （円）	都道府県費 （円）	その他（円）	
合計					

- （注） 1 事業内容欄は、附帯事務費の使途基準により記載すること。
 2 「事業費」欄及び「負担区分」欄は、「事業内容」欄の経費ごとに記載すること。

番 号
年 月 日

農林水産省畜産局長 殿

所在地
団体名
代表者の氏名

畜産環境対策総合支援事業評価報告書
（〇〇年度）

国内肥料資源利用拡大対策事業実施要領（令和 4 年 12 月 21 日付け 4 農産第 3509 号農林水産省農産局長、4 畜産第 1954 号農林水産省畜産局長通知）別紙 2 の第 9 の 1 に基づき、別添のとおり報告します。

畜産環境対策総合支援事業のうち
畜産堆肥流通体制支援事業

評価報告書

事業実施年度（目標年度） 年度（ 年度）

事業実施主体名：

代表者名：

1 事業実績総括表

事業概要	事業費（円） （A+B+C）	国庫補助金（円） （A）	事業実施主体（円） （B）	その他（円） （C）	備考
合計					

注1：「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。

注2：国庫補助金以外からの拠出があった場合には、その金額を（B）及び（C）に記載し、具体的な内容を「備考」の欄に記入すること。

2 事業の成果

内 容	事業成果

注：内容には取り組んだ事業毎の実績を記載し、事業成果には、自己評価を記載する。

3 成果目標の達成状況

成果目標の内容				
成果目標の具体的な数値	実績値 (計画時の 目標値)	()	達成率	

4 取組の総合評価及び事業の効果

5 添付資料（任意）

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

所在地
団体名
代表者の氏名

畜産環境対策総合支援事業実施状況報告書
(〇〇年度)

国内肥料資源利用拡大対策事業実施要領（令和4年12月21日付け4農産第3509号農林水産省農産局長、4畜産第1954号農林水産省畜産局長通知）別紙2の第8の1に基づき、別添のとおり報告します。

（注）1 別紙2の第9の2に基づく事業評価の報告を行う場合にあっては、実施状況報告書を評価報告書に、本文中「第8の1」を「第9の2」に置き換えること。

実施状況と評価報告を同時に行う場合にあっては、実施状況及び評価報告書に、本文中「第8の1」を「第8の1及び第9の2」に置き換えること。

2 畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援事業及び畜産・土づくり施設等導入支援事業については、別添1の実施状況（評価）報告書を、畜産環境関連施設等導入支援事業については、別添2の実施状況（評価）報告書を添付すること。

畜産環境対策総合支援事業のうち
畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援事業
畜産・土づくり施設等導入支援事業
実施状況（評価）報告書

事業実施年度（目標年度） 年度（ 年度）

事業実施主体名：

代表者名：

取組主体名：

1 事業実績総括表

事業概要			事業費（円） （A+B+C）	国庫補助金（円） （A）	事業実施主体（円） （B）	その他（円） （C）	備考
畜産・土 づくり堆 肥生産流 通体制支 援事業	（１）	協議会の開催、堆肥の成分分析、堆肥等の試験提供					
		堆肥造粒機等の導入等					
		肥料業者に販売するために必要な経費への助成					
	（２）	クロピラリド検査体制構築					
		クロピラリド検査機器導入					
畜産・土 づくり施 設等導入 支援事業	施設等の整備又は補改修						
	肥料業者に販売するために必要な経費への助成						

(注) 1:「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。

2: 国庫補助金以外からの拠出があった場合や、地方公共団体等からの補助があった場合には、その金額を (B) 及び (C) に記載し、具体的な内容を「備考」の欄に記入すること。

2 事業の成果

事業内容	取組主体	事業成果

注：事業内容には、取り組んだ事業毎の実績を記載し、事業成果には、自己評価を記載する。

クロピラリド検査機器導入の成果

導入機器の 設置場所 (名称と住所)	検査実績 検体数/年	検査の内訳 (〇〇農家〇戸×年〇回/戸×検体 数/回などのように記載)	検査料 ※無償の場合は無償と 記載	1 年間のスケジュール (機械導入時期、研修 時期、検査時期の実績 を明記)

別記様式第6号別添1

3 成果目標の達成状況

(1) 畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援事業

成果目標の内容				
成果目標の具体的な数値	目標値		備考	

注：機械導入を行う場合、(2)の成果目標の成果目標の達成状況を記載すること。

(2) 畜産・土づくり施設等導入支援事業

取組主体	成果目標 の内容	取組前 (令和○年度)	事業完了年度 (令和□年度)	翌年度 (令和△年度)	目標年度 (令和◇年度)	目標値	増加量・ 増加率 (当該年度)	備考
		販 売 量 (t)						
		生 産 量 (t)						
		販 売 割 合 (%)						

注：取組主体毎に作成すること。取組主体が複数の場合は適宜行を追加すること。

別記様式第 6 号別添 1

(3) 堆肥の販売先との連携

堆肥の販売先	例：JA〇〇
取組内容	例：牛ふん堆肥を配合した混合肥料を製造、販売。
活用した事業	例：国内肥料資源活用総合支援

肥料利用者	例：JA△△
取組内容	例：〇〇の栽培に、牛ふん堆肥を配合した混合肥料を活用し、栽培効果を検証。
活用した事業	例：国内肥料資源活用総合支援

注 1：堆肥の販売先と肥料利用者が同じ場合は、肥料利用者に同上と記載すること。

注 2：堆肥の販売先が肥料業者の場合、その先の肥料利用者を可能な限り記載すること。複数の利用者に販売する場合は、代表的な利用者を記載すること。

注 3：販売先や利用者が多岐にわたる場合、任意様式で別途提出可。

注 4：「活用した事業」の欄には、国の補助事業を活用した場合はその事業名を、活用していない場合は「一」と記入すること。

(4) 肥料の品質の確保等に関する法律（昭和 25 年法律第 127 号）の登録又は届出状況等

肥料の種類	肥料の名称	国内資源の 主な種類	登録・届出 年月	成分等（％）				水分（％）
				N	P	K	現物・乾物	

4 当該年度の取組の総合評価（成果目標の達成状況や、導入した施設・機械等の稼働状況を踏まえ、記載すること。）

5 今後の課題と翌年度計画への反映状況（目標年度の翌年度の成果報告書には記載不要）

6 事業評価報告（目標年度の翌年度に評価報告するときのみ記載）

（1）成果目標の達成状況

（2）事業実施後の課題

注：成果目標の達成や施設等の効率的な運営を図る上で課題となっている点があれば記載すること。

(3) 改善方策（改善の必要がある場合に記載）

--

注：成果目標の達成や施設の効率的な運営を図る上で改善の必要がある場合に記載すること。

(4) 目標年度における本事業の効果

--

注 1：成果目標の達成等により、どのような具体的な効果があったのか、また成果目標以外に事業の効果が見られた場合はどのような効果があったのか記載すること。

注 2：各効果の値とその根拠資料も添付すること。

畜産環境対策総合支援事業のうち
畜産環境関連施設等導入支援事業
実施状況（評価）報告書

事業実施年度（目標年度） 年度（ 年度）

事業実施主体名：

代表者名：

取組主体：

1 事業実績総括表

事業概要		事業費（円） （A+B+C）	国庫補助金 （円）（A）	事業実施主体 （円）（B）	その他 （円）（C）	しゅん功又は 完了年月日	備考
畜産環境関連施設等 導入支援事業	（1）高度な畜産環境対策を実施するための施設整備等						
	（2）臭気測定・水質検査等						
合 計							

注1：「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。

注2：国庫補助金以外からの拠出があった場合や、地方公共団体等からの補助があった場合には、その金額を（B）及び（C）に記載し、具体的な内容を「備考」の欄に記入すること。

別記様式第 6 号別添 2

2 事業の成果

事業内容	取組主体	事業成果

注：内容には、取り組んだ事業毎の実績を記載し、事業成果には、自己評価を記載する。

3 成果目標の達成状況

取組主体	成果目標の内容	取組前 (令和○年 度)	事業 完了年度 (令和□年 度)	翌年度 (令和△年 度)	目標年度 (令和◇年 度)	目標値	低減率 (当該年度)	備考

注：取組主体毎に作成すること。取組主体が複数の場合は適宜行を追加すること。

4 当該年度の取組の総合評価（成果目標の達成状況や、導入した施設の稼働状況を踏まえ、記載すること。）

5 今後の課題と翌年度計画への反映状況（目標年度の翌年度の成果報告書には記載不要）

6 事業評価報告（目標年度の翌年度に評価報告するときのみ記載）

（1）成果目標の達成状況

（2）事業実施後の課題

注：成果目標の達成や施設等の効率的な運営を図る上で課題となっている点があれば記載すること。

（3）改善方策（改善の必要がある場合に記載）

注：成果目標の達成や施設の効率的な運営を図る上で改善の必要がある場合に記載すること。

(4) 目標年度における本事業の効果

--

注1： 成果目標の達成等により、どのような具体的な効果があったのか、また成果目標以外に事業の効果が見られた場合はどのような効果があったのか記載すること。

注2： 各効果の値とその根拠資料も添付すること。

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
北海道農政事務所長 殿
内閣府沖縄総合事務局長 殿

都道府県知事
氏 名

畜産環境対策総合支援事業実施状況報告書
(〇〇年度)

国内肥料資源利用拡大対策事業実施要領（令和4年12月21日付け4農産第3509号農林水産省農産局長、4畜産第1954号農林水産省畜産局長通知）別紙2の第8の1に基づき、別添のとおり報告します。

（注）1 別紙2の第9の2に基づく事業評価の報告を行う場合にあっては、実施状況報告書を評価報告書に、本文中「第8の1」を「第9の2」に置き換えること。

実施状況と評価報告を同時に行う場合にあっては、実施状況及び評価報告書に、本文中「第8の1」を「第8の1及び第9の2」に置き換えること。

2 別添として都道府県事業成果報告書（評価報告書）を添付すること。

都道府県業成果報告書（評価報告書）

事業実施主体	事業名	事業の概要 （施設等の規模、能力等）	取組主体	成果目標	事業実施状況						事業費 （円）	負担区分			完了年月日	事業実施主体の評価		都道府県の評価	備考
					取組前 （令和○年度）	事業完了年度 （令和○年度）	翌年度 （令和○年度）	【目標年度】 （令和○年度）	目標値	達成率		国庫補助金 （円）	都道府県費 （円）	その他 （円）		総合評価	課題と翌年度への反映状況		

別記様式第7号別添

都道府県 平均達成率 (%)		都道府県 総合所見	
----------------------	--	--------------	--

(注) 1 別添として、各事業実施主体が作成した事業実施状況報告書又は評価報告書を添付すること。

2 達成率は、報告年度における値を記入すること。(達成率：(当該年度の成果目標数値－計画時の現状値) / (計画時の成果目標数値－計画時の現状値))

3 「事業実施主体の評価」欄及び「都道府県の評価」欄については、評価の対象となる年度のみ、それぞれの所感を記入すること。

4 「総合所見」欄については、評価実施年度の取組について、都道府県全体の総合所見を記入すること。

5 「都道府県平均達成率」欄は、都道府県において事業実施地区で掲げている成果目標ごとの達成率の平均値とする。

年 月 日

都道府県知事 殿

所在地
団体名
代表者氏名

〇〇年度国内肥料資源利用拡大対策補助金のうち畜産環境対策総合支援事業の交付決定前着手届

国内肥料資源利用拡大対策事業実施要領（令和4年12月21日付け4農産第3509号農林水産省農産局長、4畜産第1954号農林水産省畜産局長通知）別紙2の第7の4に基づき、事業実施計画に基づく下表の事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいのでお届けします。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、不可抗力を含むあらゆる事由によって損失を生じた場合、当該損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更を行わないこと。

事業内容	事業費 (円)	着手予定年 月日	完了予定年 月日	理由

別記様式第9号（別添2 第1の5関係）

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇〇年度国内肥料資源利用拡大対策事業費補助金のうち畜産環境対策総合
支援事業における入札結果報告・着工届

このことについて、下記のとおり入札結果を報告し、着工を届け出ます。

記

対象機械・施設等名 又は工事等の契約名		
施行方法	直営施行・請負施行・委託施行・代行施行	
施工業者選定方法	一般競争入札・指名競争入札・ 代行施行における競争見積・随意契約	
入札執行年月日	年 月 日	
入札立会者の 所属・役職・氏名		
入札予定価格（税抜）	円	
入札参加業者名及び 入札価格（税抜）		円
		円
		円
		円
		円
入札執行回数	回	
落札業者名（契約業者名）		
契約価格（税込）	円	
契約年月日	年 月 日	
建築場所		

工事開始日	年 月 日
完了予定年月日	年 月 日
工事監理者	
入札結果等の公表方法	
備考	年 月 日付け〇〇第〇〇〇号 交付決定通知

- (注) 1 「施行方法」欄及び「入札方法」欄は、該当するものを○で囲む。
- 2 「入札予定価格」欄は、未公表の場合は未公表と記入する。ただし、不落札随意契約の場合は、必ず記入する。
- 3 「入札参加業者名及び入札価格」欄は、入札に参加した業者名を全て記入し、入札最終回に投じられた価格を記入する(途中棄権した業者がある場合は、当該業者の価格は空欄とする)。
- 4 不落札随意契約の場合は、「入札執行回数」欄は入札執行回数及び不落札随意契約である旨を、また、「落札業者名」欄は契約業者名を記入する。
- 5 「施工業者選定方法」が随意契約の場合は、「入札執行年月日」欄から「入札執行回数」欄までは記入不要とし、「落札業者名」欄に契約業者名を記入する。
- 6 「入札結果等の公表方法」欄は、入札結果の公表時期、公表方法等を記入する。
- 7 交付決定前に着手した場合、「備考」欄は交付決定前着手届の文書番号等を記入する。
- 8 本報告・届出に際しては、工程表を添付すること。また、「談合等により指名停止を受けている事業者の補助事業等における取扱いについて」(平成 27 年 1 月 26 日付け 26 経第 1258 号農林水産省大臣官房長通知)に基づき、競争入札等に参加しようとする者に参考様式を例として申立書の提出を求め、これを添付すること。
- 9 社会保険への加入の確認をした場合、誓約書を添付すること。
- 10 事業が複数の契約からなる場合は、契約ごとに上表を整理すること。

(参考様式①)

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

事業実施主体 殿

所 在 地
商号又は名称
代 表 者

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

(注1) 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

(注2) この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。

(注3) 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りではない。

(参考様式②)

不当事項として指摘された工事等への関係の有無に係る申立書

年 月 日

事業実施主体 殿

所 在 地
商号又は名称
代 表 者

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、過去1年間、会計検査院から不当事項として指摘された工事等に関与していない(又は関与していた)ことを申し立てます。

また、この申告が虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

(注1) 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

(注2) 会計検査院から不当事項として指摘された工事等に関与していた場合は、以下の内容を記載すること。

- ①会計検査院の指摘事項の概要
- ②当該工事における当社の役割について

(参考様式③)

誓約書

(発注者名) 殿

工事名：

標記の工事においては、工事を施工する建設業者について社会保険関係法令の遵守を徹底する観点から、下記のことを誓約します。

記

次に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）をすべての次数において下請負人とししないこと。

- (1) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務
- (2) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務
- (3) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務

年 月 日
所 在 地
商号又は名称
代 表 者

別記様式第 10 号（別添 2 第 1 の 6 関係）

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇〇年度国内肥料資源利用拡大対策事業費補助金のうち畜産環境対策総合
支援事業の施行方法等について

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号で交付決定のあったこの事業について、施
行方法等下記のとおり報告します。

記

対象施設等名 又は工事等名	
施行方法	☐ 請負施行 ☐ 代行施行
契約方式	☐ 指名競争入札による契約 ☐ 随意契約 (入札又は契約予定年月日 年 月 日)
上記の契約方式を 選択した理由	(一般競争入札に付し難く、指名競争入札による契約 又は随意契約によらざるを得ない理由を記載する。)
指名競争入札における 指名基準	(指名基準、指名方法等について記載する。)

(施行方法、契約方式の欄は、該当する項目の□にチェックを入れること。)

別記様式第 11 号（別添 2 第 1 の 6 関係）

代行施行によることの理由の確認表

事業名：〇〇年度畜産環境対策総合支援事業のうち〇〇事業

事業内容（施設名）：

業務内容		検討内容
1 代行施行管理 （建設工事）	(1) 実施設計書の作成又は検討	（※製造請負工事と一体的に代行施行を選択する場合は、代行者が実施することとなるので、理由は不要。）
	(2) 業者選定の執行	事業実施主体が、適正に入札参加業者等を選定できない理由
	(3) 入札の執行	事業実施主体が、適正な競争入札を行うことができない理由
	(4) 施工管理 ① 施工管理者の確保 ② 工程の調整 ③ 工事の監理 ④ 工事の検査 ⑤ しゅん功検査、引き渡し	事業実施主体が、建設工事を設計図書（図面及び仕様書）と照合し、工事が設計図書のとおりを実施されているか確認することができない理由。 事業実施主体が、業者を指導監督し、設計書どおりに工事を完成させることができない理由。
2 製造請負管理 （製造請負工事）	(1) 基本計画、仕様の作成	施設等の基本設計及び仕様の作成について、代行者の協力が必要な理由
	(2) 業者選定の執行	事業実施主体が、適正に施設等業者等を選定できない理由
	(3) 業者決定の執行	事業実施主体が、適正な競争見積を行うことができない理由
	(4) 実施設計の検討	実施設計の検討を代行者に委託する理由
	(5) 施工管理 ① 施工管理者の確保 ② 工程の調整 ③ 工事の監理 ④ 工事の検査 ⑤ しゅん功検査、引き渡し	事業実施主体が、施設等工事を設計図書（図面及び仕様書）と照合し、工事が設計図書のとおりを実施されているか確認することができない理由。 事業実施主体が、業者を指導監督し、設計書どおりに工事を完了させることができない理由。

別記様式第 12 号（別添 2 第 2 の 1 関係）

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇〇年度国内肥料資源利用拡大対策事業費補助金のうち畜産環境対策総合
支援事業のしゅん功届

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号で交付決定のあったこの事業について、下
記のとおり工事が完了しましたので届け出ます。

記

事業種類	
事業内容 (施設名・処理量等)	
事業費 (円)	
建築場所	
工事開始日	
完了年月日	
関係法令検査年月日	
〇〇法	
しゅん功検査年月日 (または予定日)	
引渡し年月日 (または予定日)	
請負等業者	
工事監理者	

注：請負人等からの完了届の写しを添付すること。

番 号
年 月 日

〇〇地方農政局長 殿
〔北海道にあつては、北海道農政事務所長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕
(又は都道府県知事 殿)

都道府県知事
〔又は
所在地
団体名
代表者氏名〕

〇〇年度国内肥料資源利用拡大対策事業費補助金のうち畜産環境対策総合
支援事業で取得又は効用の増加した施設等の災害報告について

〇〇年度において国内肥料資源利用拡大対策事業費補助金のうち畜産環境対策総合
支援事業で取得又は効用が増加した施設等が災害（例：台風〇〇号）により被災した
ので、報告いたします。

記

- 1 被災施設等の概要
 - (1) 事業実施主体名（取組主体名）
 - (2) 施設等の所在地
 - (3) 施設等の構造、規格、規模等
 - (4) 事業費
 - ア 補助金
 - イ その他の負担金
 - (5) 取得年月日
- 2 災害の概要
 - (1) 災害の原因
年 月 日台風第〇〇号による強風
(〇〇気象台調べ 〇時〇分 m/s（瞬間風速）)
 - (2) 被災の程度
〇〇㎡の被覆材及びパイプの破損
破損見積額
- 3 被害見積価格（復旧可能なものにあつては、復旧見込額）
- 4 その他（災害復旧計画及び資金計画）

[添付資料]

- 1 事業実施計画書の写し
- 2 財産管理台帳の写し
- 3 管理運営規程
- 4 その他地方農政局長等が必要と認める書類

別記様式第 14 号（別添 2 第 5 の 4 関係）

番 号
年 月 日

〇〇地方農政局長 殿
〔 北海道にあっては、北海道農政事務所長
沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長 〕
（又は 都道府県知事 殿）

都道府県知事
〔 又は
所 在 地
団 体 名
代表者氏名
〕

〇〇年度国内肥料資源利用拡大対策事業費補助金のうち畜産環境対策総合支援事業で取得又は効用の増加した施設等の増築（模様替え、移転、更新等）届について

〇〇年度において国内肥料資源利用拡大対策事業費補助金のうち畜産環境対策総合支援事業で取得又は効用が増加した施設等を増築（模様替え、移転、更新等）したいので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 増築等の理由
- 2 増築等に係る施設等の概要
 - （1）事業実施主体名（取組主体名）
 - （2）施設等の所在地
 - （3）施設等の構造、規格、規模等
 - （4）事業費
 - ア 補助金
 - イ その他の負担額
 - （6）取得年月日
- 3 増築等の概要（例）
 - （1）増築等

増築	鉄骨スレート葺	〇〇㎡	事業費	〇〇〇	千円
増設	〇〇ライン	〇〇箱／日処理	事業費	〇〇〇	千円
 - （2）事業費の負担区分
 - （3）着工予定時期
 - （4）増築等の効果

[添付資料]

- 1 当初事業実施計画書の写し
- 2 処理能力計算書
- 3 経営収支計画
- 4 建物平面図及び側面図並びに増設配置図
- 5 財産管理台帳の写し
- 6 その他地方農政局長等が必要と認める書類

番 号
年 月 日

〇〇地方農政局長 殿
〔北海道にあつては、北海道農政事務所長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕
(又は 都道府県知事 殿)

都道府県知事
〔又は
所在地
団体名
代表者氏名〕

〇〇年度において国内肥料資源利用拡大対策事業費補助金のうち畜産環境
対策総合支援事業で取得又は効用の増加した施設等の事業実施主体の合併
に伴う取得財産の移管について

〇〇市〇〇〇農業協同組合と〇〇市〇〇〇農業協同組合は、農業協同組合法第 6 5
条、第 6 6 条により〇〇年〇〇月〇〇日合併設立を行い、〇〇農業協同組合となり、
農業協同組合法第 6 8 条により、〇〇年度において国内肥料資源利用拡大対策事業費
補助金のうち畜産環境対策総合支援事業により取得した財産の権利義務を〇〇農業協
同組合が継承したので、下記のとおり報告いたします。
なお、本施設等に係る交付決定通知の条件は、〇〇農業協同組合が遵守いたします。

記

1 概 要

事業名	事業実施の概要						合併後の事業実施主体名
	事業実施主体名	取組主体名	事業内容	事業費	補助金	取得年月日	

2 移管及び交付条件の継承に係る調整経過及び対応措置